

## 1 1月企画運営委員会次第

日 時 平成 22 年 11 月 10 日(水)14:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

### 1 理事長挨拶

### 2 議事録署名人の選任について

### 3 議題

- (1) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の取組み状況について
- (2) 「保育の日前夜祭」について
- (3) 平成 23 年度関東ブロック保育研究大会割り当てテーマについて
- (4) その他

### 4 報告事項

- (1) 全保協情報 全保協ニュース No10-16、10-17、10-18、10-19
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他
  - ・ 平成 22 年度神奈川県保育のつどい開催要綱
  - ・ アルコール消毒液に関する事務連絡
  - ・ 「子どもを守り、育む全国フォーラム 2010」開催および参加のご案内について

※次回企画運営委員会開催予定

平成 22 年 12 月 3 日(水)15:00～ 県社会福祉会館  
(17:30～ 「保育の日前夜祭」を開催します。)

## 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会・第 3 回運営実行委員会次第

日 時 平成 22 年 11 月 10 日(水)  
13:00～14:00  
場 所 神奈川県社会福祉会館  
1 階 第 3 会議室

- 1 開 会(都築理事長)
- 2 大会会長挨拶(富田顧問)
- 3 議 事(都築理事長)
  - (1) 各委員会の取組み状況及び今後の進め方について  
(各委員長から報告)
  - (2) 検討課題の協議について
  - (3) その他
- 4 閉 会(都築理事長)

## 総務式典委員会の取組み状況

- 1 大会当日の内容等の確認・出演者との交渉
  - ・式典・記念講演会・祝賀会の進行の確認
  - ・出演者との交渉(出演料・内容の確認・準備するもの)
    - <記念講演>「子ども達と食育について」  
講師 トウーランドット総料理長 脇屋友詞 氏
    - <祝賀コンサート>  
会食・懇談中のBGM
  - ・担当者の配置
  - ・大会配布資料の作成
  - ・会場レイアウト・座席表の検討・作成
- 2 来賓への招待状の作成・送付、出欠の確認
  - ・来賓リストの最終確認
  - ・招待状の送付・出欠の確認
- 3 参加者のとりまとめ・参加者名簿の作成
- 4 被表彰者の推薦とりまとめ・選考の実施・決定
  - ・推薦締め切り 12月1日(水)期限厳守で依頼済み
  - ・特別表彰候補者リストの作成
  - ・表彰委員会の設置・開催
  - ・被表彰者の決定・通知、招待状の送付
- 5 記念品の検討・決定
- 6 その他
  - ・広報委員会・財務委員会に属しない事項の検討・決定
- 7 今後の課題等

## 来賓招待者リスト

- ・神奈川県知事、各市長、町長
- ・神奈川県議会議長、神奈川県議会厚生常任委員会委員長・副委員長
- ・神奈川県児童福祉審議会委員長
- ・神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部長、次世代育成課長
  
- ・神奈川県社会福祉協議会会長
- ・神奈川県社会福祉婦人懇話会会長
  
- ・神奈川県民間保育園協会会長
- ・日本保育協会神奈川県支部長
  
- ・全国保育協議会会長
- ・関東ブロック保育協議会会長、構成都市市長
  
- ・神奈川県保育士養成施設協会会長・構成施設長
  
- ・保育会歴代会長・副会長

- ※ 招待状には、参加費は入れない。  
招待状には、第一部・第二部・第三部毎の出欠を記入してもらう。  
来賓の出欠状況を見てから、祝辞をお願いする方を決定する。

## 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会表彰選考委員会について(案)

### 1 表彰選考委員会の設置

- ・ 神奈川県保育会の表彰選考委員会をベースに、総務式典委員会委員等を若干名加えて、表彰選考委員会を設置する。

### 2 表彰選考委員会の選考範囲

- ・ 保育園園長又は市町保育主管課長から推薦のあった永年勤続表彰候補者の選考を実施して、大会会長に報告する。
- ・ 特別表彰については、次のいずれかの案により行う。
  - ① 総務式典委員会で候補者を選定し、(運営委員会の協議を経て)表彰選考委員会で検討して、大会会長に報告・決定する。
  - ② 総務式典委員会で候補者を選定し、運営実行委員会で検討して、大会会長に報告・決定する。
- ・ 大会会長感謝は、総務式典委員会で候補者を選定し、運営実行委員会で検討して、大会会長に報告・決定する。

### 3 表彰選考委員会の開催

- ・ 12 月中に 2 回程度開催し、表彰選考委員会の結果を取りまとめる。

### 表彰選考委員会名簿

| 氏 名    | 保育園名   | 市町名  | 備 考 |
|--------|--------|------|-----|
| 長谷川 光哉 | 広野台保育園 | 座間市  | 委員長 |
| 佐藤 蘭子  | 大楠愛児園  | 横須賀市 | 委員  |
| 池田 紀子  | 富水保育園  | 小田原市 | 委員  |
|        |        |      |     |
|        |        |      |     |
|        |        |      |     |
|        |        |      |     |

## 神奈川県保育会創立50周年記念大会表彰要綱

### 1 目的

神奈川県保育会が創立50周年を迎え、記念大会を開催するにあたり、神奈川県保育会の創立及び発展に寄与し、その功績が顕著な者に対し、大会会長が表彰し、又は感謝を表することを目的とする。

### 2 表彰の種類

大会会長表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大会会長感謝
- (2) 大会会長表彰

### 3 表彰の方法

この表彰は、神奈川県保育会創立50周年記念大会において行う。

### 4 大会会長感謝

大会会長感謝は、神奈川県保育会の歴代会長経験者を対象とし、感謝状と記念品を贈呈してこれを行う。

### 5 大会会長表彰

大会会長表彰は、永年勤続表彰及び特別表彰とし、その要件は次のとおりとする。

#### (1) 永年勤続表彰

永年勤続表彰は、保育園園長経験30年以上の者及び保育士+保育園園長経験の通算35年以上の者とし、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。

但し、非常勤職員(週30時間勤務以上)としての雇用期間は、常勤換算とするものとし、公立保育園園長にあつては、本庁勤務の期間は経験年数に含まないものとする。

#### (2) 特別表彰

神奈川県保育会の発展及び保育事業に貢献した者に対し、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。

### 6 表彰の基準日

永年勤続の経験年数は、平成23年1月1日現在とする。

7 候補者の推薦

永年勤続表彰の候補者は、保育園園長又は市町保育主管課長に、別紙推薦書により推薦を依頼する。

8 表彰選考委員会の選考

大会会長表彰の被表彰者の選考については、表彰選考委員会を設置してこれを行い、大会会長が被表彰者の決定を行う。

# 神奈川県保育会創立50周年記念大会永年勤続表彰者推薦書

|                 |   |          |   |                    |
|-----------------|---|----------|---|--------------------|
|                 |   |          |   | 平成23年1月1日現在        |
| ふりがな            |   |          |   | 昭和    年    月    日生 |
| 氏名              |   |          |   |                    |
| ふりがな            |   |          |   | 職名                 |
| 施設名<br>(勤務先)    |   |          |   |                    |
| ふりがな            |   |          |   |                    |
| 施設の住所           | 〒   |          |   |                    |
|                 | TEL                      -                      - |          | FAX                      -                      - |                    |
| 勤続年月数<br>※      | 就任(職)年月日  | 退任(職)年月日 | 勤続年数  | 施設名                |
|                 | 年 月 日   | 年 月 日    | 年 カ月  |                    |
|                 | 年 月 日   | 年 月 日    | 年 カ月  |                    |
|                 | 年 月 日   | 年 月 日    | 年 カ月  |                    |
|                 | 年 月 日   | 年 月 日    | 年 カ月  |                    |
|                 | 年 月 日   | 年 月 日    | 年 カ月  |                    |
|                 | 年 月 日   | 年 月 日    | 年 カ月  |                    |
|                 |   | 現在に至る    |   |                    |
|                 |   | (通算合計)   |   | 年 カ月               |
| 備考              |   |          |   |                    |
| 平成22年    月    日 |   |          |   |                    |
| 推薦者職氏名          |   |          |   | 印                  |

※ 勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。



# 神奈川県保育会創立50周年記念大会開催要綱

## 1 目的

神奈川県保育会創立50周年及び一般社団法人設立という節目の年を迎えて、全会員あげてこれを祝うとともに、神奈川県保育会の発展に功労のあった方々に感謝し、すべての子どもの幸せを願いながら、今後の神奈川県保育会の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

## 2 開催時期・時間

平成23年2月26日(土) 11:00~14:30

## 3 開催会場

横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 日輪  
横浜市西区北幸1-3-23

## 4 実施団体

主催 一般社団法人神奈川県保育会  
後援(予定)

神奈川県、各市町、神奈川県社会福祉協議会、  
横浜市社会福祉協議会、川崎市社会福祉協議会、  
横須賀市社会福祉協議会、相模原市保育連絡協議会、  
神奈川県保育士会、神奈川県ゆりの会、  
神奈川県社会福祉婦人懇話会、  
神奈川県民間保育園協会、神奈川県保育士養成施設協会

## 5 参加人員

300名~400名

## 6 参加費

10,000 円

## 7 実施内容及び進行

10:30~ 受付

11:00~12:00 第1部 式典

- ・開会のことば
- ・主催者あいさつ
- ・表彰式
- ・来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露
- ・閉会のことば

12:00~12:45 第2部 記念講演会

12:45~14:30 第3部 祝賀会

- ・開会のことば
- ・来賓祝辞
- ・乾杯
- ・祝賀コンサート等
- ・閉会のことば

## 広報委員会の取組み状況

### 1 記念誌の発行

- ① 印刷部数                    1,000 部
  
- ② 印刷費用の見積り
  - ・ 記念誌本体
  - ・ 協賛広告集
  - ・ 大会配布資料
  
- ③ 印刷会社                    (株)大成企画(茅ヶ崎市)
  
- ④ 記念誌発行の流れ
  - ・ 祝辞等寄稿文の内容確認、原稿データの作成
  - ・ 「保育会のあゆみ」、「広報誌に見る 50 年」等の原稿データの作成
  - ・ 掲載写真の収集・調整
  - ・ レイアウトの作成・調整
  - ・ 入稿・校正
  - ・ 納品・配布準備
  - ・ 寄稿文執筆者への礼状準備・写真の返却

### 2 大会資料の作成・配布

- ・ 大会の概要
- ・ 参加者名簿

### 3 大会当日の記録・写真撮影

- ・ 「保育かながわ」特集号の発行

### 4 今後の課題等

# 50周年記念誌ページレイアウト(案)

H22, 08, 10

| 頁番 | 流れ          | 名前              | 備考(担当)        |
|----|-------------|-----------------|---------------|
| 1  | 目次          |                 |               |
| 2  | 挨拶          | 大会会長 富田 英雄      |               |
| 3  | 挨拶          | 理事長 都築 融光       |               |
| 4  | お祝い         | 県知事 松沢 成文       |               |
| 5  | お祝い         | 全保協会会長 小川 益丸    |               |
| 6  | お祝い         | 県社協会会長 林 英樹     |               |
| 7  | お祝い         | 県議会議長 田島 信二     |               |
| 8  | お祝い         | 養成協会会長 平野 建次    |               |
| 9  | お祝い         | 関プロ保協会会長 松川 和照  |               |
| 10 | お祝い         | 民保協理事長 奥村 栄     |               |
| 11 | お祝い         | 日保協神奈川支部長 高橋 六郎 |               |
| 12 | お祝い         | 保育士会長 諸星 暢子     |               |
| 13 | お祝い         | ゆりの会会長 富米野 知子   |               |
| 14 | お祝い         | 婦人懇話前会長 小川 あきの  |               |
| 15 | 歴代会長紹介      |                 |               |
| 16 | 思いで         | 初代会長関係者 望月 郁文   | OK            |
| 17 | 思いで         | 二代会長関係者 阿部 龍雄   | OK            |
| 18 | 思いで         | 三代会長関係者 鈴木萬吏奥様  |               |
| 19 | 歴代役員紹介      |                 |               |
| 20 | 思いで         | 元副会長 朝比奈 秀行     | OK (辞退の可能性有り) |
| 21 | 思いで         | 元副会長 岩澤 貞吉      | OK            |
| 22 | 思いで         | 元副会長 稲川 絹子      | OK (辞退の可能性有り) |
| 23 | 思いで         | 元副会長 草山 充       | OK            |
| 24 | 思いで         | 元副会長 亀谷 美代子     | OK            |
| 25 | 思いで         | 元副会長 鈴木 源二      | OK            |
| 26 | 思いで         | 元副会長 小川 晃       | OK            |
| 27 | 思いで         | 元研修部長(全保協) 園田 巖 | OK            |
| 28 | 保育会のあゆみ     |                 |               |
| 29 | 保育会のあゆみ     |                 |               |
| 30 | 保育会のあゆみ     |                 |               |
| 31 | 保育会のあゆみ     |                 |               |
| 32 | 保育会のあゆみ     |                 |               |
| 33 | 保育会のあゆみ     |                 |               |
| 34 | アルバム        |                 |               |
| 35 | アルバム        |                 |               |
| 36 | アルバム        |                 |               |
| 37 | アルバム        |                 |               |
| 38 | 広報誌に見る50年   |                 |               |
| 39 | 広報誌に見る50年   |                 |               |
| 40 | 広報誌に見る50年   |                 |               |
| 41 | 広報誌に見る50年   |                 |               |
| 42 | 広報誌に見る50年   |                 |               |
| 43 | 広報誌に見る50年   |                 |               |
| 44 | 広報誌に見る50年   |                 |               |
| 45 | 法人化説明       | 現副理事長 榊居 祐三     |               |
| 46 | 現保育会の概要     |                 |               |
| 47 | 現保育会の概要     |                 |               |
| 48 | 現役員名簿       |                 |               |
| 49 | 謝辞等         | 現副理事長 一同        |               |
| 50 | 50周年実行委員名簿  |                 |               |
| 51 | 編集後記・表紙によせて |                 |               |
| 52 | 発行記録        |                 |               |

※ お祝い・思いでについては、増減あり。写真があれば、アルバム頁を増。頁調整は、広報誌で。

## 財務委員会の取組み状況

### 1 補正予算の編成

| 当初予算        | 補正予算        | 比較増減        |
|-------------|-------------|-------------|
| 6,555,329 円 | 9,555,329 円 | 3,000,000 円 |

### 2 料理・会場使用料等見積りの状況

| 項 目     | 金 額         | 備 考           |
|---------|-------------|---------------|
| 料理代     | 2,400,000 円 | 6,000 円×400 名 |
| 飲み物代    | 800,000 円   | 2,000 円×400 名 |
| 宴会・控え室料 | 395,000 円   | 宴会室、控室、来賓控室   |
| 音響照明料   | 87,000 円    | 音響証明、マイク      |
| 花代・看板代等 | 224,000 円   | 壺花、スタンド花、看板   |
| 小 計     | 3,906,000 円 |               |
| 税・サービス料 | 572,775 円   |               |
| 合 計     | 4,478,775 円 |               |

### 3 協賛広告の状況

(11.8 現在)

| 種 別 | 協賛数   | 金 額         | 1    | 2    | 3    | 備 考     |
|-----|-------|-------------|------|------|------|---------|
|     |       |             | 1 万円 | 2 万円 | 3 万円 |         |
| 法人  | 5 4   | 660,000 円   | 4 2  | 1 2  |      |         |
| 企業  | 6 7   | 1,070,000 円 | 3 9  | 1 9  | 1 0  | 30×2・1社 |
| 養成校 | 1 4   | 220,000 円   | 6    | 8    |      |         |
| 合計  | 1 3 5 | 1,950,000 円 | 8 7  | 3 9  | 1 0  |         |

### 4 キャラクター・デザインの募集結果・審査

- ・募集結果 161点
- ・審査

### 5 今後の取組み等

## 創立50周年記念予算書

財務委員会

【 収入の部 】

(単位：円)

| 項 目      | 当初予算      | 補正予算      | 比較増減      | 備考 |
|----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 会 費      | 2,500,000 | 3,500,000 | 1,000,000 |    |
| 参加費会費    | 2,500,000 | 3,500,000 | 1,000,000 |    |
| 雑収入      | 2,500,000 | 4,500,000 | 2,000,000 |    |
| 雑収入      | 1,500,000 | 3,000,000 | 1,500,000 |    |
| 祝 儀      | 1,000,000 | 1,500,000 | 500,000   |    |
| 基金繰入     | 1,555,329 | 1,555,329 | 0         |    |
| 保育事業推進基金 | 1,225,884 | 1,225,884 | 0         |    |
| 特別事業積立金  | 329,445   | 329,445   | 0         |    |
| 合 計      | 6,555,329 | 9,555,329 | 3,000,000 |    |

【 支出の部 】

| 項 目   | 当初予算      | 補正予算      | 比較増減      | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-----------|----|
| 事業費   | 2,700,000 | 4,100,000 | 1,400,000 |    |
| 総務委員会 | 700,000   | 1,500,000 | 800,000   |    |
| 広報委員会 | 1,000,000 | 1,300,000 | 300,000   |    |
| 財務委員会 | 1,000,000 | 1,300,000 | 300,000   |    |
| 祝賀会費  | 3,500,000 | 4,000,000 | 500,000   |    |
| 祝賀会費  | 3,500,000 | 4,000,000 | 500,000   |    |
| 予備費   | 355,329   | 1,455,329 | 1,100,000 |    |
| 予備費   | 355,329   | 1,455,329 | 1,100,000 |    |
| 合 計   | 6,555,329 | 9,555,329 | 3,000,000 |    |

注1) 参加人数は、会員及び来賓を入れて総勢400名での積算です。

2) 雑収入は、広告宣伝費のあくまでも目標金額です。

3) 祝儀は、来賓者及び役員の方を概算で計上しております。

4) 事業費は、現在概算予算となっておりますので、予備費に計上してございます。

# 横浜ベイシエラホテル&タワーズ

5階大宴会場 [日輪] 平面図 全室850㎡(257坪)  
36テーブル

時間:

名様

ご人数:

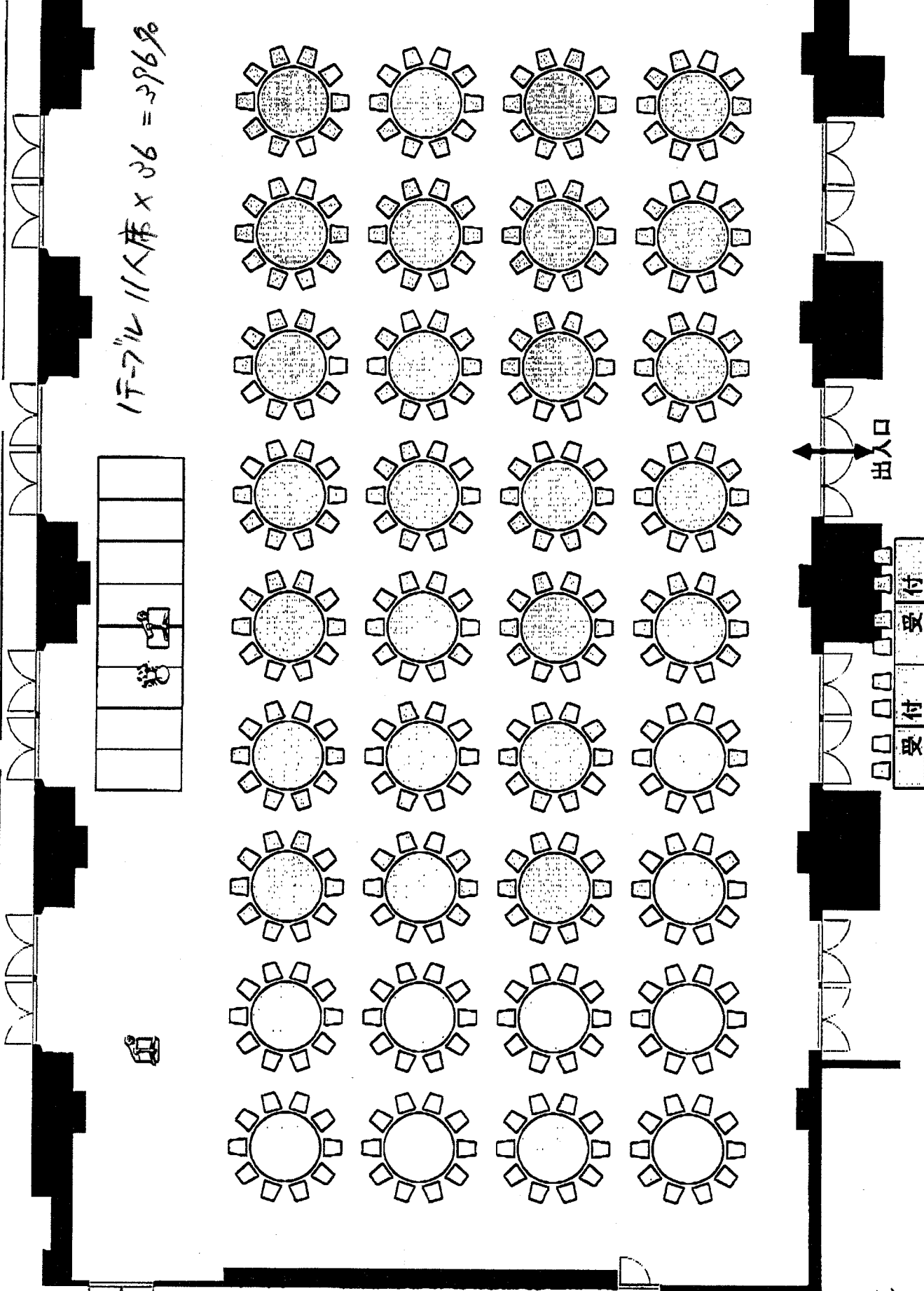
日

月

年

期日:

会合名:



10

## 「保育の日前夜祭」(第33回) 開催要領

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成22年12月3日(金) 午後5時 受付  
午後5時30分 開会
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階「日輪」  
横浜市西区北幸1-3-23(横浜駅西口より徒歩約3分)  
(電話) 045(411)1111(代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者  
(2) 叙勲・褒章受章者  
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等  
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長  
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長  
(4) 神奈川県ゆりの会会長  
(5) 神奈川県保育士会会長  
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈  
(2) 来賓祝辞、紹介  
(3) アトラクション ~邦楽演奏~  
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 10,000円  
参加費は、当日持参か振込(替)をお願いいたします。  
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
  - ・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
  - 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 つづきゆうこう 都築融光
  - ・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会



「保育の日前夜祭」役割分担(案) (22/12/3)

・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階「日輪」

・受付 17:00

・開会 17:30

・閉会 20:00

| 役割分担        | 担当委員                          |
|-------------|-------------------------------|
| 司会進行        | (総務部) 飯野委員                    |
| 開会のことば      | 宮田副理事長                        |
| 主催者あいさつ     | 都築理事長                         |
| 受付(受賞者・来賓)  | (研修部) 飯島委員、小林委員、野中委員          |
| 案内(受賞者・来賓)  | (保育士会) 諸星委員、炭委員、富田委員、矢田委員     |
| 受付・案内(一般)   | (研修部) 源田委員、露木委員、土屋委員          |
| 出演者対応       | 萩原副理事長 事務局三瓶                  |
| 花束贈呈(各賞受賞者) | 県保育賞 都築理事長<br>厚生労働大臣表彰 宮田副理事長 |
| 花束贈呈の介添     | (広報部) 瀬川委員、山下委員、中島委員          |
| 花束贈呈(出演者)   | 相馬副理事長                        |
| 花束贈呈の介添     | (広報部) 湯浅委員、吉田委員               |
| 記録(カメラ担当)   | (広報部) 川名委員                    |
| 乾杯の音頭       | 富田顧問                          |
| 閉会のことば      | 榊居副理事長                        |
| 会場確認        | 事務局三瓶 黒澤                      |

◇平成22年度社会福祉功労厚生労働大臣表彰 (27日)

【民生委員・児童委員功労者】  
 小川和治▽坂田洋子▽山口絢子▽山本房子▽伊藤紀子▽小川規子▽神保修治▽内藤義幸▽柏木昌夫▽小泉忠之▽山本久▽久保田昇▽篠

崎稔▽石渡寛子▽内野忠治  
 【共同募金運動奉仕功労者】関野猪三郎▽田近公栄▽今井好雄▽田中政一▽田村賢治  
 【共同募金運動奉仕功労団体】橋本二丁目自治会婦人部▽大滝町会福祉部  
 【社会福祉事業従事功労者】天野美弘(サ)ホム鶴間施設長▽岩崎京子(厚木市立相川保育所担当課長)▽工藤広雄(横浜市ホムレス自立支援施設はまかせ施設長)▽指田均(岡野福祉会館副施設長代理)▽佐藤和枝(日本水上学園児童指導員)▽水野重信(タニヤ・ホーム施設長)▽吉岡善美(白百合愛児園施設長)▽佐相昇(すえなが施設長)▽斉藤天愛(星ヶ丘二葉園主任保育士)  
 【社会福祉事業関係団体功労者】香坂勇(秦野市手をつなぐ育成会

会長)▽並木隆(川崎市心身障害者地域福祉協合理事長)  
 【福祉事務所等職員功労者】沢本千鶴子(鎌倉三浦地域児童相談所専門福祉司)▽田代裕子(小田原保健福祉事務所専門福祉司)▽徳江三恵子(厚木児童相談所子ども支援課長)▽佐川泉(磯子福祉保健センター保護課長補佐)▽須藤友美(西部児童相談所育成係長)▽皆本友則(中福祉保健センター保護課面接業務担当係長)▽渡辺修一(瀬谷福祉保健センター保護課長)▽佐藤規(川崎市大師福祉事務所課長補佐)▽志田周三(川崎市高津福祉事務所保護第2係長)▽池田隆治(相模原市緑生活支援課総括副主幹)  
 【生活保護指導職員等功労者】浅井寿之(三浦市福祉事務所嘱託医)

平成 23 年度関東ブロック保育研究大会割り当てテーマについて

<第2分科会>

○ 0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方

—子育てと子育て家庭を支える保育所となるために—

<第5分科会>

○ 家庭との連携による食育の推進

—子どもの食事と栄養・食育を考える—

現在のところ、上記テーマに該当する発表者がおりません。

11月中には、発表者を特定して準備をお願いしたいと思います。

発表していただける方は、県保育会事務局あてに、11月24日(水)

までにご連絡ください。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 幼保一体化に向けた検討 スタート ◆

～幼保一体化ワーキングチーム 第1回会合～

内閣府は10月14日(木)に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「幼保一体化」ワーキングチーム(以下「幼保一体化WT」)第1回会合を開催しました。

幼保一体化WTの第1回会合では、事務局より子ども・子育て新システムの制度案要綱や今後のスケジュールの説明(資料1～3)、幼保一体化の検討経緯(資料4～6)等について説明が行われた後、幼保一体化の検討に向けて意見交換が行われました。

### <幼保一体化WT構成員>

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 【座長】大日向雅美 | 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授                  |
| 秋田喜代美     | 東京大学大学院教育学研究科教授                     |
| 入谷 幸二     | 全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長                 |
| 大橋由美子     | 全国国公立幼稚園長会副会長                       |
| 尾崎 正直     | 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事 |
| 小田 豊      | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長              |
| 柏女 霊峰     | 淑徳大学総合福祉学部教授                        |
| 金山美和子     | NPO 法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師          |
| 清原 慶子     | 東京都三鷹市長                             |
| 木幡 美子     | フジテレビジョンアナウンサー                      |
| 佐久間貴子     | ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長               |
| 佐藤 秀樹     | 全国保育協議会保育施策検討特別委員会委員長               |
| 菅原 良次     | 全国私立保育園連盟常務理事                       |
| 中島 圭子     | 日本労働組合総連合会総合政策局長                    |
| 普光院亜紀     | 保育園を考える親の会代表                        |
| 古渡 一秀     | NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事               |
| 無藤 隆      | 白梅学園大学子ども学部教授                       |
| 山縣 文治     | 大阪市立大学生活科学部教授                       |
| 山口 洋      | 日本こども育成協議会副会長                       |
| 渡邊 廣吉     | 全国町村会常務理事 新潟県聖籠町長                   |

全国保育協議会からは、佐藤秀樹保育施策検討特別委員会委員長が委員として参画しています。会合で佐藤委員長からは、「幼児教育・保育」ではなく「保育」という言葉に養護と教育が含まれていることと、全保協が提出した資料（「全保協が考える『こども園（仮称）』のあり方」）をもとに、すべての子どもを対象に、質の確保された「保育」が保障される仕組みとすること等を意見として述べました（第1回会合の概要は下記参照）。幼保一体化WTは月1回開催予定とされていますが、次回開催は現時点では未定です。

幼保一体化WTのメンバーは上記のとおりで、座長には、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ主査の指名により大日向雅美氏（恵泉女学園大学大学院教授）が、座長代理には、座長の指名により無藤隆氏（白梅学園大学教授）が選任されました。

## **議事概要**（記録は事務局）

**柏女委員（淑徳大学教授）：**内閣府「障害児支援検討チーム」および社会保障審議会社会的養護専門委員会における検討との密接な連携が必要。さらに新システムの構築にあたっては、下記の仕組みが必要である。

- ① 財源の確保、一元化策についての十分な検討
- ② 市町村の関与のあり方や子育て支援プランの策定など実施体制の検討
- ③ 保育所、幼稚園の社会的役割を混乱させない仕組みの構築
- ④ 事業者が安定的、意欲的に事業展開できる仕組み
- ⑤ 子ども家庭福祉・保育の質の確保、向上に関するインセンティブの働く仕組み
- ⑥ 担い手である保育士資格の構築

子どもは18歳までであり、保育士は現在、このような18歳までの子どもの福祉に従事している。そのことも視野に入れた検討が必要。

- ⑦ 特別な支援を必要とする子どもや保護者を確実に救済する仕組み
- ⑧ 社会的養護や障害児福祉も包含する仕組みの構築

**清原委員（全国市長会・三鷹市長）：**すべての子どもに良質な保育環境を保障していく中で、保育所、幼稚園を進めていってこども園を作ることには賛成している。三鷹市では、公立幼稚園を閉園し、認定こども園として平成19年度に開設した。その取り組みの中で、幼児教育の経験を保育に果たしていくことと、保育が行ってきた実践を幼児教育に生かすことが大切であると痛感している。課題としては、地域のニーズによる課題の違いがある。三鷹市のように都市部は待機児童対策が必要だが、一方では子どもの数が減少している地域の集団保育の保障の視点も必要。

また、こども園を構築する上での課題は多岐に渡る。研修の充実をどうはかるか、経験者をどのように活用するのか。夏季休暇や年末年始の休みがなくなり、保育時間が長時間化していくことになるが、このことにどう対応していくのか。保健師、看護師などを保育所では配置しているが、幼稚園ではない。また給食の提供も、幼稚園ではしていないので、このことも大きな課題になる。また、障害児保育等も保育所では受け入れているが、幼稚園での取り組みは少ない。さらに、経営の視点として、NPOや株式会社などが参入する中で、質をどのように保っていくのか、ということが重要であると思う。

地域主権を主体とした場合、こども園に積極的な自治体とそうでない自治体も出てくる。ナショナルミニマムとしての質の確保をどう図るか、地域主権との関係で整理が必要だろう。自治体関係者の声をもっと聴く場を設定してほしい。

**渡邊委員（全国町村会）：**こども園の認定主体、参入業者の規制や客観的な評価等が不明であり、財源の確保も不明であることから、このまま進めば保育所、幼稚園に混乱を生じることが懸念される。また町村には児童人口が減少している地域も多くあり、就学前の子どもの集団としての育ちの保障ができないところもある。待機児童対策だけでなく、このような地域の保障のあり方も制度設計にあたっては考えていく必要がある。わが町（新潟県聖籠町）では認定こども園ではなく、町独自のこども園として実施している。乱暴かもしれないが3歳未満児は保育所に、3歳以上児は幼稚園に義務化しており利用料も無料化している。3歳以上の保育に欠ける子

どもに対しては、早朝保育、延長保育などを保護者のニーズに対応して実施している。都市部でこの方法を取ることはいろいろ課題があるとは思いますが、この取り組みはわが町としてはうまく機能していると思っている。

この仕組みとしていく中で困ったことをあげれば、保育士と幼稚園教諭の資格問題があった。

**古渡委員（全国認定こども園協会）：**協会としては子ども・子育て新システムの方向性には賛成している。一体化の方向性としては、幼稚園と保育所を単に一体化するのではなく、すべての子どもの最善の利益を保障する制度として構築することが必要。先進諸国の実践を踏まえて、子どもに必要な施設のあり方を考えるべきである。具体的には、必要な施設の基準とそのため施設の整備の取り組み、障害児保育を含めて実施される幼児教育・保育の質の向上につながる資格の一本化、研修、運営のあり方を模索すべきであり、これらの一連の取り組みが地域の再生や社会的排除をなくすソーシャルインクルージョンの効果を生み出すものになる。

また、これまでの認定こども園としての経験からいうと、幼稚園・保育所を一体化して施設の運営が安定するためには3年前後の時間を要する。移行のための期間は十分に確保する必要がある。

**佐藤委員（全保協）：**昭和30年の幼稚園の創設時から、幼稚園は「保育」を行ってきている。幼稚園であれ保育所であれ、保育は幼児教育を含むものであると考えている。そろそろ資料・検討の中から「幼児教育・保育」という表現はやめて「保育」としていただきたい。

そのうえで、

- ① すべての子どもを対象に、質の確保された保育が保障される仕組みとすること
- ② 子どもを主体とした制度を構築すること
- ③ 地域の子どもの育ちと子育て支援の拠点として位置づけること
- ④ 児童福祉法に位置づけられる児童福祉施策としての役割を維持したものであること
- ⑤ こども園の導入にあたっては、恒久的な財源確保を前提とすること
- ⑥ 国、都道府県、市町村の公的責任のもとに、すべての子どもの育ちを日本の未来を築くものとしてとらえ、ナショナルミニマムを確立するための財源とインフラの整備を図ること
- ⑦ こども園は、次の機能を必須のものとして備えること。
  - 地域のすべての子ども（0歳～就学前）を対象に、必要な保育（幼児教育を含む）を提供する機能
  - 利用している子どもと保護者を対象に、子育てに関する必要な相談・助言・支援を行う機能
  - 地域のすべての子どもと保護者に、必要な相談・助言・支援を提供する機能
- ⑧ こども園は、地域のニーズに応じて、オプションとして様々な機能を備えること
  - 地域のすべての子どもと保護者に、必要に応じて保育（幼児教育を含む）を提供する機能（一時預かり等）
  - 地域の学童期の子どもを対象に、必要な養護を提供する機能
  - その他、子どもの発達保障や保護者の支援のために必要な多様なサービスを提供する機能（地域子育て支援拠点事業や病児・病後児保育事業等）
- ⑨ 現在の児童福祉施設最低基準は諸外国と比べても低い水準にある。こども園の基準は児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準よりも、高い基準とすることが必要。
- ⑩ 保育時間は8時間を基本とし、地域のニーズに応じて保育時間を設定すること。
- ⑪ 給付のあり方については、児童福祉の理念により、セーフティネットとしての機能を果たすことができるよう、一定の固定費が確保された月額単価設定とすること
- ⑫ 利用料は1割程度に引き下げること

等を、こども園構築にあたってはかかる必要がある。

**木幡委員（フジテレビ）：**現在、フルタイムで利用している利用者として意見を述べる。私の子どもは1歳の段階で保育所に入所できたが、入所決定の方法についてはブラックボックスであり、どのように認定されているのかわからない、フルタイムで働くために保育所に入りたのだが、なぜ市町村から許可をもらわなければいけないのか違和感を感じた。個人的な思いとしては、子どもの行っていた保育所では3歳以上になっても教育的要素が薄く、運動会も学芸会もなか

った。近くの幼稚園を見るたびに、自分が働いていることによって、子どもの経験を奪ってしまっているのではないかという後悔を感じた。審議会等で立派な報告書が出ているが、利用者としてはどういう形でも良いので、安心して子どもを預けられる場を作ってほしい。

**東代理（全国知事会）：**既存の幼稚園・保育所では担いきれていないニーズに対応するためにも、幼保一体化の取り組みを一層積極的に進める必要がある。そのうえで幼保一体化の検討にあたっては、①日本の将来を見すえた教育のあり方からの検討、②低年齢児から放課後児童対策までの途切れのない支援からの検討、③子どもの立場に立った検討が必要である。

**野村代理（保育園を考える親の会）：**すべての子どもの人生の始まりに力強い支援をお願いしたい。現在は、大変な家庭はより大変になっている状況だが、所得格差などによる排除のない就学前教育保育の仕組みを構築する必要がある。さらに養育困難等多様な家庭への支援や障害のある子どもへの支援の視点も必要である。

こども園は、保育所・幼稚園の現状を踏まえて、保育所・幼稚園の社会的資源が十分に機能するよう、社会的役割を果たすことができるような、十分な制度とする必要である。また先ほど保育時間は8時間という話もあったが、長時間利用せざるを得ない子どものために、十分な保育内容、保育の質の確保が必要不可欠である。そのためにも最低基準についても国のナショナルミニマムとして保障すべき。保育園を考える親の会では、「保育充実度チェック」を毎年実施しているが、すでに市町村で格差が生じている。

**秋田委員（東京大学教授）：**こども園の目指すところは、0歳から18歳までの教育と養護の充実を果たすために、乳幼児期の発達の保障をする場となることだと考えている。各国では、ある一定のカリキュラムができていて、OECDでも乳幼児期の教育ならびに養護のあり方が議論になっているところ。施設的な側面、内容、資格について基準を国がしっかり作り、そこをクリアできるところがこども園になるという仕組みになるのだろう。

私が、今回子ども・子育て新システムの検討でおかしいと思っているところとしては、本来はこども指針で定められたことが果たせるように制度設計をはかっていくことが必要であるのに、こども指針とこども園の検討が分離していること。国として子どもをどう育てるのかということをごども指針できちんと議論をした上で、そのことが果たせる制度をどう作るのかという検討をすべきであると思う。

また、社会的養護の必要な子どもをこの新システムの中でともに考える必要がある。

国がこれをやるのだということを超党派的に腰を据えて、財源の確保をもとに明確にしてほしい。

**入谷委員（全国私立幼稚園連合会）：**生涯教育の基点として幼児期の教育を、教育基本法、学校教育法に位置づけてほしい。

施設の整備が重要であることは否定することではないが、日本では過度に施設に頼りすぎている感がある。スウェーデンの「両親休暇」のような、ワークライフバランスの視点からの取り組みを社会的に広げる視点ももってほしい。

また指定制の導入によって、幼稚園や保育所の「認可制度」の制度趣旨がなくならないようにしてほしい。私学助成は今後とも機関補助として継続してほしいし、保育料等の設定については、地域の実情や各園の多様性に応じた設定を可能にしてほしい。

幼稚園も保育所もそれぞれ文化を持った営みであることから、一体化については十分に議論を尽くしてほしい。待機児童のうちフルタイムの方は3割程度といわれているが、幼稚園でも7割以上が預かり保育をしており、このような方を幼稚園で受け入れる仕組みができればと思っている。

**大橋委員（全国公立幼稚園長会）：**子どものために望ましい制度構築を図るということは、我々、幼児期の教育・保育に携わっている者にとっては切なる願い。幼児教育を重要と考えるのであれば、その子どもたちのより良く育ちを伝えていくこと、小学校への滑らかな接続をはかることが大切である。そのためにも、幼児教育を担っているものと、小学校教育を担っているものとの連携が必要。

施設設備については、一人ひとりの子どもが安心してのびのびと過ごすことのできるよう、また幼稚園教諭・保育士・養護教諭等が十分に働くことのできる環境の整備をお願いする。その

ためには、こども園として必要な保育室をはじめとする部屋数や広さの確保、園庭環境の充実、長時間保育に備えて子どもたちが安全に安心して過ごせる部屋の確保、配慮が必要な子どもがクールダウンする部屋、様々な職種の職員が気持ちよく働けるような職員室や休憩室の整備が必要である。

**山縣委員（大阪市立大学教授）：**保育と教育の概念の整理が必要である。幼稚園においても、保育所においても「保育」と「養護」という言葉が使われているが、その意味合いは必ずしも同一ではない。この用語の使い方については、文化が違うのではなく、社会的に生み出されたものであると思っているので、整理ができると思う。

また、子ども過疎地への対応も必要。人口の少ない地域ではすでに就学前施策が保育所に一極化しているのが現状である。このことは通園圏域に幼稚園がない地域の「保育に欠けない子」は就学まで社会的に利用できる資源がないことを意味しており、実際はそのような子どもたちは保育所を利用している。認定こども園はこのような状況に対応できるものと期待したが、最低定員を60名としたため、子ども過疎地には十分に機能していない。保育所定員も最低定員は20名以上となっているため、新制度ではこのような施設、制度的に子どもが少なくても成り立っている施設（乳児保育所、夜間保育所、小規模保育所）への視点も必要である。

地域子育て支援については重要だと言われているが、専任の職員配置をされておらず、本体予算から回さざるを得ないのが現状である。子育て支援機能を十分に発揮するためには、コミュニティワーカー（日本の既存の資格ではソーシャルワーカー）が必要である。

子どものケアを担当する職員については、幼稚園教諭と保育士をベースに考えていることが妥当であると思う。将来的には資格を一元化していくことになろうかと思うが、その際には両者の資格に優劣があってはならないし、労働面においても共通の保障がされなければならない。さらに幼稚園は1万3,500施設、保育所は2万3,000施設という大きな制度であり、これを一気に改革すると大きな混乱が生じる。施行時期までの期間の確保、猶予期間の設定、地域による施行の差など、激変緩和策が必要である。なお、認定こども園の地方裁量型の取り扱いについては、十分な検討が必要であり、拙速に「こども園」にするべきではないと考えている。

**山口委員（日本こども育成協議会）：**自由な参入を促進するために、各種規制の撤廃が必要不可欠である。保護者の多様なニーズに既存の認可保育所は怠慢から対応しきれていないが、そのようなニーズを満たしているのは公費が支弁されていない認可外保育施設やベビーホテル等である。国で規制を緩和しても、地方の事業者団体の抵抗などからローカルルールがあり、参入を阻害されることが多々ある。一刻も早く、できるところからイコールフットングをはかるべきである。

**菅原委員（全国私立保育園連盟）：**子どもの現状をどう捉え、その実態のもとでどのような制度が必要なのか検討することが必要である。現在は子どもたちを差別する仕組みになってきているのではないかと、という思いがある。そろそろ子どものために必要な施設のあり方を制度改革の中で考えることが必要。そのためには施設の基準や内容等もし整理し、整合性をつけていくことが必要だろう。すべての子どもたちを対象に、差別のない、区別のない「保育と教育」を保障するシステム・制度にきちんと組み替えるべきである。

こども指針の検討が非常に重要だが、そのなかで家庭の保護者に向けてどのようなことを盛り込むかが大切である。

新システム設計においては、財源を真剣に考えないと解決の方向は作り出せない。

指定制度の導入にあたっては、質の問題、遵守すべき基準を明確に提起しておくことが必要であり、質を担保するナショナルミニマムと福祉・教育の理念を遵守した上で、余剰金は「福祉」事業以外での流用は認めるべきではない。

750万の子どもを対象にした制度設計を図るには二元行政では無理がある。ぜひ一元化して検討・実施する体制を構築すべき。

**中島委員（連合）：**社会的養護の必要な子どもや障害のある子どもが制度の谷間に落ちないような仕組みを構築することが必要。このチャンスに幼保一体化を進められればとは思っているのですが、激変緩和策を考慮しつつ、着実に制度が進められるように制度設計をしてほしい。

**金山委員（マミーズネット）：**地方でも待機児童問題は他人ごとではない。地方は保育所、幼稚園



どちらに入れようと悩むことがある。私も保護者とともに、子育て支援プランを作成してくれるコーディネーターの創設は必要だと思う。

**小田委員（国立特別支援教育総合研究所理事長）**：60年ぐらい両方とも必要な施設であるとして、幼稚園・保育所はその歴史を積み重ねてきている。子どもにとって、保護者にとって必要な施設として、「選択できる」ということは非常に重要なことである。一体化という言葉ですべての施設が同じようなものになるのではないかという誤解があればそれは困ったこと。多様化しながら、子どもにとって望ましいと思う施設、保護者が自分の人生を選ぶことのできるものが重要である。がんじがらめのイメージのものではなく、一体化のなかでも選択できるものにしていく必要がある。

**佐久間委員（ベネッセ）**：企業として参入する中で壁を感じている。多様な設置主体を認めていく中で、一定の質の確保、そのための監査機能は必要であるとは思いますが、いろんな運営努力が認められることが必要である。そのためにも運営費の使途については自由裁量にしてほしい。資格については、保育士資格、幼稚園教諭資格どちらでも保育に携わっていけるようにしていけばいいのではないかと。保育所と幼稚園の制度の違いについては、この検討の中で整理していければいい。

**大日向座長**：今日の話聞いていて、子どもの最善の利益の保障、保護者のニーズへの支援等については共通のものであったと思う。一方で一体化の方法等については意見が分かれていた。希望を持って検討していければと思っている。

※ 幼保一体化WTの資料は内閣府HPに掲載されています。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/youho/k\\_1/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/youho/k_1/index.html)  
(内閣府>少子化社会対策>「子ども・子育て新システム会議検討会議」について>幼保一体化WT)

## ◆ 民主党 子ども・男女共同参画調査会でも意見表明 ◆

10月12日（火）には、民主党子ども・男女共同参画調査会（会長：神本美恵子参議院議員、事務局長：泉健太衆議院議員）に、全国保育協議会として菊池繁信副会長が出席し、意見を述べました。同調査会は、9月24日の内閣府主催「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム」での議論を踏まえた意見交換を行い、民主党としても「子ども・子育て新システム」について意見をまとめていくことを目的としたものです。当日は全保協の他に、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、日本保育協会、全日本私立幼稚園連合会が参加し、意見が交換されました。調査会の発言等の概要は下記のとおりです。

### 議事概要（記録は事務局）

**神本美恵子会長（あいさつ）**：野党時代から設置している会議。新システムについて11月中にとりまとめを行うことで大臣から命を受けている。現場との意見交換を測りながら良い制度としていきたい。

**泉事務局長**：9月24日の基本制度検討WTのサポートを党としても行いたい。党としての検討も政府に上げていきたい。特に基本制度案要綱の基本設計について議論がしたい。国、都道府県、市町村の役割と責務や制度設計のイメージについて意見が欲しい。「制度設計のイメージ」には、子ども子育て勘定について、子ども子育て会議の国以外の場での設置（地方での設置）などいくつかの論点が出ている。基金の拠出金の在り方については、経済界からも意見が出ているので、議論をしたい。

#### (1) 子ども子育て基金の財源について

**高尾氏（経団連）**：既存の特別会計の活用をについて6~7兆の巨大な基金は、行政のスリム化、

透明性の確保の流れからすると逆行するのではないか。現在の児童手当基金についても多くの剰余金が出ているが企業には説明がない状況も踏まえると、そのやり方がよいのかは検討が必要。一元化されるとさらに意見を言う機会がなくなるのではないかということを含め従来から反対している。

**田中氏（日本商工会議所）：**新システムの目指すところについては賛同するが、財政等については問題があると考えている。公費対応を基本として、追加負担を企業に求めるべきでない。特別会計についても反対である。現状の児童手当拠出金のあり方は問題をはらんでいる。国は現状、拠出元の企業に意見を求めず事業の必要性を精査する場も設けていない。すべての子どもを対象とした事業にも拠出をしていることから是正を求めたい。中小・零細企業については、企業の経営状況が赤字でも拠出を求められる。ことについては苦情が続出している。この点も勘案してほしい。

**泉事務局長：**児童手当勘定の使途について、企業の意見を求めてこなかったことについて厚労省はどう考えているか

**牛島調査官（厚労省総務課少子化対策企画室）：**児童手当勘定については、国会審議のなかで使い方を決めてきているが、負担者の（企業の）意見を踏まえてきたかといえばそうではないことは事実。新システムでは子ども・子育て会議の設置が示されているところで、そうした場で検討をしていく必要があるのではないか

**泉事務局長：**剰余金は発生するのか

**牛島調査官（厚生労働省）：**エリアごとの過不足を調整する必要があると思うが、渡し切りのお金とするので、剰余金は発生しないと考えられる。

**中島氏（連合）：**細かな内容については検討していないが、現在縦割りになっている政策や財源が子ども子育て勘定で一本化されることについては賛成する。一元化して大きくなっていく財源の使い方については、拠出者だけでなく、国民の合意が必要。

**北條氏（全日私幼）：**幼稚園の未来像が描かれていないので賛否は表せない。幼稚園就園奨励費の拡充が示されているので、そのことは確認したい。

**泉事務局長：**幼稚園の関連予算も子ども・子育て勘定に入っていくということによいか？

**濱谷幼児教育課長（文科省）：**詳細は今後検討されると理解しているが、相当部分が子ども・子育て勘定で手当てされると理解している。

**坂崎氏（日本保育協会）：**財源の一元化については、基本的には賛成している。平成15年の公立保育所の一般財源化以降、公私の割合が変わり、民間が増えている。そうした状況をみると、子どものための財源が確保されることは賛成。ただし、財源が確保されなければ、勘定を作っても実行が伴わない

**菊池副会長（全国保育協議会）：**個人的には、経団連の会員の立場でもあるが、子どものための財源の確保ということには賛同する。この勘定を作るやり方が最善のものであるかは確定できないが、何らかの形でそうしたものを確保する必要があることは間違いない。財源を確保したうえで制度の改善を図ってほしい。

**泉事務局長：**透明化を図ることが必要である。

**高尾氏（経団連）：**現在900億円の剰余金があるにもかかわらず、拠出金の率を下げるという議論があったことは一度もない。市町村の段階で勘定ができれば、市町村でもそのようなことが起こる。市町村で足りないという議論が起こった場合、誰がその財源を拠出するのかということを考えてほしい。2000億程度、拠出している状況において、1300億円の剰余が発生しても、拠出金を下げることはできないと言われてきた事実がある

**田中氏（日本商工会議所）：**問題点について認識があるとの話だったが、そのレビューもなしに議論することは納得しづらい。

**小宮山厚生労働副大臣：**子どもにかかわる財源を作りたいということが目的なので、勘定以外に良い方法があればアイデアを伺いたい。地域主権との戦いになるが、必ず子どもに使われるという財源になれば勘定でなければならないということではない。

**高尾氏（経団連）：**次世代育成支援交付金という形ではいけないのか？

**小宮山厚生労働副大臣：**文部省と厚生省とに分かれていたものを一括したいということで検討し

ている

**牛島調査官（厚生労働省）：**次世代育成支援交付金ということも考えられなくはないが、包括交付金は税財源で行っているの、整理が必要ではないかと思う。

**石橋参議院議員：**意見を言う機会がないことに懸念があるとのことだが、そのために子ども子育て会議の設置が要綱で示されているが、その理解では違うのか。この会議が機能を持っているなら、市町村にも都道府県にも設置する必要があるということか？そうすれば企業側も納得するということか？

**牛島調査官（厚生労働省）：**子ども・子育て会議でどのような内容を検討するのか、どんな権限を持つのかは今後の議論と理解している。

**高尾氏（経団連）：**児童手当よりは前進であると思う。金額についてもどの程度拠出できるのかの意見も言えるのであろう。雇用保険では労働政策審議会等で意見が言えるが、児童手当についてはそうしたものが無いのが現状。ただし、市町村ごとの特有のやり方がある中で、国による一元化ができるのか。

**北條氏（全日私幼）：**幼稚園の将来像が基本制度案要綱での方向については何も示されていないので賛否は述べられないとしている。先日の会議では、幼稚園をどのようにしていこうとしているかの具体的な内容が示されていない。8,000の私立幼稚園では不安が広がっている。幼稚園の仕組みが子どもにとっても大切な仕組みだと思っているが、そこに子育ての仕組みを加えてほしいということなら考えられるが、学校教育体系に位置付けられている幼稚園を変えてしますとすれば賛同できない。幼稚園は学校教育の入り口を担っているが、学校教育は民主党ではどこで検討されているのか聞きたい。先日の基本制度WTでされたように、基本設計において大方の理解を得たというまとめは納得できない。WTも月1回、2回の会議で十分な検討ができるのかは疑問で、ストーリーについて形だけ合意をとるようなことになるのであれば、恐ろしいこと。幼稚園については、中央教育審議会でも検討されてきたし、厚労省とも検討をしていた認定こども園についてレビューもなく「こども園」の話ではないだろう。幼稚園の場にも足を運んでみてほしい。

**泉事務局長：**筋書きがあるのではということと言われるが、そのようなことはない。何かが提案されるのを待つのではなく、提案してほしい。幼児教育が素晴らしいのであれば、そのことをすべての子どもに提供するという方向で考えてほしい。

## (2) 市町村の関与（権限と責務）について

**坂崎氏（日本保育協会）：**国と都道府県と市町村の役割について理解しづらい。現金給付については国が行うが、サービスについては地方がすべて行うということであると、そのことはどうかと思う。ナショナルミニマムとして国が最低限のことを保障しなくてはならないと考える。現在より質が下がってはおかしいし、保育の格差を生むのではないかと懸念を感じる。地方が地方の問題を解決できないことになり、格差が発生することを助長するようなことになるのではないか。

**菊池副会長：**必要とされるサービスが地域によって格差が起こることはやめてほしい。現在のシステムでも地方がコントロールした結果であり、格差が発生していることは事実。都市部の待機児の問題がある一方で、少子化によりサービスがなくなることが懸念される地域もある。すべての子どもに、例外なくサービスが保障されることは担保して欲しい。国と地方を分けるのではなく、一体的に保障する方向は考えるべきである。

**北條氏（全日私幼）：**ナショナルミニマムの考え方については同意見。サービスについては、国⇒都道府県⇒市町村と降りてくると、サービス競争が発生する。保育所の13時間開所による11時間保育は、子どもの最善の利益となるのかというところでは疑問がある。教育は「サービス」という概念ではない。

**今里保育課長（厚生労働省）：**ナショナルミニマムについては、どのようなところを地方に任せ、国がどこを保障するのかについては、地域主権戦略会議で最低基準については地方に任せるように指示された。保育所としては、「従うべき基準」を示すことでナショナルミニマムの基準として閣議決定されている。その方向で進めていくものと理解している。

濱谷幼児教育課長（文科省）：給付と置き換えられるところは給付という言葉で置き換えている。置き換えられないところは便宜上「サービス」としているが、文言ということではなく、内容の問題として扱っていくべきであると考えている。

中島氏（連合）：最低限の安全や質にかかわるものは質の問題として国が確保していくことが必要。そのうえで、地方が上乘せしていくということが必要である。幼保以外の部分についても、子どもの人権を守る視点についても検討が必要であり、そうした部分については生活に近いところで確保される必要がある。そうしたことも含めて議論される必要がある。

田中氏（日本商工会議所）：ナショナルミニマムは国が保障することは言うまでもない。

高尾氏（経団連）：何をもちてナショナルミニマムというのかは難しい。地方が一定の自由度をもつことは必要だと考えている。

北條氏（全日私幼）：子どもの定義は？

泉事務局長：18歳までを子どもとしている。

高尾氏（経団連）：今後も、年末にかけてこうした機会をもってほしい。

中島氏（連合）：現場では人材不足がかなり深刻になっている。非正規保育士は公立では50%を超え、福祉系施設ではさらに深刻な人材不足が起こっている。

坂崎氏（日本保育協会）：待機児童の問題は現在も進んでいる。法案の成立を待つのではなく、並行して現在の問題にも対処してほしい。過疎地では、財源不足も厳しい状況がいつも続いている。

菊池副会長：社会的養護の必要な子どもたちについてもこの際に検討をお願いしたい。

神本会長：義務教育では最低基準が確立している。ナショナルミニマムの議論をしっかりして、そうしたことを確立していきたい。

## ◆「子どもを守り、育む全国フォーラム2010」 ～セーフティネットとしての児童福祉施設を守るために～ 開催のご案内◆

全社協および児童関係種別協議会（全国保育協議会、全国保育士会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会）は、11月10日（水）に「子どもを守り、育む全国フォーラム2010 ～セーフティネットとしての児童福祉施設を守るために～」を開催いたします。

子ども家庭福祉の分野では、少子化対策や次世代育成支援等、包括的・一元的な制度づくりが進められており、本年6月には「子ども・子育て新システム」の基本制度案要綱が取りまとめられています。また、政府が本年3月に閣議決定した「地域主権改革一括法案」では、従来厚生労働省令で定めてきた児童福祉施設の最低基準を都道府県（指定都市・中核市）の条例に委任する方向性が示されています。そのような状況から、今後は地方の財政状況等により子どもの健やかな育ちに影響することがないように、自治体による積極的な取組みを促すための働きかけが必要不可欠となってきています。

そこで、保育や社会的養護等児童福祉施設関係者、社会福祉協議会等が一同に会し、都道府県（指定都市・中核市）における課題等について意見交換を行い、組織協働による具体的な活動に向けた取組みの検討を通じて、子どもの最善の利益を実現することを目的に開催いたします。

【日時】 平成22年11月10日（水） 12：30～16：30

【会場】 新霞が関ビルLB階「全国社会福祉協議会・灘尾ホール」

【対象者】 都道府県・指定都市で子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者  
社会福祉協議会役職員等（定員350名）

【参加費】 無料（ただし、所定の申込書〔別紙〕による事前申込が必要です）

【申込締切】 平成22年11月2日（火）必着

※詳細は別添開催要綱をご参照ください。

# 「こども園（仮称）」のイメージ

保育所・幼稚園・認定こども園

地域の他機関との連携

児童福祉法のもとに、すべての子どもを対象に、質の確保された保育（幼児教育を含む）が保障される仕組み

保育室

- (1) 施設環境・人員・運営の基準については、児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準で規定されている基準のより高い基準を適用。
- (2) サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを制度に組み込む。  
例) 職員の勤続年数や雇用形態、研修実績、相談・援助件数等に応じた加算や単価の設定

【職員の資格】保育士資格を必須とすること

※ 6時間の保育時間と2時間の研修・教材準備時間を保障すること。

9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00

保育時間は8時間を基本とし、地域のニーズや利用する子ども・保護者のニーズに応じて保育時間を設定

- ① 地域のすべての子ども(0歳～就学前)を対象に、必要な保育(幼児教育を含む)を提供
- ② 利用している子どもと保護者を対象に、子育てに関して必要な相談・助言・支援を提供
- ③ 地域のすべての子どもと保護者に、必要な相談・助言・支援を実施。

開所時間中の保育士配置は配置基準にもとづくよう運営費積算のあり方を改善

保育(幼児教育を含む)

食事(食育の推進)

午睡

おやつ

保育(幼児教育を含む)

開園

閉園

利用にあたっては、市町村の公的関与の下、保護者の就労、主体である子どもにとっての必要性や保護者の心身の状態、家庭の状況等を客観的な基準にもとづき、子育て支援専門員(仮称)によるアセスメントを行い、総合的に判断する仕組みとする。

【利用料】  
利用料については、定率の利用料とするとしても、減免措置を講じるとともに、利用者負担を1割程度に引き下げること。

※地域のニーズにあわせ、オプションで実施すること。  
①地域のすべての子どもと保護者に、必要に応じて保育(幼児教育を含む)を提供(一部預かり事業等)  
②地域の学童期の子どもを対象に、必要な養護を提供(放課後児童クラブ)  
③その他、必要な多様なサービス(地域子育て支援拠点事業、病児病後児保育事業等)

市町村の公的責務：市町村にも「子ども・子育て会議(仮称)」を設置し、地域のニーズに応じた計画を立て基盤整備を行うこと。

恒久的な財源確保  
社会全体(国・地方・事業主・個人)で費用負担する仕組み

## 全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方

### 1. 基本理念

- すべての子どもを対象に、質の確保された保育(幼児教育を含む)が保障される仕組みとすること。
- 子どもを主体とした制度を構築すること。
- 地域の子どもの育ちと子育て支援の拠点として位置づけること。
- 児童福祉法に位置づけられる児童福祉施策としての役割を維持したものであること。
- 「こども園(仮称)」は、保育(幼児教育を含む)を提供するシステムの総称とし、現存の保育所と幼稚園が、それぞれの理念や実践から積みあげてきた実績を活かした取り組みを継続していく期間を設けるべきである。

### 2. 財源について

- 「こども園(仮称)」の導入にあたっては、恒久的な財源確保を前提とすること。財源の担保なくして、改革を断行しないこと。

### 3. 国、都道府県、市町村の公的責務

- 国、都道府県、市町村の公的責任のもとに、すべての子どもの育ちを日本の未来を築く者の育成(「未来への投資」)としてとらえ、責任を持って関与するべきである。とくにナショナルミニマムを確立するための財源確保とインフラの整備等をはかることが重要である。
- 市町村においても「子ども・子育て会議(仮称)」を設置し、地域のニーズに応じ計画を立て基盤整備を図ること。

### 4. 「こども園(仮称)」の基本的機能・役割

- 「こども園(仮称)」は、次の機能を必須のものとして備えること。
  - ①地域のすべての子ども(0歳～就学前)を対象に、必要な保育(幼児教育を含む)を提供する機能
  - ②利用している子どもと保護者を対象に、子育てに関する必要な相談・助言・支援を行う機能
  - ③地域のすべての子どもと保護者に、必要な相談・助言・支援を提供する機能
- 「こども園(仮称)」は、地域のニーズに応じて、様々な機能を備えることができるようにすること(オプション)
  - ①地域のすべての子どもと保護者に、必要に応じて保育(幼児教育を含む)を提供する機能(一時預かり等)
  - ②地域の学童期の子どもを対象に、必要な養護を提供する機能
  - ③その他、子どもの発達の保障や保護者の支援のために必要な多様なサービスを提供する機能(地域子育て支援拠点事業や病児・病後児保育事業等)

#### 5. 「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準

- 児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準で規定されている基準のより高い基準を適用
- すべての子どもの育つ環境が育つ地域で異なることのないよう、また地域間格差が生じないように、国は最低基準を定めること。
- サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを制度に組み込むこと。
- 職員の資格の共通化にあたっては、保育士にも6時間の保育時間に加えて2時間の研修および教材準備時間を保障すること。
- 保育時間は8時間を基本とし、地域のニーズや利用する子ども・保護者のニーズに応じて保育時間を設定すること。その際に、開所している時間は配置基準以上の保育士配置ができるような運営体制とそのため単価設定をすること。

#### 6. 利用のあり方

- 「こども園(仮称)」の利用にあたっては、市町村の公的関与の下、保護者の就労、主体である子どもにとっての必要性や保護者の心身の状態等、家庭の状況等を客観的な基準にもとづき、子育て支援専門員(仮称)によるアセスメントを行い、総合的に判断したうえで、保育(幼児教育を含む)の必要性を認定し、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障するシステムとすること

#### 7. 給付と負担のあり方について

- 児童福祉の理念により、セーフティネットとしての機能を維持するため、一定の固定費が確保された月額単価設定(実利用量ではなく必要量に応じた)とすること。
- 利用料については、定率の利用料とするとしても減免措置を講じるとともに、利用者負担を1割程度に引き下げること。

#### 8. 指定制について

- 指定基準の基本条件は、国が定める最低基準を上回ること。
- 指定制を導入するにあたっては、指定の範囲と内容を事業ごとに明確に定めること。

#### 9. 多様な事業主体の参入

- 多様な事業主体の参入にあたっては、事業主の特性・規制などとともに、保育(幼児教育を含む)の質の確保のための条件(規制・ルール)を明確にすること。
- 社会福祉法人の使命・役割についての検討とそのことに見合った評価を行うこと。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 基礎給付のあり方について検討 ◆

～基本制度ワーキングチーム 第2回会合～

10月20日（水）に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「基本制度」ワーキングチーム（以下「基本制度WT」）第2回会合が開催されました。

基本制度WTの第2回会合では、事務局より「すべての子ども・子育て家庭支援（基礎給付）」等について説明が行われた後、基礎給付のあり方について意見交換が行われました。会合は、全国保育研究大会の初日ではありましたが、委員の菊池副会長が出席し、①現金給付・現物給付のバランスを図ることが重要であり、質の確保された量の整備を図るためにも、また地域格差の改善・解消を図るためにも、現物給付としての保育サービスの拡充がより重視されるべき、②現金給付でも、現物給付でもその真の受給権者は「子ども」であること、③「一時預かり」は、子どもにとっては一時的・スポット的な利用であっても、子どもの日々の生活の連続性のなかでの重要な成長発達保障の場であり、児童福祉の精神のもと、事業がなりたつしつかりとした仕組みと、それに要する運営費を保障した制度を構築する必要があること、を意見として述べました。

基本制度WTの次回は11月4日（木）に開催予定です。

### 議事概要（記録は事務局）

山口委員（日本こども育成協議会）：本題に入る前に、昨日、報道されていた待機児童解消特命チームとこのワーキングのすみわけはどうなるのか？

村木内閣府政策統括官：昨日、総理から指示があった。基本的な制度構築については、3つのワーキングチーム中心で検討していただいていることは、総理も承知されている。検討している内容が大掛かりな仕組みの構築であるので、待機児童解消のために前倒しでできることはしていく方向で来年度予算に計上していく。1か月程度で何ができるか検討することを指示されている。

末松副大臣、小宮山副大臣、林政務官は特命チームにも入るので、ここでの検討を特命チームに反映していくことになる。

高橋代理（商工会議所）：特命チームでフレームを作成してしまうのではないかという危惧を抱くが、そのようなことはないということか？財源の問題も解決しない中で、子ども手当の仕組み等もそこで決められてしまうのではないか？



**中島委員（連合）：**その待機児童には学童の待機児童も入るのか？

**末松副大臣：**そこまでは指示にないので、今後の検討である。

**小宮山副大臣：**子ども手当については財源の問題と関わってくるが、どこを現物でどこを現金とするかという議論を皆さんでやっていただき、その財源を皆さんのバックアップを得ながら確保していく。13,000円までは現金支給を、それより上は26,000円を目標にどこまで上積みできるか、皆さん方の支援をいただきながら、やっていくということ。

**末松副大臣：**1万3千円は現金給付として保障することは確定している。そのうえで1万3千円を超えるところからは現物給付とするのか、現金給付にするのかはこれからの検討。

**藤原代理（経団連）：**子ども手当については、システムの制度設計に大きく関わってくることで、早く進めて欲しい。またその際には検討の過程が見えるように進めて欲しい。

現物給付と現金給付のバランスをフレキシブルにすると民主党のマニフェストでは謳っていると思うので、そうであるならば一時預かりだけでなく、保育サービスなども基礎自治体の自由裁量にする仕組みを考えてほしい。

また、保護者の所得制限を考えていかなければいけないと思っている。

基礎給付の中に幼児教育等を位置づけないのであれば、親が働いていると基礎給付は受けられないのかという印象を受けてしまう。

**村木政策統括官：**すべての子どもに支給するという意味で「基礎給付」という名前を付けている。このことが誤解を生じるということであれば申し訳ない。「保育・幼児教育給付」についても、すべての子どもを対象にしていることは変わらない。

**小宮山副大臣：**所得制限については、諸外国で所得制限を子ども手当にかけているところはない。むしろ累進性をどうかけるかということだと思うが、諸外国は所得制限をせずに手当等を支給し、累進課税でそのことを行っている。子ども手当の制度構築にあわせて、並行して党の方でも税制改革の議論を行っている。

**大日向委員（恵泉女学園大学教授）：**親の孤独は深刻になっている。理由を問わず子どもを預けることができるということは大切なことであり、一時預かりを基礎給付に位置づけたことは非常に大きい意味があると思っている。週に1、2回程度の不定期の利用であっても、子育てがひと段落をしたところで就労をしたいという親は多い。

親が子どもを荷物のように預けることを懸念することが多いが、そのことを解決するためには、子どもを荷物のように預からない仕組みを作る必要がある。一時預かりこそ質の確保が必要である。一時預かりは、私は「一時保育」という言葉を使いたいと思っているが、そのためにも預かる側の資質の問題、保育士をはじめとして様々な支援者の質の確保が必要不可欠である。

**渡邊委員（町村会）：**現物給付は地方自治体に委ね、現金給付は国が負担すべきと考えている。

現物給付については、地域主権の観点から国の関与はできるだけ小さくする必要がある。都市部と地方部の状況は違うので、地域の実情に応じて考える必要がある。あくまでも現金給付と現物給付の一体化・組み合わせは、自治体の立場で考えると混乱を生じる懸念があるので、現金給付は一律1万3千円として固め、国が保障する必要がある。

**山縣委員（大阪市立大学教授）：**市町村の裁量は認めるべきであるが、子どもと保護者の最善の利益を視点にして考慮する必要がある、さらにいうと子どもと保護者の利益が相反する場合は子どもの利益において行うべきである。

わが国の子どもを社会全体で育てていくためにも、事業主負担をこれまで以上に期待する。

**両角委員（明治学院大学教授）：**個人に対する基礎給付の内容に関して市町村に裁量を与え、現金給付の一部をサービス利用券などに代えて支給する案には疑問がある。

① 子どものために使われている財源が限られている中で、子ども手当の財源の一部をサービスに回すのであれば、保護者の就労と子どもの福祉を両立させるための支援（保育所の拡充、保育の質の向上、学童保育の充実など）に用いるべきではないか。

② すべての子どもを対象に現金給付を行う中で、一定の金額をサービス利用に限定するとしても、すべての子どもが利用する可能性はほとんどない。たとえば、障害のある子どもは一般向けのサービスを利用することは難しいし、認可保育所を利用している子ども

が一時預かりを利用することもない。またニーズに合うサービスがあったとしても、供給量が見合わなければ、必要な時に利用できるかどうかは限らない。したがって個人給付の一部がサービス利用券として給付された場合、それを使うことのできない子どもや保護者が必ず出ることになる。

**無篠委員（白梅学園大学教授）：**私は、基本的には現物給付がベースになるべきだと思っている。

事務経費が増えていくのであれば馬鹿げているので、保育所などの現場での事務負担は可能な限り小さくするべきである。

また障害のある子どもに対しても、個人に選択を与えることによって利用できないことが生じるのであれば、そのことは良くないこと。そうならないような制度構築を図ることが必要。

**北條委員（全日私幼）：**サービスを利用する人、利用しない人の間の公平性を担保することが必要。地方裁量については、保育所や公立幼稚園には、現行ではかなりの公費が支弁されているが、新しい仕組みになってもこのような格差が残ることを懸念している。また子育て支援の必要性は否定しないが、それによって、幼稚園に由来からある保護者同士の支えあいがなくなってしまうようであればもったいないこと。

**中島委員：**すべての子どもを対象にすることには賛成。ただ絵の描き方なのかもしれないが、2階建てにしてしまうと、すべての子どもを社会全体で支えるというイメージが持ち難い。すべての子どもを対象にするというイメージがもっと持てるように、社会的養護や障害のある子ども、ひとり親家庭への支援も基礎部分にきっちり位置づけて絵にも描く必要がある。

現物給付・現金給付はきちんとわけて考える必要がある。現物給付をベースに、現金給付のあり方を考える必要があるのではないか。

**田中委員（静岡文化芸術大学准教授）：**個人的には現物給付・現金給付の一体的提供には賛成である。こういったことをきちんと位置づけることによって、結果として現物給付のサービス整備を国・自治体に位置づけることができる。

**高橋代理：**新システムを考えるうえでも、子ども手当を考えるうえでも、財源問題はきちんと押さえなければいけない。そのためにも可視化を検討してほしい。我々としては事業主負担を財源とすることについては納得していないということは従来から主張しているところ。限られた予算の中から考えると、現金・現物のバランスは十分考慮する必要がある。給付設計を2階建てにしていることについては、依然として納得していないところ。一時預かりの問題については、子どもの成長や保護者のニーズなどは変わるであろうということはわかるし、冠婚葬祭やレジャー施設など、住宅地以外での一時預かりをどう位置づけるのかということも検討が必要。

また前回の会合の最後は、納得していないのに、「全体として了解いただいた」とされたことについては不満がある。今後、再考いただきたい。

**駒村委員（慶應義塾大学教授）：**現物と利用券については政権の判断として、どれだけ子どもに確実にサービスを届けさせたいのかという理念による。政権として、判断していただきたい。子どもの健やかな育ちに使ってもらえるサービスの利用券については、もちろんそれだけのサービスの供給がないといけないが、現物給付の限界をクリアするという意味では有効である。杉並区でやっている子育て応援券については、住民によってこういうサービスが必要だとか、こういうサービスに利用できる良いね、等と発展していつている。利用券についてはイメージ1のように、ある一定の枠をはめた方がいいのではないか。また、一時預かりについては悩むところだが、イメージ2でも良と思っている。生活の厳しい人にはなるべく現金給付となってしまうが、利用券であればサービスを届ける保障ができるのではないか。

**倉田委員（市長会）：**一時預かりをどう法律上位置づけるのかということが課題であると思っている。次回にでも示していただきたい。

**小田切代理（知事会）：**新システムに位置づけようとしている基礎給付については、国として財源のあり方や地方の役割分担等の基本的考え方を具体的に示すべき。そのうえで、「基礎給付」「保育・幼児教育のための給付」とわけのではなく、財源の区分を念頭に①国が担う一律の現金給付、②国が担う全国一律のサービス給付、③地方が担う裁量性のあるサービス給付といった3つの政策にわけて議論すべき。

現金給付の額は、全国一律として国が決定し、その全額を国が保障するべきであり、個人の選択に基づき現物給付との組み合わせを可能とする仕組みは適切ではない。

また、妊婦健診についても、子ども・子育て新システムの目的の一つである「出産・子育て・就労の希望がかなう社会」からすれば、新システムの中に位置づけるべき。

**奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）：**育児不安、育児ストレスを感じやすい乳児期にサービスを提供するのは、地域子育て支援拠点事業であるので、きちんと位置づけてほしい。

母親の就労率が高い富山県等でも一時預かりのニーズは非常に高い。子どもを預けたいと思う供給のあり方が必要。子どもにとっても意味のある「預かり」になるということが重要であるので、地域の人もともに関わって支援をする仕組みが必要。また一時預かりについては、現在、利用者負担も全国でバラバラであるので、全国一律のあり方も検討すべき。

**坂崎委員（日本保育協会）：**一時預かりも地域子育て支援も、保育所が中心になって担ってきたという自負がある。実際にこのような事業を行ってきた立場からいうと、一時預かりを利用する場合にその理由に制限がないことになると、相当額の財源が必要と思う。個人に受給権を与えるのであるならば、財源も含めて具体的に実施できるのか、という懸念がある。過疎地などは財源がないために、ニーズはあっても（行政に）やめてくれないか、ということと言われる状況になっている。自治体に負担感がないような仕組みにしていかなければいけない。現物は現物で、現金は現金で、きちんとわけて進めることが必要ではないか。

**荒木委員（国公立幼稚園長会）：**子ども手当が支給されて保護者も少し余裕ができたと思うので、保育料や給食費に充当することもあるかと思う。ただ育児のストレスを感じるのは低年齢児を抱えている家庭であるので、そういった家庭に対して幼稚園・保育所がすでにやっていることをきちんと評価して拡充していくことが必要である。そのためにも、保育者が大切である。研修や人材養成が重要である。

**菊池委員（全保協）：**すべての子どもの支援ということについては評価している。国がナショナルミニマムを定め、その上で必要に応じて市町村に裁量権を与えることについても認めるべきであると思っている。現金給付・現物給付のバランスを図ることが重要であり、質の確保された量の整備を図るためにも、また地域格差の改善・解消を図るためにも、現物給付としての保育サービスの拡充がより重視されるべきである。

現金給付であっても現物給付であっても、真の意味の受給権者は「子ども」である。その意味で現金給付・現物給付の量の選択を受給権者に認めることについては、慎重を要する。受給の選択は「子ども」にはできないことがその課題である。保護者が現金での受給を選択し、結果としてサービスが必要な子どもがサービスを受けられないで放置されることがないようにすべき。確実に子どもの権利が保障されるよう制度構築に工夫が必要である。

「一時預かり」という言葉についても課題を感じている。子どもにとっては一時的・スポット的な利用であっても、子どもの日々の生活の連続性のなかでの重要な成長発達保障の場であると捉えるべきである。一時預かりは、その主たるニーズが異なる上に、保育上の関わり方も違うこと、また保護者の状況や日常生活状況などの把握もより重要になり、通常の保育よりも高度の判断が求められるので、経験豊かな質の高い保育士が求められる。「託児」のイメージで制度設計が図られているような気がするが、児童福祉の精神のもとで事業を実施する必要がある。また、事業としてなりたつためのしっかりとした仕組みづくり、それに要する運営費の保障が必要である。現金給付・現物給付については、待機児童の問題、地方部で子どもの集団保障の視点から、慎重に判断すべきである。

**山口委員：**地方の裁量をあまり多く認めるべきではないと考えている。最低限のものは国で定めるべきである。地方自治体では、保育課長が昨日までは土木課にいた人だったり、きちんと状況を把握せずに「わが町には乳児保育のニーズはありません」などと言う人もいる。理解のある自治体だけではないということを考える必要がある。

一時預かりは「保育」であるという前提に、事業主の自由度を認めることが必要であると思う。また一時預かりを拡充することによって親が遊ぶために預けるのではないかという批判があることも承知している。かつて大阪で「コインロッカーに子どもを預けた」という親と話をしたことがあるが、その親は「だって預けるとことがなかった」と言っていた。こうい

うレベルの人もいるということを考えて、制度を検討してほしい。

**渡邊委員**：(子ども手当では) 学校給食だけでなく、保育料 (の滞納の対応) にも使えるようにしていくことが必要。

妊婦健診については、どういう経過で、新システムに位置づけられているのかが知りたい。現在公費で14回の妊婦健診が保障されているが、来年度の予算要望には入っていない。すべての子どもを保障するという新システムの中で、妊婦健診まで保障することが必要なのか。

**中島委員**：現金で保障され、受給権がある中で、学校給食費等に支弁することが法的に認められるのか。現金と現物のバランスを個人単位で判断することは、現実的には事務的にも煩雑になると思うが、実現可能なのか? もちろん給食費だけでなく、保育料や幼稚園の利用料も同様である。そのような費用に充当すると子ども手当はなくなってしまうのではないか。一時預かりはただ預けるということではないと理解している。ただレスパイト等で必要なニーズはあると思う。どのような仕組みとする必要があるのか検討する必要がある。

**藤原代理(経団連)**：一時預かりについては自治体によってはかなり多様。一時預かりについても全国一律でということにするには無理があるので、基礎給付ではなく、地域子育て支援に位置づけていくべき。

**大日向委員**：現物給付にもミニマム保障が必要であると思う。そのうえで地方自治体の裁量があるべきではないか。

**山縣委員**：保育料全体の5%が未納になっているという調査結果もある。給食費だけ例示されているが、保育料についても対象とすべき。一時預かりは、地域子育て支援に戻すことが必要。また随所に現行法を変えるのは難しいのでということが見えるが、子どものために必要なことであれば現行法を変えてでも取り組みが必要である。覚悟をもって行ってほしい。

**事務局(黒田室長)**：妊婦健診については、新成長戦略のフレームの中で検討している。

**村木政策統括官**：今日いただいた議論は整理をして、次回お示しさせていただきたい。

**末松副大臣**：丁寧な検討が必要と思っている。整理したうえで、検討をしていきたい。

**坂崎委員**：疑問がたくさんあるが、投げかければ次回、回答がいただけるのか?

**末松副大臣**：今日も出していただいた疑問は事務お方も整理しているので、次回までに整理して示せるようにしていきたい。

**奥山委員**：追加での意見として、すべての子どもへの支援ということであるので、子ども・子育て会議の市町村版をきちんと位置づけてほしい。

**村木政策統括官**：今日のところで言い残したこと、質問等は事務局にお送りいただければ、あわせて整理していく。

**末松副大臣**：財源がないと絵に描いた餅になってしまうし、サービスがなければ利用ができないということももっともだと思う。基礎給付については、大事な議論であるので、追加でもう一回検討をする場をお願いしたい。後日、日程調整させていただく。

## ◆ 保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合の「評議員会の設置」および「会計区分」の取り扱いについて◆

### ～「社会福祉法人の認可について」等の改正～

10月14日付で、厚生労働省は「社会福祉法人の認可についての一部改正について」および「保育所における社会福祉法人会計の適用についての一部改正について」の通知を発出しました。

平成20年12月の児童福祉法の一部改正で、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等が第2種社会福祉事業として位置づけられたことに伴い、保育所を運営する社会福祉法人が同事業を行う場合には評議員会の設置と事業ごとの会計区分による事務処理を行うこととされ、平成21年4月30日付の厚生労働省通知により3年以内に行うものとされていました。両通知では、このことに対し、構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針(平成22年6月2日構

造改革特別区域推進本部決定)において、「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置および経理区分の明確化の適用を除外する」とされたことを受けて、保育所を運営する事業のみを行う社会福祉法人が、保育所とあわせて一時預かり事業および地域子育て支援拠点事業を行っている場合、評議員会の設置および経理区分の明確化の適用を除外するとしています。(詳細は添付した通知をご参照ください。)

なお、全保協からは平成21年7月29日付で「一時預かり事業等の現状と課題について」という要望書を厚生労働省に提出しており、このなかで「評議員会の設置と経理区分の分離についても再度検討する必要がある」と要望していたことを申し添えます。

## ◆「子どもの育ちを主体とした次世代育成施策を！」◆

### ～第54回全国保育研究大会アピール採択～

10月20日～22日に和歌山県和歌山市で開催した「第54回全国保育研究大会」の初日、「子どもの育ちを主体とした次世代育成施策を！」と題したアピールが約1500人の参加者の全会一致で採択されました。

#### 子どもの育ちを主体とした次世代育成施策を！

##### - 第54回全国保育研究大会アピール -

現在、少子化対策・次世代育成支援施策の検討が、「子ども・子育て新システム検討会議」等で具体的にすすめられています。全保協は「すべての子どもの育ちの保障」を実現する「未来への投資」の取り組みとして、この改革の方向に賛成するものの、その具体化にあたっては、これまで児童福祉施設として保育所が果たしてきた歴史的役割を継承し、さらに発展させることを目指して全力で取り組みを図っていきます。

保育所を利用する210万を超える子どもと地域の子育て支援を担っている私たち保育関係者は、未来へ向かって子どもたちの健やかな育ちを守り、「すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現」をめざします。さらに社会全体で子どもの育ちを主体とした次世代育成施策をよりよいものにするために、第54回全国保育研究大会にあたり次のようにアピールします。

- 一、私たちはすべての子どもの育ちを保障する国の責務と、包括的な次世代育成施策の確立に社会全体が取り組む必要を、国民に呼びかけ、理解と協力を求めます。
- 一、私たちは子ども家庭福祉制度の確立のため、国の責任のもとで、認可保育所を基軸として質の確保された保育と子育て環境の拡充を実現します。
- 一、私たちは、生まれ育つ地域や保護者の状況等で格差が生じないように、保育所の最低基準等の地方自治体への全面的な移譲に断固反対します。
- 一、私たちは一人ひとりの子どもを大切にされた保育実践のため、最低基準や保育士等の労働条件をはじめとした保育環境の抜本的な改善を要望し、実現します。
- 一、私たちは、すべての子どもの健やかな育ちが保障されるよう、子ども家庭福祉施策関連の財源を大幅に増やすよう、国、地方公共団体をはじめ、広く国民に訴え、実現します。

平成22年10月20日

第54回全国保育研究大会

雇児保発1014第1号  
平成22年10月14日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について

保育所における社会福祉法人会計基準の取扱いについては、「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年3月20日児保第13号。以下「平成12年通知」という。）により、その留意点を示してきたところであるが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。」とされたところである。

これまで保育所を運営する事業と併せて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を行っている場合は、平成21年4月1日から起算して3年以内に保育所を運営する事業と一時預かり事業の経理区分を別に設けるものとしていたが、上記決定を踏まえ、本通知をもって、経理区分の明確化の適用を除外することとした。併せて、保育所を運営する事業と併せて児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）を行っている場合（一時預かり事業と地域子育て支援拠点事業の両方の事業を行っている場合を含む。）についても同様の取扱いとすることとした。これに伴い、平成12年通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知願いたい。

雇児発1014第3号  
社援発1014第6号  
老発1014第1号  
平成22年10月14日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中 核 市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立を行う際の審査基準や社会福祉法人の定款準則については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「平成12年連名通知」という。）により定めているところであるが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。」とされたところである。

これまで保育所を経営する事業のみを行う社会福祉法人については、評議員会の設置の適用が除外されており、また、当該法人が、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を行っている場合は、平成21年4月1日から起算して3年以内に評議員会を置くものとするとしていたが、上記決定を踏まえ、本通知をもって、当該場合についても評議員会の設置の適用を除外することとした。併せて、当該法人が、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）を行っている場合（一時預かり事業と地域子育て支援拠点事業の両方の事業を行っている場合を含む。）についても同様の取扱いとすることとし

た。これに伴い、平成12年連名通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、適切な指導監督に当たるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。



改正後全文

障 第 8 9 0 号  
社 援 第 2 6 1 8 号  
老 発 第 7 9 4 号  
児 発 第 9 0 8 号  
平成12年12月1日

社会福祉法人の認可について（通知）

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示してきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
- ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めただけで、御了解のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、別紙第1 第5（5）を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長

厚生省児童家庭局長

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市長

社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなもので行われなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有することから、その本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、地域の様々な福祉需要に応える公益的取組（公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。）を積極的に実施することが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第6条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・福祉局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金を診療を行う事業を営営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

(6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。

(7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
  - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
  - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
  - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
  - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
  - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
  - カ 子育て支援に関する事業
  - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
  - ク ボランティアの育成に関する事業
  - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
  - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を営む法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から賃与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

## (2) 特例

### ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の賃与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社撰第1896号・老発第599号厚生省社会・福祉局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

### イ 小規模な障害者通所授産施設を設置する場合

これについては、「障害者に係る小規模通所授産施設を営む社会福祉法人に関する資産要件等について」（平成12年12月1日障第891号・社撰第2619号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

### ウ 既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の賃与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社撰第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

### エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の賃与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社撰第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・福祉局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

### オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の賃与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社撰第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

### カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型

(5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

(6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

## 3 収益事業

(1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を構つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

(3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の営むに充てること。

(4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

(5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

(6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、（3）は適用されないものであること。

## 第2 法人の資産

### 1 資産の所有等

#### (1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から賃与若しくは使用許可を受けていること。

## 障害者施設」を設置する場合

これについては、「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社採発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

## 2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び公益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

### (1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を営む法人においては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合には、1,000万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を営まない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業又は知的障害者居宅介護等事業（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合には、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社採第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 地域・共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「地域・共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社採発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社採発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を営むものを除く。）及び共同募金会においては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市町村社会福祉協議会」と総称する。）においては、300万円と10万円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

## (2) 運用財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。

イ 運用財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みに処分しないよう留意すること。

### (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限り他の財産を活用して差し支えないこと。

## 3 資産の管理

(1) 基本財産（社会福祉施設を営む法人においては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常時的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要が

あり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理

運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。

ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限定されること。

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

#### 4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

### 第3 法人の組織運営

#### 1 役員

(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。

(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。

(3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。

#### 2 理事

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。

(2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部管理体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の1第3項第1号に規定する親族等という。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。

なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。

(3) 理事の定数は6人以上とすること。

(4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超過して選任されてはならないこと。

(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超過してはならないこと。

(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

(7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超過してはならないこと。

(8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

#### 3 監事

(1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。

(2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならぬこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

(4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。

(5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

#### 4 評議員会

(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。

① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業  
② 保育所を営営する事業（保育所を営営する事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）

#### ③ 介護保険事業

(2) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要であること。

(3) 評議員会を設ける場合は、役員を選任は評議員会において行うことが適当であること。

(4) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。

(5) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

(6) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営営する団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

#### 5 法人の組織運営に関する情報開示等

(1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。

特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど

法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

なお、法人が外部監査を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による現況報告書と合わせて当該外部監査の結果報告書の写し2通又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写し2部を所轄庁に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇発第487号・社撰発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2(4)に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

(2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、平成12年2月17日社撰第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」（以下「会計基準通知」という。）の別紙「社会福祉法人会計基準」（以下「法人会計基準」という。）第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書（同通知の4(1)②及び③の法人が法人会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により法人会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相当する書類）が、これに該当するものであること。

また、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。

さらに、法人が公益事業又は収益事業を行っている場合には、これらの事業に関する事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの書類に関する監事の意見を記載した書面についても、法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならないものであること。

なお、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

#### 6 その他

(1) 役員の数値は、確定数とすること。

(2) 理事及び監事については、法律上はその定数の三分の一までは役員が認められているが、法人の運営上からは、一名でも役員が生じた場合には、できる限り速やかに補充を行うことが望ましい

こと。

(3) 役員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。また、任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、前役員がおおその職務を行うこととして差し支えないこと。ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならないこと。

(4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

#### 第4 法人の認可申請等の手続

##### 1 所轄庁

(1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。それ以外の場合で、二以上の都道府県にわたり(二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる場合を含む。)事業を行う場合においては、法人本部の所在地を管轄区域とする地方厚生局長が所轄庁となるものであること。

##### ① 全国を単位として行われる事業

例えば、各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が該当する。

##### ② 地域を限定しないで行われる事業

例えば、地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の

福祉についての助成、相談等の事業が該当する。

③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業  
社会福祉法等の法令に基づき、指定を受けて行う事業が該当する。

④ ①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

(2) 法人の行う事業が指定都市又は中核市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。

ただし、都道府県が設置する社会福祉事業団(昭和46年7月16日社第第121号厚生省社会局長児童家庭局長通知「社会福祉事業団の設立及び運営の基準について」に規定する社会福祉事業団をいう。以下同じ。)については、これにかかわらず、都道府県知事が所轄庁となること。

(3) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所轄庁となっている法人が、他の都道府県の区域にわたる事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、都道府県知事を経由して厚生労働大臣又は地方厚生局長に申請させること。

(4) 指定都市又は中核市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該指定都市又は中核市の市長に連絡すること。

(5) 法人の事務所の所在地の変更に伴う定款変更の届出は、変更後の事務所の所在地の都道府県知事に対し行わせること。

ただし、事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長になる場合は、変更後の事務所の所在地の都道府県知事を経由して届出を行わせること。

#### 2 法人の認可審査の手続

都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県市」という。)における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各都局を加え

た庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。なお、所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可に対する都道府県知事の副申書の作成に当たっても、同様の審査を行うこと。

### 3 その他

(1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実になった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

(2) 設立代表者又は法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

### 第5 その他

(1) 社会福祉法人定款準則第14条による担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。

(2) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

(3) 厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認の申請は、当該法人の主たる事務所所在地の都道府県知事を經由して行うよう指導すること。

なお、これらの申請書を送付するに当たっては、必要な調査をなし、意見を付すよう配慮願いたいこと。

(4) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特

性に於いて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。

(5) 法第59条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出するよう指導すること。なお、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る現況報告書を送付するに当たっては、厚生労働大臣が所轄庁である法人については、雇用均等・児童家庭局所管、社会・援護局所管、同局障害保健福祉部所管、老健局所管に区分の上、各所管局あてに、各地方厚生局長が所轄庁である法人については同地方厚生局長あてに、法人から提出された現況報告書及び添付書類各2通のうち1通のみを送付するものとし、現況報告書及び添付書類1通については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。

また、外部監査の結果報告書又は福祉サービス第三者評価サービス事業の受審結果が提出されたときは、当該報告書等についても同様に取り扱うこととされたいこと。

(6) 前号の現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人を含め、各都道府県市の情報公開条例に定める手続より、公開することが望ましいこと。

(7) 全国における社会福祉法人の設立等の状況を把握するため、毎年5月20日までに、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所管する法人（都道府県知事が行う報告にあつては、管内に主たる事務所がある厚生労働大臣又は地方厚生局長が所管する法人を含む。）について、総数及び次の区分による法人数（毎年3月31日現在）を社会・援護局あて報告されたいこと。

ア 法人の数（イ、ウ及びエに掲げるものを除く。）

イ 法人である社会福祉協議会の数（都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の内数を含む。）

ウ 社会福祉事業団の数

エ 共同募金の数

(8) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

(9) 所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可等に対する都道府県知事の副申書は、別記第2の様式例により作成すること。



社会福祉法人定款準則

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 身体障害者療護施設の経営
- (ハ) 知的障害者更生施設の経営
- (ニ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 保育所の経営
- (ニ) 精神障害者授産施設の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 相談支援事業の経営
- (ト) 移動支援事業の経営
- (チ) 地域活動支援センターの経営
- (リ) 福祉ホームの経営

(備考)

(1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。

(2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成さ

れる」との趣旨に合致するものとする。

(3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 居宅介護等事業の経営

(8) 身体障害者福祉センターの経営

(9) 福祉サービス利用援助事業

(10) 障害福祉サービス事業の経営

(11) 相談支援事業の経営

(12) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (4) 社会福祉を目的とする事業を営む者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 地域福祉権利擁護事業
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 相談支援事業の経営
- (14) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇名

(2) 監事 〇〇名

- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員については、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち〇名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(備考)

(1) 理事の定数は、六名以上とすること。

監事の定数は、二名以上とすること。

(2) 第四項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

| 理事定数    | 親族等の人数 |
|---------|--------|
| 六名～九名   | 一名     |
| 一〇名～一二名 | 二名     |
| 一三名～    | 三名     |

(3) 理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと。

(4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

(5) 理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載にすること。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(備考)

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を定款に記載するのは、定款において役員任期を二年未満と定めた場合に限るものとし、この場合には任期終了から就任後二年までの間に限り、引き続き前役員がその職務を行うことができること。

(役員の選任等)

第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(備考)

評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

(役員の報酬等)

第八条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもつて組織する理事会によつて行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内これを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議については、特別の利害關係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であつて、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であつても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に關すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害關係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

④ 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害關係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、隨意契約に よることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害關係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。

(3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第五項の次に次の一項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

(4) 議長の議決権については、第六項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

(5) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負員や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の人格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるとする。

(備考)

評議員会を設ける場合には、評議員会に対しても監査結果を報告し、かつ意見を述べることが適当であること。

(職員)

第一条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

## 第〇章 評議員及び評議員会

### (評議員会)

第〇条 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

### (備考)

(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。

① 都道府県又は市町村が福祉サービスをとる者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を営む事業（保育所を営む事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）

③ 介護保険事業

(2) 評議員の定数は、理事定数の二倍を超える数とする。

(3) 議長の議決権については、第七項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

### (評議員会の権限)

第〇条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認め事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

### (備考)

「原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」とは、一定の場合においては事前に意見を聴くことを不要とするものである。ここにおける「一定の場合」とは、災害時等緊急に法人として意思決定する必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合である。

### (同前)

第〇条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第〇条 評議員は、社会福祉事業に関心をもち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他の特殊の関係がある者が〇名を超えて含まれてはならない。

(備考)

第二項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第五条の(備考)の(2)と同様とする。

(評議員の任期)

第〇条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

### 第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

### 第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

### 第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟( 平方メートル)

(2) 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地( 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用

財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協同融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協同融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第一五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（特別会計）

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（備考）

公益事業又は収益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに特別会計としなければならないこと。

（予算）

第一七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（決算）

第一八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の議定を得なければならない。

2 前項の議定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（備考）

法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

（会計年度）

第一九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める総規程により処理する。

(備考)

法人の会計の処理については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成一二年二月一七日社援第三一〇号)に準拠して定めること。

(臨時の措置)

第二一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならぬ。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(剰余金が出た場合の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三年政令第一八五号)第四条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第四章 解散及び合併

(解散)



第二条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可を受けなければならない。

第五章 定款の変更

(定款の変更)

第五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可(社会福祉法第四十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第六章 公告の方法その他

(公告の方法)

第六条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(備考)

公告の方法は、第二十六条に規定する方法に加え、インターネットによる公開等の多様な手法を活用することが望ましい。なお、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によつて

公告すること。

(施行細則)

第二十七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理事

〃

〃

〃

〃

監事

〃

(注) 準則中のアンダーラインの部分は、租税特別措置法第四〇条の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項である。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 目的は「世界に誇る幼児教育を全ての子に」？ ◆

～幼保一体化ワーキングチーム 第2回会合～

11月1日(月)に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「幼保一体化」ワーキングチーム(以下「幼保一体化WT」)第2回会合が開催されました。

幼保一体化WTの第2回会合では、冒頭、末松内閣府副大臣(作業グループ主査)より11月1日の毎日新聞朝刊で「幼稚園・保育所廃止へ」と報道されたことに対し、「決して決定事項ではなく、これから協議を行っていくことである」ことが説明されました(詳細は下記記事参照)。その後、「幼保一体化の目的」および「こども園(仮称)の基本的位置づけ」について、意見交換が行われました。全保協からは佐藤保育施策検討特別委員会委員長が出席し、「この国として子どもの育ちを保障するに際しては保育という一つの言葉『小さき子どもへの care & education』で語っていくべきだ」として意見表明をしました。

幼保一体化WTの次回は11月16日(火)に開催予定です。

<幼保一体化>幼稚園と保育所10年後めどに廃止 政府原案 毎日新聞 11月1日(月)2時30分配信

政府が13年度から実施予定の幼保一体化に関する制度原案が明らかになった。現在の幼稚園と保育所の制度は10年程度の経過措置の後に廃止し、新たに創設する「こども園」に一本化する。幼稚園は文部科学省所管の「教育施設」なのに対し、保育所は厚生労働省所管の「児童福祉施設」で、共働きなどで家庭で保育できない世帯を対象としている。新制度は教育・福祉両方の性格を併せ持つ施設と位置づけ、親の働き方に関係なく利用できる仕組みとする。

1、4両日に開く政府の「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームで政府側が示す。年内に最終案をまとめ、来年の通常国会に関連法案を提出する。ただ、政府原案には幼稚園と保育所双方の関係者の激しい反発が予想され、調整は難航しそうだ。

政府が6月にまとめた「基本制度案要綱」では、「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い、こども園に一体化する」とし、現行制度を否定していなかった。だが、政府原案は現行制度の「廃止」を明示。現在の幼稚園と保育所がこども園に移行するまでの期間も「10年程度」と区切った。

一方、幼稚園と保育所で異なる料金や利用時間は、一本化しつつ現行制度を生かす余地も残している。幼稚園は入学金や保育料などを事業主が自由に決められるが、保育所は国が定めた費用で運営し、保護者は所得に応じた保育料を負担する。新制度は保育所同様、原則として国が運営経費を決めるが、私立幼稚園などの移行の際には自主性に配慮し、自由裁量もある程度認める考えだ。

保護者の負担は利用時間によって定める。預かる時間は2～3区分に分け、親の働き方などに合わせて利用できるようにする。

幼稚園と保育所は縦割りによる二重行政の象徴。06年には親の働き方に関係なく受け入れる「認定こども園」制度を創設したが、認定件数(今年4月現在)は532件にとどまっている。【鈴木直】

## 議事概要 (記録は事務局)

**末松副大臣**：毎日新聞の1面に政府原案が示されたとの記事が出ているが、政府関係者は誰も取材を受けていないし、そのような事実はない。これから協議を行って決めていくということになるので、疑心暗鬼にならないでほしい。

**大日向座長**：あえて今日は一つの案を示して議論をしようということで、案を示していただいた。この形でいきたいということではないので、協議をお願いしたい。

前回、ご協議いただいて一致したこととして、すべての子どもに最善の生育環境を保障していく仕組みとするということがあった。このことにもとづいて、どのような形が望ましいのか、またなぜ幼保一体化なのかということも、議論をしていきたい。今回は、前回の幼保一体化の目的・理念について引き続き検討することから始めていく。

### (1) 幼保一体化の目的・理念

**佐藤委員 (全保協)**：この国の国民の一人として生きている一人ひとりの子どもたちに、豊かで意味のある生活を保障することは、その子自身の未来の人生を豊かにしていくことに他ならない。けれど、子どもたちの生活と学習と発達に対しての投資を、未来への投資としてみるだけでいいのだろうか。今、その子がその子であるということが大切なんだよということが国の覚悟であり、大人の責任の姿でもあると私たちは考えている。だからこそ、福祉だ教育だ、生活だ学習だ、未来のためだ今なのだと言われてきた幼児教育、あるいは児童福祉という、その側面からのみの制度設計で語るのではなく、保育という一つの言葉「小さき子どもへの care & education」で語っていくべきだと思う。このシステムこそ、子どもの生活と教育は切り離してはいけないと思う。この保育観というのか子ども観というのか、それを共通に持たないままのシステム設計は危ういし、ぐらつく。そのことの理解があれば様々なことがそれぞれに落ち着いていくと思う。

**秋田委員 (東京大学教授)**：幼保一体化の目的については賛意を表明するところではあるが、量的拡大だけではなく「質の確保」を入れてほしい。また、資料1のP.7、8に「専業主婦を含め」や「女性の就労率向上」という表現など、子育ては女性が担うという視点が残っているように感じられる。むしろ、父親も母親もともに子どもを育てることのできる社会の実現というワークライフバランスの視点を盛り込むべき。

**小田委員 (国立特別支援教育総合研究所理事長)**：目的については書かれているとおりに思うが、幼保一体化の歴史的経過を踏まえてほしい。倉橋先生がかつて言われていたように、一体化は一つのものになるのではなく、理念を一つにして、さまざまな形態のものがあり選択することができることが大切。これまでの文化や理念をなくして一つの枠に押し込める形にはいけない。

**柏女委員 (淑徳大学教授)**：「すべての子ども」にと書かれているが、すべての子どもではない。障害のある子どもたちなどにどのように保障していくのか。障害のある子どもたちの保護者からは、「私たちの子どもはすべての子どもに含まれていない」「我々のしていることは子育てではないのか」等と不安の声が聞かれている。現在の案では障害のある子どもたちが含まれていない。また、現実問題として、被虐待の子どもたちなども含め、3万7千のこども園 (仮称) がすべて担うことができるのか、現実的に考えていく必要がある。

**普光院委員 (保育園を考える親の会代表)**：利用者側からみるとなぜ「こども園 (仮称)」なのか、はわからないし、賛成の声はない。本当に幼保一体化をするのであれば、「こども園 (仮称)」は絶対に現行の保育所・幼稚園を下回るものにならないようにしてほしい。すべての子どもを対象にしていくのであれば、たとえば保育料を自由設定・応益負担にしまうと、保育料を支払えない家庭が出てきて利用できないという課題が生じる。このようなことを起こさないようにしてほしい。

また養育困難家庭が保育現場には増えてきている。これまで保育所はこのような家庭の支援を行ってきた。「こども園 (仮称)」がはたしてこのような家庭にきちんと支援を行っていくのか、不安を感じる。

P.7のように「幼児教育」と「次世代育成支援」と書き分けることもおかしいのではないかと

思う。幼児教育はすべての子どもが社会に参加するための支援であり、次世代育成支援のもとに幼児教育や保育があるのではないか。この書き方には危惧を感じる。

**入谷委員（全日私幼）：**国家戦略としての幼児教育をどのように位置づけるのか、ということをまずは国として示すべき。この国家戦略がない中で、戦術はない。

**清原委員（全国市長会・三鷹市長）：**これまでの文化や理念を大切にしながら、子どもたちにとってどのような環境を提供していくのか、を考えていきたい。親の就労に関係なく、子どもにとって望ましい環境を提供していくことが必要であると考え、幼保一体化は望ましいこと。もちろん謙虚になる必要はあり、すべての子どもに対する保障のあり方としては段階的にあることも必要かもしれないが、理念・目的としては子ども本位の制度にするのだということは掲げておきたい。また秋田委員が言われたように量の拡充だけではなく、質の向上を図ることができる仕組みとする必要がある。

**山縣委員（大阪市立大学教授）：**これまでの保育所・幼稚園の実践には敬意を表すが、一方では保護者の状態によって子どもの居場所が選択されていることも事実。すべての親子をすべての地域で保障する仕組みにすることが必要。過疎地は現状でも幼稚園は機能していない。先ほど普光院委員が言われたように保護者には幼保一体化に賛成の声はないと言われたが、これは都市部のことであり、むしろ過疎地では幼稚園が撤退している中で幼保一体化を求める声が大きくなっている。

**渡邊委員（全国町村会・新潟県聖籠町長）：**町村部では子どもの数が減少しており、幼稚園・保育所が分離していることが現実にもそぐわなくなっている。「すべて」という言葉にも用語の問題もあるかもしれないが、障害のある子どもに対しては、数が少なくても「すべて」ということであれば、このような子どもたちへの支援も行っていく必要がある。認定こども園は幼保一体化の流れに合わせて進められてきたと思うが、現実としては数が伸びていない。なぜ伸びていないのか、問題があったのか、検証しながら、幼保一体化の検討をするべきである。

**大橋委員（全国公立幼稚園長会）：**幼稚園は134年の歴史の中で幼児教育を提供してきた。P.8の幼保一体化の目的に「女性の就業率向上や多様なニーズ」と書かれているが、自分で子育てをしたいという保護者もいるし、子育てを他人に任せてしまうことへの懸念もあり、自分で子育てをしたいという保護者の意思も尊重した仕組みにする必要がある。多様なニーズのなかに女性の就業率向上も入るのではないかと思うので、多様なニーズだけで良いのではないか。

**菅原委員（全私保連）：**子どもの視点と保護者の視点が欠かせないと思う。これまでの検討の中には混乱と不統一があると思う。大事な点は現代の子どもたちがどういう問題を抱えているのかということを中心に把握する必要がある。虐待等が増えてきている中で、保育所がきちんと対応してきているのか、謙虚に考える必要があると思っている。理念問題では、公平な制度ということを中心に検討する必要がある。たとえば幼稚園教育要領と保育所保育指針の取り扱いの違い—幼稚園教育要領が学校教育法に位置づけられているが、保育指針は大臣告示—について整理をする必要があると思う。保護者の立場から考えれば待機児童問題をどのように解決していけるのか、ということも取り扱っていく必要がある。またワークライフバランスの問題も現実的に進めていけるような仕組みとするよう、あわせて考える必要がある。賛成者がいないという発言もあったが、今回の改革がきちんと伝わっていないことが問題であると思っている。保護者も事業者もきちんと説明をすれば賛同をしていただけたらと思う。

**佐久間委員（ベネッセ）：**「世界に誇る」ということを重く受け止めた。このことが質の確保を意味していると思うが、どのような意味合いでこの文言を書かれたか説明をお願いしたい。質の向上をはかるべきという秋田委員の意見には賛成している。「女性の就業率向上」について様々な意見があると思うが、日本社会を考えていくとこれからは女性が就労しないといけない時代になっている。

**中島委員（連合）：**いろいろな立場が一堂に会する場ができたということは意味があること。歴史や文化に違いがあることは理解しているが、子どもにとって良い環境を保障していくという視点で考えていくことが大切。一つの形に集約するのではなく、個性を発揮することができるように、ただし勝手にやって良いよということではない仕組みにするべきではないか。「世界に誇る」ということは具体的に何を意味しているのか、きちんと書きこむことが必要だし、「世界に

誇る」という意味では保育は児童福祉の視点から多様な家庭の受け皿になっていることなど、世界的に見て評価されていることも多い。幼児教育だけでなく、保育の「世界に誇れる」点もきちんと評価して盛り込むことが必要。

**古渡委員（認定こども園協会）：**地域で子育てを支えましょうということが必要だし、認定こども園は幼保の機能をあわせてきたということが現場としての事実。子どもの育ちにとっての危機感をどう共有化していくかが大切であると思う。

**大日向座長：**親の就労状況にかかわらず、すべての子どもに良質な生育環境を保障するという点については共通であったと思う。修正意見としては①に幼児教育だけでなく保育もきちんと書きこむこと、また質の確保・向上を盛り込むこと、また③の「女性の就労率向上」の表現では女性が子育てをするものという視点が強いので男女共同参画の視点、ワークライフバランスの視点を盛り込むことなどが出された。このような修正を加えることで、幼保一体化の目的については概ね了解されたと思う。

また、子ども本位でということ、保護者への支援の視点も大切でということ、幼保一体化は手段であって目的ではないということ等を主要な視点として、保育所・幼稚園がこれまで話してきた役割を評価しつつ、具体的に検討していきたい。

## (2) こども園（仮称）の基本的位置づけ

**泉前政務官（オブザーバー）：**確認をさせていただきたいが、資料1のP. 14に「幼稚園及び保育所はすべてこども園（仮称）に移行する」とあるが、これは「こども園（仮称）制度」への移行であって、すべての幼稚園・保育所がこの時点で名称変更を強制的に行われるということではない。

**山口委員（日本子ども育成協議会・JP ホールディングス）：**多様な主体の参入について、これまで少子化対策特別部会のなかで共通理解がされてきたと思っていたが、今回の資料のこども園（仮称）のイメージ図を見て愕然とした。差別的な取扱いをしている以上、株式会社等、多様な事業主体の参入があるはずがない。資料1のP. 13に「学校法人や社会福祉法人が設置・運営する施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限を通じて、地域において幼児教育・保育が安定的に供給されることが担保されている」と書かれているが、そのようなことは幻想にすぎない。現実としてはそのようなことは決してないので、差別的な取扱いはやめて、多様な事業主体の参入を促進すべき。

**佐久間委員：**資料からは量的な拡大にのみ、株式会社は期待されているように見える。私たちは株式会社であっても、質の向上を図っていきたくと考えている。量・質の拡大をともに図っていくことにおいて、多様な事業主体の参入を保障していく仕組みとするべき。また、「こども施設（仮称）」という文言が出てきているが、「こども施設（仮称）」と「こども園（仮称）」の違いは何なのか？仮にこども施設（仮称）に対する制度的な財政措置が認可のこども園と認可外施設において共通だったとしても、①地方自治体による優先的な指定、②地方自治体による上乗せの財政措置、③世間的な評価によって、差がつくことが容易に想定される。

**普光院委員：**保育園を考える親の会で調査した「100 都市保育力充実度チェック」の冊子を配布させていただいている。この冊子を見ていただくとわかるように、すでに市町村によって多様な事業があり、保育についても多様な形態があることが事実。幼保一体化の前に、保育の一体化のほうが必要であり、ナショナルミニマムとして質の保障、そして底上げが必要。たとえば認定こども園の地方裁量型については、自治体に認定されただけで補助金も一銭も出ていなく、質的な保障もされていないのが事実。

日本においては、質の確保のためにも、ナショナルミニマムが必要不可欠。効率を重視する視点から考えれば、「子どもを詰め込む」方向に向かいがちであり、施策を左右する方々にも子どもの指針の発達・就学前教育・保育についての理解が弱いため、国際的にも低い水準にもかかわらず、まだ下げられると考えている自治体首長もいるのが現状。現行では、当事者・現場・子どもを代弁する立場の者が施策に参画する土壌がない。このような状況のなかで、地域主権を進めていくことは、保育の質の低下を招く。

**入谷委員：**文化の共有は現場の実践の積み上げの中で進めていくものであって、保幼小連携につ

いては現場で進めてきている。自由主義社会においては、多様な選択が認められる制度とするべきであり、法律により強制的に移行させられるようなことがあってはならない。この場においては、「廃止」等という否定的な表現ではなく、子どもも含めて、我々も未来を語るべきではないか。(拍手あり)

**小宮山副大臣**：子どもたちのために、どのような仕組みを作っていくのか、ということを考えている。それぞれの良さを生かしながら、進めていきたいと考えているので、国家戦略でどうこうということではない。今日の毎日新聞のように決まっていなことを報道するようなことがないよう、マスコミ関係者もこれで特ダネを取ろうとするのではなく、どのような仕組みを子どもたちに提供するのことも考えていただきたい。

**山縣委員**：幼児教育は今、厳しい状況にある。過疎地を中心に国公立幼稚園は統廃合が進んでおり、幼稚園がなりたたなくなっている。子ども過疎地のことを考えると、こども園(仮称)のベースは20名で考えてほしい。あわせて、へき地保育所への財政的支援もきちんと制度の中で考えてほしい。

利用者負担を仮に10%の応益負担にすると、年間4万円前後になる。定額一律負担であれば、賛成が得られるのかなと思う。ただしその際には、低所得者層への財政的支援がセットであることが必要ではある。

**木幡委員(フジテレビ)**：利用者の思いは、①はいれること、②親子のニーズに合うものであること、③スピーディーにということ。

必ずはいれるような仕組みにしてほしいし、待機児童が顕在化してからかなりの年月が流れているので、スピーディーにかつ現場の意見、利用者の意見をしっかり聞いて制度設計をしてほしい。

**佐藤委員**：用語の整理はまだできていないので、わかりにくい。「こども施設(仮称)」という文言が出てきているが、唐突な気がする。3歳以上児には「幼児教育・保育給付」とし、3歳未満児には「保育給付」としてあるが、未満児においても生活の保障が重要であると私は思っている。この文言の整理も必要だろう。あとは全保協が出した意見を見てほしい。

**中澤代理(知事会)**：「こども施設(仮称)」は機能でわけられるのか、事業主体でわけられるのか、わかりにくい。「こども園(仮称)」は学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々位置づけるとされているが、認定こども園制度において指摘されている課題を解決するためにも、根拠法から一本化することが必要。また「こども園(仮称)」の設置認可権および指導監督権等を誰に付与するのかということは、幼保一体化を効率的に進めていく上では非常に重要な論点であるので、今後、地方と十分協議すること。

**金山委員(マミーズネット理事)**：これまでの実践を大事にする気持ちもわかるが、これからの何十年かを考えると、このままの制度で大丈夫かと思うと不安が大きくある。集団で子どもを育てることに養育放棄という危機感を持つ方も多いと思うが、子どもを主体に考えると良い環境の中で同じくらいの年齢の子どもたちが育ちあう関係を作っていくことが大切だと思う。

**柏女委員**：対象児童については、「希望するすべての子ども」とすることが現実的なのだろう。障害児保育給付については、現在、保育所においては一般財源化されており、地域格差が拡大していることを考えると、子ども・子育て勘定に障害児保育給付を含めることが必要。

また、保育所において現在は、児童福祉法第47条第2項において、親権者がある場合には「監護、教育、懲戒について、その児童の福祉のため必要な措置を取ることができる」と規定されているが、「こども園(仮称)」ではどのように考えれば良いのか。幼稚園の場合はどのように考えれば良いのか。

また被虐待やネグレクト等の子どもの入所、近くに障害児療育施設がない場合の障害児の受入れ等をすべての「こども園(仮称)」に期待することは現実的なのか。むしろ社会福祉法人等の「こども園(仮称)」等、ノウハウや専門性を有する「こども園(仮称)」にその役割を期待する仕組みを作る必要がある。

**古渡委員**：現場から見て幼保連携型の認定こども園はフルパッケージですでに幼保一体化が進められている。すべてフルパッケージが必要なのかは検討する必要がある。地方は加速度的に子どもの数が減っている。今、次世代につなげる「こども園(仮称)」制度を構築していきたい。

秋田委員：今回の改革は自然淘汰を待って進めていくものではない。今すぐの廃止ではなく、10年、20年先を展望して仕組みを構築することが必要。そのためには市町村が新システム計画を構築して進めることが重要である。ただしそのときにナショナルミニマムを国として構築し、養護と教育の両面を高めていかなければいけない。すべて養護と教育を高めていくことが大切であるためには、「幼児教育・保育」と幼児教育と保育をわけて議論することが本当に良いのかも含めて考える必要がある。

小田委員：これまで幼稚園・保育所が果たしてきた役割・機能に対する敬意がなく、資料が作成されてしまっていることに対し問題を感じる。あまりにも乱暴だと思うので、イメージ図をわかりやすく作り直す必要がある。

清原委員：事務局案でなくたたき台ということであるので、遠慮なくたたいて良いのだと思う。三鷹市では、市長になる前から幼児教育は私立にゆだねるという方針が示されていて、残っていた公立幼稚園のうち2か所を保育所に、1か所を認定こども園にした。第三者評価、利用者評価をしているが、95%が満足を示している。幼稚園は都道府県から私学助成が出ているために、これまで市との関係はあまりなかったが、組織改編をした中で子ども部に幼稚園との関係をしっかり位置づけた。都道府県については、逆に保育所との関係は薄かったかもしれない。新システムについては、都道府県、市町村の位置づけを明確にしてもらうことが必要。

菅原委員：「廃止」という言葉が強く、独り歩きをしていくことが懸念される。新たな制度の構築にあたっては、「こども園法」のような基本法を策定して、理念・目的からきちんと書きこむことが必要だと思う。基本法の中に「こども園」をしっかりと位置づけ、そのなかに社会福祉法人や学校法人などを書き込んで位置づけることが必要。幼稚園と保育所の文化の違いについても、何が違いなのか、一般の方々や我々も含めてわかるように書きこんでほしい。

無藤委員：何年かの移行というときに、混乱は最小限にして制度移行を図ることが必要。ストラテジー（戦略）として、たとえば幼稚園は今以上に障害児を受け入れる必要があると思うし、保育所は今以上に幼児教育を進めるにはどうしたらいいのか等を考える必要がある。そのためにはインセンティブが働く仕組みを導入することが必要。10年の経過措置ということも明確に文言として示すというよりも、3年後、5年後にチェックする必要がある。

香取厚生労働省政策統括官：指定の考え方については、どういう法制で、どういう認可制度を作るのか整理が必要。指定については、サービス類型ごとに客観的基準に基づいて指定をしていくことになる。認可については、法人制度の特性によってさまざまな条件付けがされている。認可の形がどうであるかは別にして、指定基準を満たしていれば給付の対象とすることとなっている。

大日向座長：まだこども園の姿は固まっていない。これからも理念・目的を踏まえて、意見を出していただきたい。できれば1週間程度で追加の意見などがあったら、お出しいただきたい。次回は引き続き「こども園（仮称）」の基本的位置付けから協議をしていきたい。

## ◆ 構造改革特区における保育士の配置要件の緩和事業 ◆

### ～児童福祉施設最低基準の特例～

厚生労働省は、10月14日付で「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案」を公布・通知しました。この改正は、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）により、「保育所における看護師配置補助要件の緩和」が特区において講じるべき規制の特例措置として決定されたことを受け、構造改革特区の認定を受けた場合には、乳児を4人以上6人未満入所させている保育所について、児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する保育士の数を算定する際に、保育所に勤務する保健師または看護師を、一人に限り保育士と見なすこと

ができるとしたものです。詳細は添付した省令改正通知をご参照ください。

なお、本件については、9月13日付で全保協から「保育士と看護師の役割、専門性は違うものであり、看護師に保育士業務を代替させることはできるものではない」とした意見書を提出しています（意見書については、全保協 HP をご参照ください）。

## ◆全国保育協議会活動日誌

(平成22年10月1日～10月31日)

|                 |  |
|-----------------|--|
| 9月30日～<br>10月2日 | 第11期保育所長専門講座 後期面接授業<br>(於：全社協5階会議室)  |
| 10月12日          | 第5回正副会長会議<br>(1) 『子ども・子育て新システム』に対する全保協の提言<br>～全保協が考える『こども園(仮称)』のあり方～について<br>(2) こども指針(仮称)に関する全保協の検討体制について<br>(3) 第54回全国保育研究大会(和歌山大会)第10分科会の進行について<br>(4) 児童福祉施設最低基準の地方への条例委任に伴う参酌基準に対する全保協の考え方について<br>(5) 全国組織正副会長等会議の開催について   |
|                 | 第5回常任協議員会<br>(1) 『子ども・子育て新システム』に対する全保協の提言<br>～全保協が考える『こども園(仮称)』のあり方～について<br>(2) こども指針(仮称)に関する全保協の検討体制について<br>(3) 第54回全国保育研究大会(和歌山大会)第10分科会の進行について<br>(4) 児童福祉施設最低基準の地方への条例委任に伴う参酌基準に対する全保協の考え方について<br>(5) 都道府県組織正副会長等会議の開催について |
| 10月19日          | 第54回全国保育研究大会第3回大会運営委員会<br>(1) 大会の運営について<br>・大会参加者数・参加者の概要<br>・日程・プログラム<br>・大会運営に関わる役割<br>(2) 「大会アピール(案)」について   |
| 10月20<br>～22日   | 第54回全国保育研究大会(和歌山大会)<br>於：和歌山県民文化会館 他   |
| 10月26日          | こども指針(仮称)検討チーム第1回会合<br>(1) 「こども指針(仮称)」の創設に向けた検討課題について<br>(2) 今後の検討の進め方について<br>(3) 全保協が考える「こども指針(仮称)」のあり方について   |
|                 | 保育施策検討チーム 第5回会合<br>(1) 優先して検討すべき事項について<br>(2) 今後の検討スケジュールについて  |
| 10月30日          | 保育所長・リーダー研修会(仮称)企画打合せ会<br>(1) 保育所長・リーダー研修会(仮称)プログラムの構成について<br>(2) 講義内容について<br>(3) 講師候補について<br>(4) 今後のすすめ方について  |



○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（児童福祉施設最低基準の特例）</p> <p>第一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。次条において同じ。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有す</p> | <p>（公立保育所の食事の提供方法の特例）</p> <p>第一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるもの</p> |

る設備を備えるものとする。

一〇五 (略)

第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）であつて、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。

別表第三 (第七条関係) 番号

|   |                                      |             |
|---|--------------------------------------|-------------|
| 一 | 事業の名称<br>公立保育所における給食の外部搬入方式の容認<br>事業 | 関係条項<br>第一条 |
| 二 | 保育所における保育士配置要件の緩和事業                  | 第二条         |
| 三 | 削除                                   |             |
| 四 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業      | 第四条         |
| 五 | 特別養護老人ホーム等の二階建て準耐火建築物<br>設置事業        | 第五条         |

とする。

一〇五 (略)

第二条 削除

別表第三 (第七条関係)

|   |  |             |
|---|--|-------------|
| 一 | 番号<br>事業の名称<br>公立保育所における給食の外部搬入方式の容認<br>事業 | 関係条項<br>第一条 |
| 二 | 削除   |             |
| 三 | 削除   |             |
| 四 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業            | 第四条         |
| 五 | 特別養護老人ホーム等の二階建て準耐火建築物<br>設置事業              | 第五条         |

六 伝統的建造物を利用した宿泊事業

第六条

六 伝統的建造物を利用した宿泊事業

第六条

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ  
幼保一体化ワーキングチーム 第2回会合

平成22年11月1日（月） 9：30～12：00  
中央合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

- (1) こども園（仮称）について
- (2) 意見交換

3. 閉会

(配付資料)

- 【資料1】 こども園（仮称）についてⅠ（案）～基本的位置づけ～
- 【資料2】 こども園（仮称）についてⅡ（案）～具体的制度設計に関する論点～
- 【資料3】 構成員提出資料

(参考資料)

- 【参考1】 こども園（仮称）に関する参照条文集

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 子ども子育て新システム検討会議作業グループ | 資料1 |
| 幼保一体化ワーキングチーム(第2回)    |     |
| 平成22年11月1日            |     |

# こども園(仮称)について I(案)

[基本的な位置づけ]

平成22年11月1日

第2回 幼保一体化ワーキングチーム資料

# 目次

## 1. 幼保一体化の目的

- (1) これまでの経緯
- (2) 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援対策のための包括的・一元的な制度の構築
- (3) 幼保一体化の目的

## 2. こども園(仮称)の基本的位置付け

- (1) 現状
- (2) 考えられる仕組みのイメージ
- (3) メリット・論点

# 1. 幼保一体化の目的

# 1. 幼保一体化の目的

## (1) これまでの経緯

○ これまで、幼児教育や保育の在り方等については、①幼児教育の振興、②認定こども園の創設及び改革、③次世代育成支援改革、という三つの大きな流れで検討が進められてきた。

### ① 幼児教育の振興

#### (ア) 中央教育審議会答申(平成17年11月)(抄)

○ 幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育

○ 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進

○ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

#### (イ) 教育基本法の改正(平成18年12月)、学校教育法の改正(平成19年6月)及び幼稚園教育要領の改訂(平成20年3月)

○ 教育基本法の改正  
(平成18年12月)

・ 「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定  
(保育所等における教育を含む)  
・ 幼稚園から大学までの体系的な教育の組織的な提供

○ 学校教育法の改正  
(平成19年6月)

・ 子どもが最初に入學する学校として、幼稚園を最初に規定  
・ 幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化  
・ 家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

○ 幼稚園教育要領の改訂  
(平成20年3月)

・ 幼稚園教育と小学校教育との連携・接続  
・ 家庭・地域との連続性、連携・支援  
(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)



## ② 認定こども園制度の創設及び改革

### (ア) 中央教育審議会幼児教育部会・社会保障審議会児童部会合同検討会議報告(抄)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・総合施設については、親の就労の有無・形態等で区別するのではなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることを基本とする。

### (イ) 認定こども園制度の創設

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

### (ウ) 認定こども園制度の改革(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告(平成21年3月))(抄)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消、保育制度改革の方向を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進

## ③ 次世代育成支援改革

### (ア) 社会保障審議会少子化対策特別部会〔設置：平成19年12月～〕による「第一次報告」〔平成21年2月〕(抄)

- ・質の確保された保育所のスピード感ある拡充が図られるよう、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、最低基準により客観的に行われる仕組みとする。このため、客観的基準(最低基準)による指定制を基本としつつ、検討する。

### (イ) 社会保障審議会少子化対策特別部会による「これまでの議論の整理」〔平成21年12月〕(抄)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障、すべての子育て家庭への支援、利用者(子ども)中心、潜在需要の顕在化及び量的拡大

## (2) 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援対策のための包括的・一元的な制度の構築

- 以上のように、幼児教育や保育の在り方等については、①幼児教育の振興、②認定こども園の創設及び改革、③次世代育成支援改革、という大きな3つの流れで検討が進められてきた。
- その後、「子ども・子育てビジョン」などに基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援対策のための包括的・一元的制度を目指す議論となり、本年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。

# これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～17年度

## ○中央教育審議会 答申 (平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・児童や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実（幼小の連携・接続）

## 幼児教育の振興

平成18～20年度

## ○教育基本法の改正 (平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定
- （保育所等における教育を含む）
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的教育的確保

## ○学校教育法の改正 (平成19年6月)

- ・子どもが最初に入学する学校として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

## ○幼稚園教育要領の改訂 (平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援
- （保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂）

## ○認定こども園 制度の創設 (平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

## ○認定こども園制度の 在り方に関する検討会 (平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

## ○社会保障審議会 少子化対策特別 部会の設置 (平成19年12月～)

（平成19年12月～）

## ○第1次報告 (平成21年2月)

- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に  
対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

## ○これまでの議論の整理 (平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者（子ども）中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

## 次世代育成支援改革

平成21年度

## ○子ども・子育てビジョン (平成22年1月)

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含め、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

## ○子ども・子育て新システムの 基本制度案要綱 (平成22年6月)

- ・幼稚園・保育所：認定こども園の垣根を取り払い新たな指針に基づき、幼児教育と保育をも提供すること
- ・こども園（仮称）に一体化しては、「幼保一体給付（仮称）」の対象
- ・幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、新たな指針（こども指針（仮称））を創設
- ・資格の共通化を始めとした機能の一体化を推進
- ・多様な事業主体の参入。

### (3) 幼保一体化の目的

○ このように、これまでの幼保一体化の取組については、

- ① 仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、
- ② 仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、
- ③ 家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、専業主婦を含め全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、

という3つの視点がある。

○ 以上を踏まえれば、今回の幼保一体化の目的については、次のように考えることができるのではないか。

- ① 世界に誇る幼児教育を全ての子に
- ② 支援を必要とする全ての親子があらゆる施設の支援を受けられるように
- ③ 女性の就労率向上や多様なニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

## 2. こども園(仮称)の基本的位置付け

## 2. こども園(仮称)の基本的位置付け

### 【基本制度案要綱の抜粋】

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供することども園(仮称)に一体化する。
- すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校教育指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称))を創設する。
- こども指針(仮称)に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化を推進する。
- こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。
- こども園(仮称)については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。

## [制度案要綱における各事項への対応]

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化する。

### → 今回、幼保一体化WTにおいて検討。

- すべての子どもに質の高い教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称))を創設する。

### → こども指針(仮称)WTにおいて検討。

- こども指針(仮称)に基づき提供される幼児教育、保育について、資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化を推進する。

### → 今後、幼保一体化WTにおいて検討。

- こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。

- こども園(仮称)については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。

### → 主として基本制度WTにおいて検討。

(注) 給付の一体化による公費負担、保護者負担への影響は、基本制度ワーキングチームにおいて検討。



(1) 現状

a. 幼稚園

(位置づけ)

○ 幼稚園は、満3歳以上の幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼児教育を行う学校教育法に基づく学校である。

(行政庁の関与)

○ 幼稚園の設置については、質の担保及び適正配置の観点から、行政庁の認可を必要とする。

b. 保育所

(位置づけ)

○ 保育所は、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設である。

(行政庁の関与)

○ 保育所の設置については、質の担保及び適正配置の観点から、行政庁の認可を必要とする。

c. 認定こども園

(位置づけ)

○ 認定こども園は、幼稚園及び保育所の制度を基礎とした上で、小学校就学前における幼児教育及び保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を有するものとして認定を受けた施設である。

(行政庁の関与)

○ 認定こども園の認定については、都道府県が条例で定める客観的な基準に基づき、都道府県知事が認定する。

(2) 考えられる仕組みのイメージ

○ 幼保一体化の目的を達成するため、次のような仕組みが考えられるのではないか。

① 幼児教育・保育を担う施設の計画的な整備

- ・ 市町村は、幼児教育・保育を担う施設を計画的に整備するため、市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。
- ・ 潜在需要に対応した保育の量的拡大を図る観点から、新システム法において、指定制度を導入する。指定施設(「こども施設(仮称)」)については、客観的な基準を満たした施設について指定対象とし、多様な事業主体の参入を図る。

※ 学校法人や、社会福祉法人が設置・運営する施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限(認可制等)を通じて、地域において幼児教育・保育が安定的に供給されることが担保されている。これに加え、指定制を導入し、客観的な基準を満たした施設を指定することにより、多様な事業主体による迅速な参入が可能となり、量的拡大に寄与する。

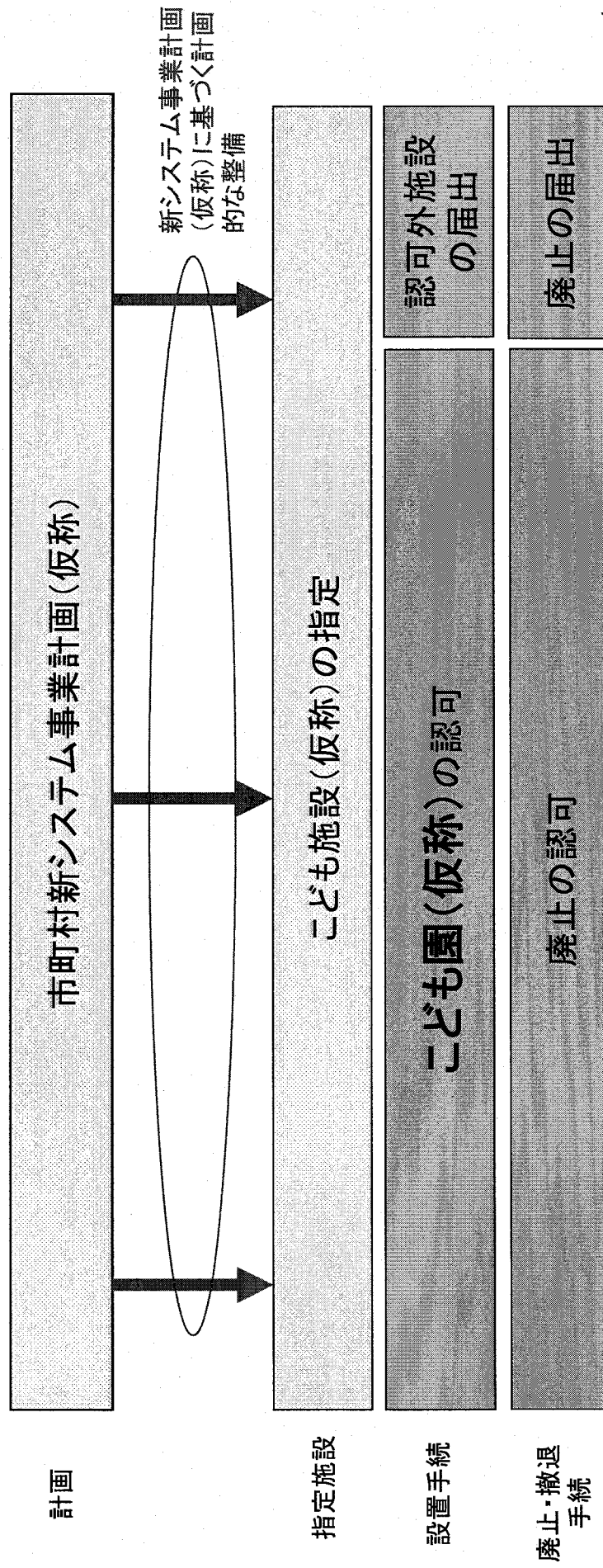
※ 介護保険制度においても同様に、認可制度を基礎としつつ、認可施設だけでは需要を満たすことができない状況等への対応として、一定の質が担保された施設を指定し、その需給ギャップの解消を図る制度(指定制度)が設けられている。

- ・ 行政庁は、市町村新システム事業計画(仮称)を踏まえ、「こども施設(仮称)」を指定する。「こども施設(仮称)」については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。

## ② こども園(仮称)の創設

- ・ 現行の幼稚園制度及び保育所制度を廃止し、新たに、教育施設としての性格と福祉施設としての性格を合わせ持つ「こども園(仮称)制度」を創設する。
- ・ 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- ・ 幼稚園及び保育所はすべて「こども園(仮称)」に移行する。

### イメージ図



### (3) メリット・論点

#### 〔メリット〕

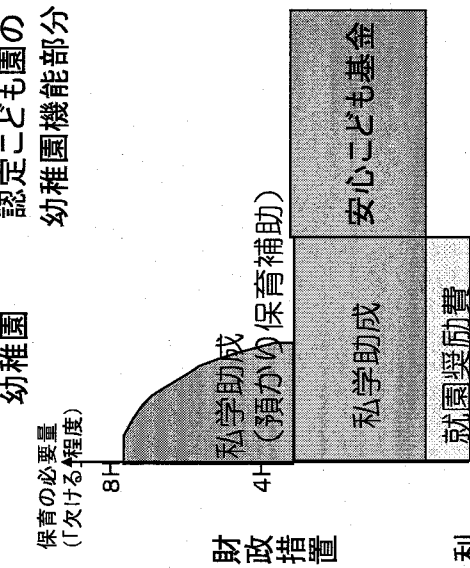
- ・ 新システム市町村事業計画(仮称)の策定により、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援に関する機能を持つ施設が、地域の実情等に応じて、計画的に整備されることとなり、全国の地域においても幼児教育・保育及び家庭における養育の支援が漏れなく提供される。
- ・ 給付の一体化により、各施設においても幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供するための財政的なインセンティブが働く。
- ・ これまで幼稚園・保育所・認定こども園に関し指摘されている財政措置・二重行政等に関する問題点が解消される。
- ・ 「こども園(仮称)」の創設により、全ての施設において充実した幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する機能を持つ。

# 新たな制度における財政措置と利用者負担

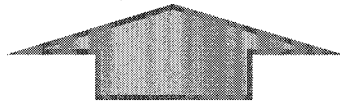
＜ 現行制度 ＞

＜ 新たな制度 ＞

幼稚園  
認定こども園の  
幼稚園機能部分



利用者負担

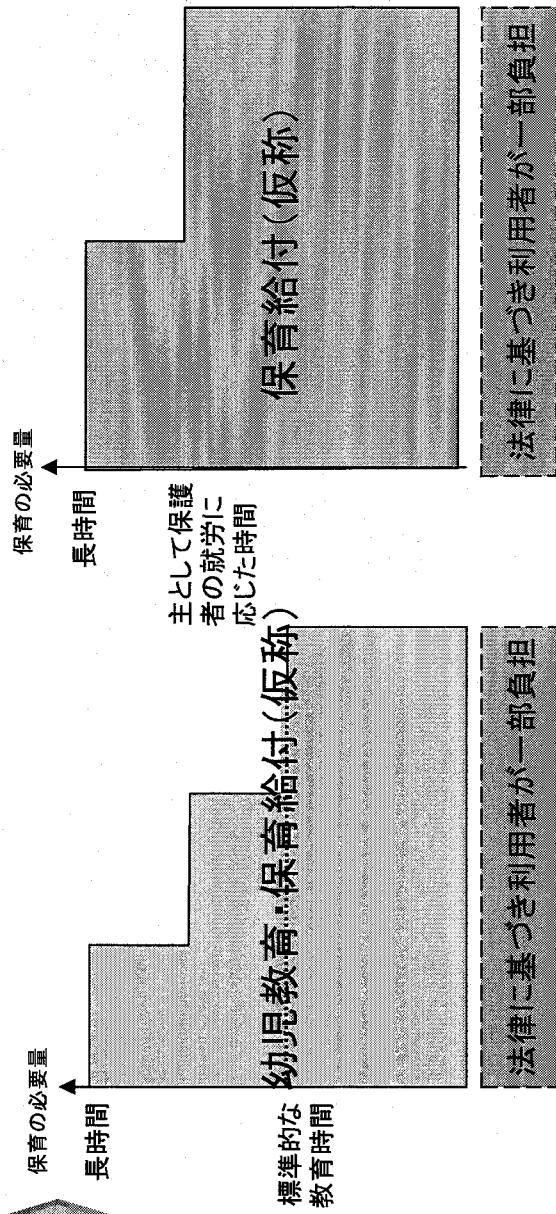


[幼保一体化の効果]

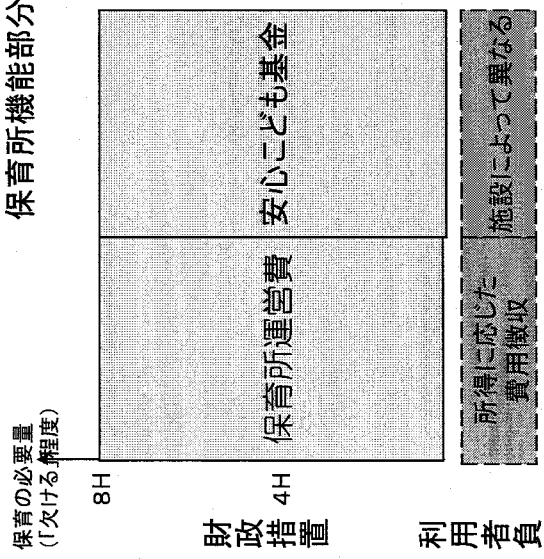
- ① 財政措置に関する二重行政の解消(手続の一本化)
- ② 財政措置に関する公平性の確保(同じ幼児教育・保育機能であれば同じ財政措置が基本)
- ③ 利用者負担の公平性の確保(同じ利用時間であれば同じ利用者負担が基本)

(3才以上)

(3才未満)



保育所  
認定こども園の  
保育所機能部分



利用者負担

〔論点〕

- ・ 現行の幼稚園制度及び保育所制度を廃止し、認定こども園制度の実績を踏まえつつ、学校教育制度及び児童福祉制度の双方を併せ持つ制度体系を新たに構築することが必要となる。この場合、教育の視点、福祉の視点を総合的に勘案しながら、検討することが必要ではないか(次頁参照)。
- ・ 現場における子どもや保護者が混乱することがないよう、関係者の十分な理解と納得を得ながら検討を進める必要があるのではないか。
- ・ 家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等を踏まえると、全ての施設にただちに同一の機能を求めることは困難ではないか。このため、一定期間(10年程度)は幼稚園又は保育所として存続できる経過措置が必要ではないか。

# 幼稚園と保育所の制度の違い(主要論点例)

※その他の論点も含め、詳しくは「こども園(仮称)について Ⅱ(案)」を参照

|          | 幼稚園  | 保育所  |
|----------|--|--|
| 設置主体     | 国、地方公共団体<br>及び学校法人   | 設置主体制限なし   |
| 認可・指導権者  | 公立:都道府県教育委員会<br>私立:都道府県知事  | 都道府県知事、指定都市市長、中核都市市長   |
| 評価・情報公開  | 自己評価:義務<br>学校関係者評価:努力義務<br>情報提供等:義務  | 自己評価:努力義務<br>第三者評価:努力義務<br>情報提供等:努力義務  |
| 研修       | 公立:教育公務員としての各種特例(初任者研修等)<br>私立:学校の教員として研修の充実が図られなければならない                   | 公立:地方公務員としての各種研修<br>+児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める<br>私立:児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める |
| 監督       | 公立:変更命令、閉鎖命令<br>私立:閉鎖命令のみ(変更命令は適用除外)                                       | 公立:改善勧告、改善命令、事業停止命令<br>私立:改善勧告、改善命令、事業停止命令                                     |
| 政治的行為の制限 | (幼稚園)<br>政治教育その他政治的活動の禁止<br><br>(職員)<br>公立:政治的行為の制限(教育公務員として制限)<br>私立:制限なし | (保育所)<br>制限なし<br><br>(職員)<br>公立:政治的行為の制限(一般公務員として制限)<br>私立:制限なし                |

# こども園(仮称)について II(案)

## [具体的制度設計に関する論点]

平成22年11月1日

第2回 幼保一体化ワーキングチーム資料



# 目次

## こども園(仮称)の具体的制度設計に関する論点

### <主な論点>

- (1) 設置主体
- (2) 設置認可、指導監督等の主体
- (3) 設置・廃止の手続き
- (4) 評価、情報公開
- (5) 設置基準
- (6) 研修
- (7) 税制上の措置

### <その他の論点>

- (1) 監督
- (2) 公立施設の管理
- (3) 職員の身分
- (4) 政治的行為の制限
- (5) 職員の給与及び福利厚生(退職金、年金及び医療保険)
- (6) その他現状の幼稚園・保育所の相違点(公的貸付、保健、災害給付、監査)
- (7) 認定こども園からの移行
- (8) 経過措置等

# 主な論点

## (1) 設置主体

### ① 現状

#### 【幼稚園】

・ 幼稚園については、教育基本法第6条第1項における「法律に定める学校」として、公の性質※を有するものがあり、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが設置することができる。とされている。

※ 「公の性質」とは、学校における教育が社会の公共的課題として国民全体のために行われるものであるとの意味である。

(『逐条 改正教育基本法』教育基本法研究会編著)

・ また、教育基本法を受け、学校教育法において、国、地方公共団体及び学校法人のみが設置することとされている。なお、構造改革特区においては、一定の要件を満たした法人（株式会社及びNPO）も設置できるとされている。

#### 【保育所】

・ 保育所については、社会福祉法において、通所施設型の福祉施設を運営する事業については、第2種社会福祉事業とされており、設置主体の制限はない。

・ なお、社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、設置認可に係る審査の基準として、

ア 保育所を運営するために必要な経済的基礎があること

イ 経営者が社会的信頼を有すること

ウ 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であること及び運営委員会を設置すること、又は経営者にサービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと

エ 不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めると足りる相当の理由がある者でないこと

オ 財務内容が適正であること

など、一定の要件が課されている。（「保育所の設置認可等について」平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知）

| 設置主体 |  |
|------|--|
| 幼稚園  | <p>国、地方公共団体及び学校法人<br/>                     【教育基本法6条、学校教育法第2条】</p> <p>※ ただし、構造改革特別区域法に基づいて一定の要件を満たした株式会社やNPOについては幼稚園を設置できるとされている。</p> |
| 保育所  | <p>設置主体制限なし<br/>                     【児童福祉法35条4項】</p> <p>※ ただし、社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、設置認可に係る審査の基準等として一定の要件が課されている。</p>             |

## ② こども園(仮称)の設置主体

- ・ 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)において、「こども園(仮称)については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等多様な事業主体の参入を可能とする」とされている。
- ・ 設置者の対象や要件をどう考えるか。
- ・ 設置者は、例えば、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした法人とするか。
- ・ 一定の要件としては、例えば、組織、資産等の面で保育・幼児教育を分担するにふさわしい持続性、確実性、公共性等を担保するという観点が考えられるか。

## ○ こども園(仮称)の設置主体のイメージ

|          | 設置主体  |
|----------|---|
| こども園(仮称) | 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人<br>及び一定の要件を満たした法人<br>〔こども園法(仮称)〕 |

## (2) 設置認可、指導監督等の主体

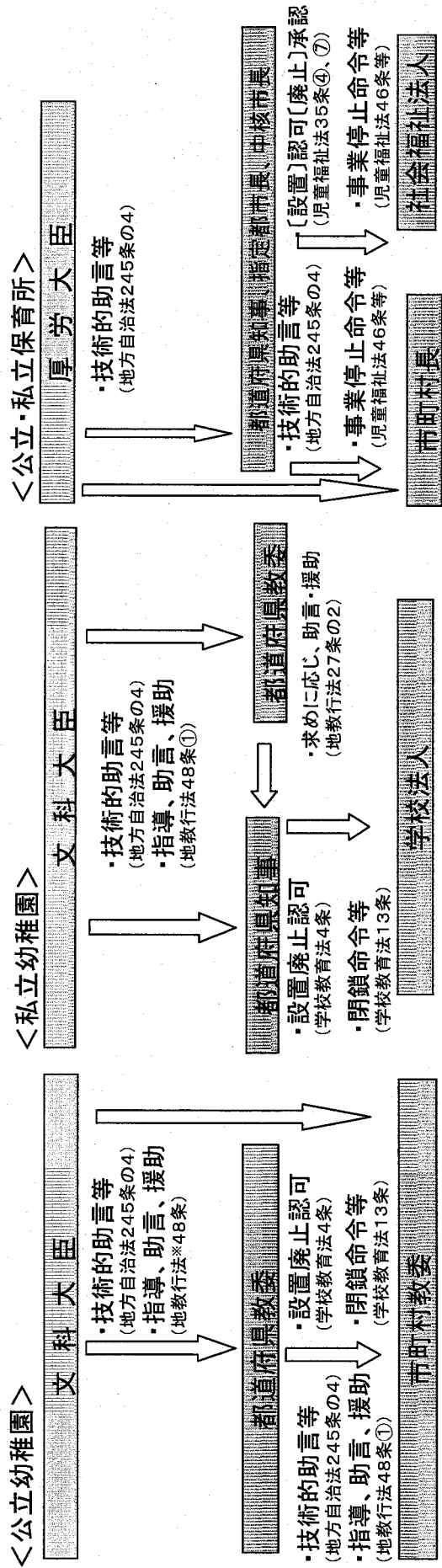
### ① 現状

#### 【幼稚園】

- ・ 幼稚園については、次の通り、公立と私立とで設置認可、指導監督等の主体が分かれている。
- ア 公立幼稚園における設置認可・指導監督等の主体は都道府県教育委員会である。
- ※ 政令指定都市：届出、それ以外の市町村：届出とする法案提出中
- イ 私立幼稚園における設置認可・指導監督等の主体は都道府県知事
- ・ ただし、都道府県知事の私立幼稚園に対する指導監督等について、都道府県教育委員会は、都道府県知事の求めに応じ、助言・援助ができていない。

#### 【保育所】

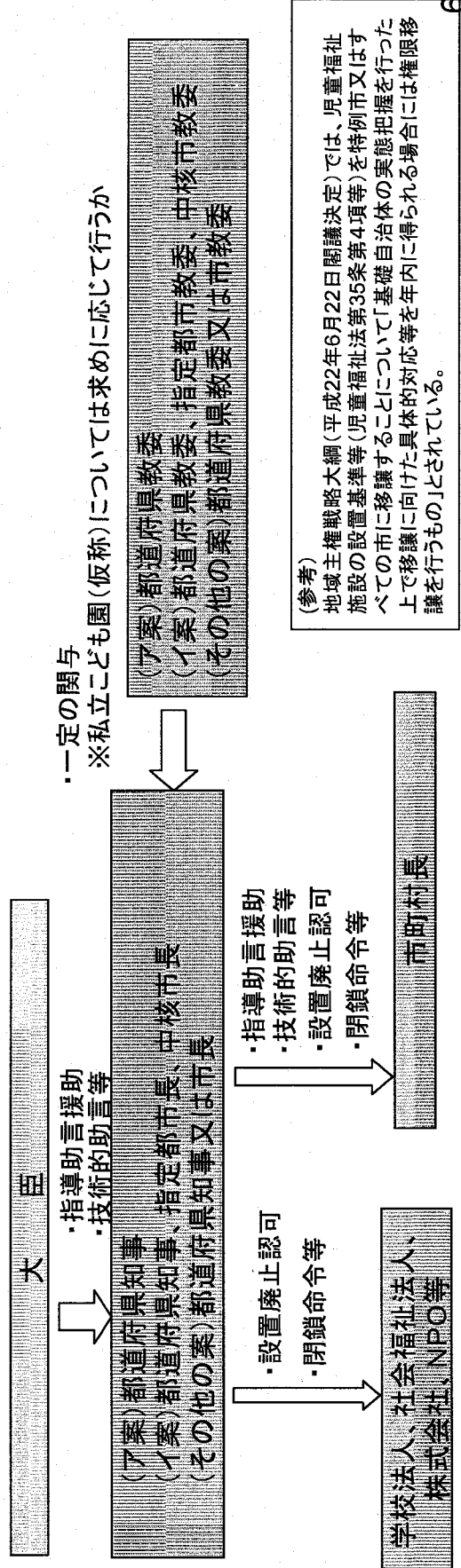
- ・ 保育所における設置認可・指導監督等の主体は、公私立とも、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長となっている。



## ② こども園(仮称)の設置認可、指導監督等の主体

- ・ 首長部局を主体とするか、都道府県教育委員会を主体とするか。
- ・ 首長部局を主体とする場合、都道府県教育委員会による教育内容等への一定の関与が考えられるか。
- ・ 首長部局を主体とする場合、現行制度を基本とすると、
  - ア 現行の幼稚園制度を基礎として都道府県知事を主体とする案
  - イ 現行の保育所制度を基礎として都道府県知事、指定都市市長又は中核市長と主体とする案
- ・ 2案が考えられるか。
- ・ また、更なる権限移譲の観点から、主体を都道府県知事又は市長とすることについて、どう考えるか。
- ・ 今回の制度において新システム事業計画(仮称)の策定主体が市町村とされていることとの関係で、市町村を設置認可等の主体とする案も考えられるか。

## ○ 設置認可、指導監督等の主体に関するイメージ(首長部局を主体とする場合)



### (3) 設置・廃止の手続き

#### ① 現状

##### 【幼稚園】

- ・ 幼稚園については、次の通りとなっている。
- ア 指定都市立幼稚園の設置・廃止については届出。
- イ 市町村立幼稚園の設置・廃止については認可。 ※1 届出とする法案提出中。 ※2 国(国立大学法人)、都道府県は不要
- ウ 私立幼稚園の設置・廃止については認可。事前に、私立学校の自主性を尊重する観点等から、私立学校審議会の意見聴取。

##### 【保育所】

- ・ 保育所については、次の通りとなっている。
- ア 市町村立保育所の設置・廃止については届出。 ※ 都道府県、指定都市、中核市は不要。
- イ 私立保育所の設置については認可、廃止については承認。事前に、事業の実施主体である市町村の意見聴取を行う都道府県がある。(注)
- ウ 国は保育所を設置することができない。

(注) 厚生省児童家庭局通知「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日・児発第295号)において、都道府県知事、指定都市市長及び中核市長は、設置認可申請に際して、関係市町村が行った保育需要の推計等を踏まえて、認可することとしている。こうした趣旨を踏まえて、一部の都道府県では、設置認可申請に際し、市町村から意見聴取を行っている。

|     | 公立  | 私立  |
|-----|---|---|
| 幼稚園 | 認可<br>〔学校教育法4条〕<br>※ 指定都市は届出<br>※ 一般市町村も届出とする法案提出中<br>※ 国(国立大学法人)、都道府県は不要 | 認可<br>※私立学校審議会意見聴取<br>〔学校教育法4条、私立学校法8条〕   |
| 保育所 | 届出<br>〔児童福祉法35条3項〕<br>※ 都道府県、指定都市、中核市は不要                                  | 認可<br>〔設置〕認可<br>〔廃止〕承認<br>〔児童福祉法35条4項、7項〕 |

## ② こども園(仮称)の設置・廃止の手続き

- ・ 設置・廃止の手続きは現行の手続きも踏まえ、届出、認可のいずれとすべきか。
- ・ 市町村が市町村新システム事業計画(仮称)を策定することが想定されるが、当該計画との整合性を図る観点から、市町村からの意見聴取についてどう考えるか。
- ・ 私立学校としてのこども園(仮称)の自主性を尊重する観点等から、事前に私立学校審議会の意見聴取を行うことについてどう考えるか。この場合、市町村新システム事業計画(仮称)との整合性について、どう考えるか。
- ・ 私立学校審議会は都道府県に置かれていることから、設置・認可等の主体の在り方と併せて検討する必要があるか。

## ○ 設置・廃止の手続きのイメージ (現行の手続きを踏まえた場合)

| 公立     | 私立   |
|--------|--|
| 認可又は届出 | 認可<br>※ 市町村からの意見聴取についてどう考えるか。<br>※ 私立学校審議会からの意見聴取についてどう考えるか。 |



(4) 評価、情報公開

① 現状

【幼稚園】

- ・ 幼稚園については、教育の質の向上の観点から、自己評価が義務づけられるとともに、学校関係者が評価が努力義務、第三者評価が任意実施となっている。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力を資するため、学校の運営に関する情報に積極的に提供することが義務づけられている。

【保育所】

- ・ 保育所については、保育の質の向上の観点から、自己評価及び第三者評価が努力義務となっている。また、地域の住民に対する情報提供の努力義務が課されている。
- ・ なお、介護保険においては、サービスの質の向上の観点から、自己評価が努力義務となっているとともに、利用者の選択に資する観点から、情報開示の標準化が行われている。

|           | 自己評価等   | 情報提供等                           |
|-----------|---|---------------------------------|
| 幼稚園       | 自己評価【義務】<br>〔学校教育法42条の準用〕<br>学校関係者評価【努力義務】<br>〔学校教育法施行規則第67条〕 | 積極的情報提供【義務】<br>〔学校教育法43条の準用〕    |
| 保育所       | 自己評価【努力義務】<br>〔社会福祉法78条1項〕<br>第三者評価【努力義務】<br>〔社会福祉法78条2項〕     | 積極的情報提供【努力義務】<br>〔児童福祉法48条の3〕   |
| (参考) 介護保険 | 自己評価【努力義務】<br>〔介護保険法73条等〕                                     | 情報開示の標準化【義務】<br>〔介護保険法115条の35等〕 |

② こども園（仮称）の評価、情報公開

- ・ 幼児教育・保育の質の向上の観点から、自己評価、第三者評価の努力義務化又は義務化についてどう考えるか。
- ・ なお、保護者の選択に資する観点から、情報開示の標準化の努力義務化又は義務化についてどう考えるか。

○ こども園（仮称）の評価、情報公開のイメージ（現行制度を踏まえた場合）

| 評価                         | 情報提供等                   |
|----------------------------|-------------------------|
| 【努力義務化又は義務化】<br>自己評価、第三者評価 | 【努力義務化又は義務化】<br>積極的情報提供 |

○ 情報開示のイメージ（介護保険制度を参考にした場合）

| 情報開示         |
|--------------|
| 【義務化】<br>標準化 |

介護保険における情報開示事項（例）

- ・ 法人等の名称
- ・ 主たる事務所の所在地、連絡先
- ・ 介護サービスに従事する従業者に関する事項（職種別の数、勤務形態、従業者一人当たりの利用者、経験年数等）
- ・ 介護サービスの内容に関する事項（運営方針、実績、特色等） 等

## (5) 設置基準

### ① 現状

- ・ 幼稚園、保育所及び認定こども園の基準は、次頁のとおりである。
- ・ 幼稚園及び保育所のいずれも認可がある幼保連携型認定こども園については、全国一律の基準となっており、原則として、幼稚園又は保育所いずれかの基準を満たせば良い扱いとなっている。
- ・ 幼保連携型以外の認定こども園については、認可外の部分については都道府県の条例に委ねられているが、実質的には、幼保連携型認定こども園の基準とほぼ同等となっている。

幼稚園・保育所の設置基準と認定こども園設備運営基準(参酌基準)の比較(主なもの)

|      | 幼稚園<br>(幼稚園設置基準)  | 保育所<br>(児童福祉施設最低基準)                   | 幼保連携型に係る特例<br>(認可の特例)※(注1)  | 認定こども園設備運営基準<br>(参酌基準)※(注2)  |
|------|---|---------------------------------------|---|--|
| 職員配置 | 学級担任は幼稚園<br>教諭  | 保育に従事するのは<br>保育士                      | 【幼稚園教諭の配置の特例】<br>学級担任は保育士の資格を持つ助教諭<br>で可<br><br>【保育士の配置の特例】<br>幼稚園教諭で可。但し、県知事の承認が<br>必要かつ原則3年間、最大6年間の期間<br>制限あり<br>※3歳以上児で職員配置が困難な<br>場合に限る | 【幼稚園教諭の配置の特例】<br>学級担任は保育士で可<br>※配置困難な場合に限る<br>※幼稚園教諭免許の取得に<br>努めることが条件<br><br>【保育士の配置の特例】<br>同左。但し、県知事の承認不要かつ期<br>間の制限なし |
|      | 【配置基準】<br>35:1  | 【配置基準】<br>20:1 (3歳児)<br>30:1 (4、5歳児)  | 【保育士の配置の特例】<br>35:1<br>※3歳以上の短時間利用児に限る  | 【保育士の配置の特例】<br>同左  |
| 運動場  | 運動場<br>屋外遊戯場<br>但し、近隣の場所で代<br>替可                        | 【運動場の特例】<br>保育所の基準を満たして<br>いれは可       | 【屋外遊戯場の特例】<br>同左  | 【屋外遊戯場の特例】<br>同左   |
| 調理室  | 必置ではない  | 必置                                    | 【調理室の特例】<br>一定の場合に外部搬入可<br>※3歳以上児に限る  | 【調理室の特例】<br>同左   |
| 施設面積 | 1学級 180㎡<br>2学級 320㎡<br>3学級以上<br>1学級につき100㎡<br>※園舎全体の面積 | 1人につき1.98㎡<br>※保育室、遊戯室のみ<br>※3歳以上児に限る | 幼稚園・保育所いずれかの面積基準を<br>満たしていれば可<br>※既存施設から転換する場合<br>※3歳以上児に限る   | 同左   |

※(注1)幼保連携型認定こども園となる場合の、幼稚園／保育所としての認可基準の特例

※(注2)認可部分には認可基準が適用されるため、実質的には認可外部分(幼稚園型の保育所機能、保育所型の幼稚園機能等)に適用される。

## ② こども園(仮称)の設置基準

- ・ 設置基準の在り方についてどう考えるか。
- ・ 現行の幼稚園、保育所又は認定こども園からの円滑な移行のため、現行の基準を基礎と考えるか。
- ・ 幼児教育・保育の質の確保の観点から、全国一律の基準を設けることとするか。
- ・ または、設置基準はすべて地方の条例で定めることとし、国の基準は「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」とすることについてどう考えるか。

※ 現在、児童福祉施設の設置基準を全て条例で委任した上で、「人員配置基準」、「居室面積基準」(東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)、「児童の発達に密接に関連する基準」に限り「従うべき基準」とし、それ以外を「参酌すべき基準」とする法案(「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」)を提出中。

- ・ 幼児教育・保育の更なる質の向上の観点から、配置基準の引き上げ等について検討するか。
- ・ なお、職員の資格については、こども園(仮称)及びこども指針(仮称)の検討状況並びに中央教育審議会における教員免許・養成制度の見直しの検討状況を踏まえた上で、検討するか。

# 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(諮問)

6月3日中央教育審議会に諮問

## 学校教育における課題の複雑・多様化

- ・ 教員が対応すべき課題の多様化(生徒指導上の諸課題、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用など)
- ・ 地域・保護者とのより緊密な連携の必要性
- ・ 教員の実践的指導力・コミュニケーション力の強化の必要性

## 学校現場を取りまく環境の変化

- ・ 教員への信頼の揺らぎ(不祥事、指導力不足教員の問題を含む)
- ・ 社会の高学歴化に伴う教員の地位の相対的低下
- ・ 教員間の同僚性の希薄化(同僚間で指導し合う文化の消失傾向)

教員の質の充実

教員の数の拡充(別途検討)

教員が生涯を通じて資質能力を高めながら自信と誇りを持って教壇に立ち、社会からの信頼を得られるような環境を整えていくことが急務

教員の資質能力の向上方策の検討に当たっては、教員が教職生活の全体を通じて不断に専門性を高めしていくことを支援するシステムづくりが喫緊の課題 ～ 初等中等教育政策、高等教育政策の一体的な改革～

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について中央教育審議会に諮問

→ 中央教育審議会 総会の下に「教員の資質能力向上 特別部会」を設置して検討

### 【審議事項】

1. 教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を着実に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許制度の在り方について  
→ 教職課程の期間・内容等の充実、教職大学院の在り方の検討、課程認定の厳格化 など
2. 新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保証するしくみの構築について  
→ 教員免許制度の見直し、現職研修の充実、免許更新制の検証と在り方の検討 など
3. 教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくりについて  
→ 関係機関や地域が一体となって教員を育て支援する環境づくり、多様な人材の登用 など

## その他の方策

- ・ 地域や保護者の声を反映した学校運営の在り方
- ・ 人事管理の改善・充実
- ・ 教員が安心して教育活動に専念できる環境づくり
- ・ 教員が協働して学び合える環境づくり  
(同僚性の回復)

## (6) 研修

### ① 現状

#### 【幼稚園】

- ・教育基本法上、幼稚園を含む全ての学校の教員について研修の充実を図るべき旨が規定されている。
- ・教育公務員特例法第23条、第24条において、幼稚園を含む公立学校の教諭等について、初任者研修及び10年経験者研修の実施が義務づけられているとともに、第22条において研修を受ける機会（研究と修養のための機会）の付与が規定されている。
- ・なお、幼稚園の教諭等については、附則第4条により、指導教員の配置等が求められる第23条の規定は、当分の間、適用されず、新規採用教諭等に対する研修の実施が任命権者等に義務づけられている。
- ・私立の幼稚園についても、教育基本法を踏まえ、園内及び園外の研修が実施されている。

#### 【保育所】

- ・公立保育所の職員については、児童福祉施設最低基準において、職員が必要な知識等の修得に努めることとされていることに加え、地方公務員法において勤務能力の発揮のための機会の付与が規定されている。
- ・私立保育所の職員については、児童福祉施設最低基準において、職員が必要な知識等の習得に努めることとされており、保育所内外の研修が実施されている。

(6) 研修

① 現状

|     | 公立   | 私立  |
|-----|--|---|
| 幼稚園 | <p>教員について研修の充実が図られなければならない<br/>                     [教育基本法9条]</p> <p>研修機会の付与、職専免研修の特例等<br/>                     [教育公務員特例法22条]</p> <p>初任者研修、10年経験者研修、指導改善研修<br/>                     [教育公務員特例法23～25条、附則4, 5条]</p> | <p>教員について研修の充実が図られなければならない<br/>                     [教育基本法9条]</p>   |
| 保育所 | <p>職員が必要な知識等の修得に努める義務<br/>                     [児童福祉施設最低基準7条の2]</p> <p>研修機会の付与（勤務能率の発揮・増進のため<br/>                     の機会）<br/>                     [地方公務員法39条]</p>  | <p>職員が必要な知識等の修得に努める義務<br/>                     [児童福祉施設最低基準7条の2]</p> |



② こども園（仮称）の職員の研修

- ・ 教育基本法第9条の研修の充実に関する規定の適用をどう考えるか。
- ・ 研修を受けられる環境整備を図る観点から、代替要員の確保等の措置を考えるべきか。
- ・ 公立の職員については、その職責に鑑み、他の一般公務員※に比べて研修環境を整備する必要があるか。また、初任者研修等をどう考えるか。

※ 教育公務員以外の地方公務員をいう。以下同じ。

○ こども園（仮称）の職員の研修のイメージ（現行の研修制度を踏まえた場合）

| 公立   | 私立   |
|--|--|
| <p>職員について研修の充実が図られなければならない<br/>〔教育基本法9条〕</p> <p>研修機会の付与（職務能率の発揮・増進のための機会）<br/>〔地方公務員法39条〕</p> <p>研修機会の付与、職専免研修の特例等<br/>〔こども園法（仮称）〕又は〔教育公務員特例法22条〕</p> <p>初任者研修、10年経験者研修、指導改善研修、<br/>〔こども園法（仮称）〕又は〔教育公務員特例法23～25条、附則4、5条〕</p> | <p>職員について研修の充実が図られなければならない<br/>〔教育基本法9条〕</p> |

## (7) 税制上の措置

### ① 現状

- ・ 現状は、以下の表のとおり、幼稚園を設置する学校法人等や、保育所を設置する社会福祉法人等に対し、法人税や固定資産税等について優遇措置がなされている。

税制優遇措置(法人自らに係るもの※<sup>1</sup>)の比較(未定稿)

| 法人類型                                 | 学校法人※ <sup>2</sup><br>社会福祉法人 | 公益社団・財団法人               | NPO法人   | 医療法人   | 一般社団・財団法人  | 株式会社  |
|--------------------------------------|------------------------------|-------------------------|---|--|--|---|
| 設立等手続                                | 認可                           | 認定                      | 認証  | 認可   | 登記のみ   | 登記のみ  |
| 出資持分の定め※ <sup>3</sup>                | なし                           | なし                      | なし  | なし※ <sup>4</sup>   | なし   | あり  |
| 国税                                   | 非収益事業※ <sup>5</sup>          | 非課税                     | 非課税   | 課税(30%)<br><small>(特定医療法人※<sup>9</sup>は軽減税率22%<br/>。社会医療法人※<sup>9</sup>は医療保健業<br/>が非課税、それ以外の事業は軽減<br/>税率22%)</small> | 課税(30%)<br><small>(非営利型※<sup>10</sup>は非課税)</small>           | 課税(30%)                                       |
|                                      | 収益事業※ <sup>5</sup>           | 軽減税率(22%)※ <sup>6</sup> | 非課税   | なし   | 課税(30%)  | なし  |
|                                      | 目的外事業                        | 課税(30%)                 | 課税(30%)   | 課税(30%)  | なし   | なし  |
| 法人税                                  | あり                           | あり                      | なし<br><small>(認定NPO法人※<sup>11</sup>はあり)</small> | なし<br><small>(社会医療法人※<sup>9</sup>はあり)</small>  | なし   | なし  |
| みなし寄附金制度※ <sup>10</sup>              | あり                           | あり                      | なし  | なし   | なし   | なし  |
| 金融資産に係る所得税※ <sup>12</sup>            | 非課税                          | 非課税                     | 課税  | 課税<br><small>(社会医療法人※<sup>9</sup>は非課税)</small>   | 課税   | 課税  |
| 社会福祉事業や校舎・運動場等に係る登録免許税               | 非課税                          | 非課税                     | 課税  | 課税   | 課税   | 課税  |
| 住民税(法人税割)※ <sup>13</sup>             | 非課税                          | 非課税                     | 課税  | 課税   | 課税   | 課税  |
| 事業税※ <sup>13</sup>                   | 非課税                          | 非課税                     | 課税  | 課税   | 課税<br><small>(非営利型※<sup>10</sup>は非課税)</small>                | 課税  |
| 事業所得税※ <sup>13</sup> ※ <sup>14</sup> | 非課税                          | 非課税                     | 非課税   | 課税   | 課税<br><small>(非営利型※<sup>10</sup>は非課税)</small>                | 課税  |
| 不動産取得税※ <sup>15</sup>                | 非課税                          | 非課税                     | 非課税   | 課税   | 課税   | 課税  |
| 固定資産税※ <sup>15</sup>                 | 非課税                          | 非課税                     | 非課税   | 課税   | 課税   | 課税  |
| 都市計画税※ <sup>15</sup>                 | 非課税                          | 非課税                     | 非課税   | 課税   | 課税   | 課税  |
| 地方税                                  | 非課税                          | 非課税                     | 非課税   | 課税   | 課税   | 課税  |
| 保育所・非課税<br>幼稚園：課税                    | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税            | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税       | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税                               | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税<br><small>(病院・介護施設等は非課税)</small>   | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税<br><small>(非営利型※<sup>10</sup>は非課税)</small> | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税<br><small>(病院等は非課税)</small> |
| 保育所・非課税<br>幼稚園：課税                    | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税            | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税       | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税                               | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税<br><small>(社会医療法人※<sup>9</sup>は社会医療等確<br/>保事業を行つた病院等が非課税)</small>                                  | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税  | 保育所・非課税<br>幼稚園：課税                             |

※1 寄附税を除く。また本表では、公益事業に係る税制を比較するため、法人税を除き、基本的に目的事業・財産に係る税制についてのみ掲載している。※2 初制上の優遇措置は、学校法人に係るものであり、学校(幼稚園)に係る消費税の非課税措置を  
除き、存在しない。①増業料(給食費を含む)、②入学金、③施設設備費(含む)、④入学金(スクールバス代を含む)、⑤在学証明等に係る手数料。なお、学校を運営する他の法人類型において適用される税制優遇措置は以下のとおり。①いわゆる学校教育法附則6条に  
よるもの、…事業所得税の非課税措置。②相模税(幼稚園)に係るもの、…相模税(幼稚園)における教育の用に供するもの、又は贈与税の非課税措置。  
※3 持分の定めとは、当該法人を設立するための財産の提供をした者が、当該法人への出資に係る残余財産の分配請求権又は私債請求権を行使することができる旨の定め。  
※4 平成19年4月移行に設立された医療法人は、持分の定めのない医療法人に限られる。それ以前の既存の持分の定めのある医療法人は当分の間、存続可能。  
※5 収益事業…物品販売業、不動産賃貸業、物品買付業、通運業、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、写真業、床業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、  
理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊藝事業、医療保健業、金融貸付業、金銭貸付業、金銭運用業、信託業、信託業、無体財産権提供業、派遣業。  
※6 社会福祉法人が行う医療保健事業、無体財産権提供事業として行う不動産賃貸業は収益事業から除外され、非課税。  
※7 特定医療法人は、公益性に関する一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を得た医療法人。  
※8 社会医療法人は、緊急医療等確保事業に係る医療を行う等の一定の要件を満たすものとして都道府県知事の認定を受けた医療法人。  
※9 「非営利性が確保された法人」及び「公益的活動を目的とする法人」として複数の条件を満たした法人。  
※10 みなし寄附金制度とは、収益事業所得を公益目的事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして損金算入(所得から控除)する制度。学校法人・社会福祉法人・社会医療法人は「収益事業所得の50%又は公益目的事業の必要経費のいずれか大きい額」、認定NPOは「収益事業所得の20%」。  
※11 認定NPO法人は、複数の条件を満たして国税庁長官の認定を得た法人。 ※12 利子・配当等に係る源泉徴収される所得税。 ※13 非収益事業に関する所得税。 ※14 社会福祉事業に課税されるもの。 ※15 幼稚園等に係るもの。

## ② こども園(仮称)に対する税制上の措置

- ・ 平成23年度税制改正要望において、新システムの構築のために必要となる税制上の所要の措置について要望している。
- ・ 現行の学校法人立幼稚園等や社会福祉法人立保育所等に適用されている税制上の措置を引き続き講ずる必要があるのではないか。

# その他の論点

(1) 監督

○現状

【幼稚園】

・ 幼稚園については、次の通りとなっている。

ア 公立幼稚園については、変更命令及び閉鎖命令。

イ 私立幼稚園については、閉鎖命令のみ。なお、変更命令については、私立学校の自主性を尊重する観点から、私立学校法により適用除外としている。

【保育所】

・ 保育所については、改善勧告、改善命令及び事業停止命令がある。なお、事業停止命令に当たっては、重大な権利侵害となることから、児童福祉審議会の意見聴取が必要とされている。

|     | 公立  | 私立  |
|-----|---|---|
| 幼稚園 | 変更命令<br>[学校教育法14条]<br><br>閉鎖命令<br>[学校教育法13条]  | ※変更命令は適用除外<br>[私立学校法5条]<br><br>閉鎖命令<br>※私立学校審議会意見聴取<br>[学校教育法13条、私立学校法8条]                 |
| 保育所 | 改善勧告、改善命令<br>[児童福祉法46条3項]<br><br>事業停止命令<br>※都道府県・指定都市・中核市の<br>児童福祉審議会意見聴取<br>[児童福祉法46条4項] | 改善勧告、改善命令<br>[児童福祉法46条3項]<br><br>事業停止命令<br>※都道府県・指定都市・中核市の<br>児童福祉審議会意見聴取<br>[児童福祉法46条4項] |

## (2) 公立施設の管理

### ○現状

#### 【幼稚園】

- ・ 幼稚園を設置している市町村における当該市町村立幼稚園の管理者は市町村教育委員会である(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条)。

#### 【保育所】

- ・ 保育所を設置している市町村における当該市町村立保育所の管理者は市町村長である(地方自治法第244条の2)。

(3) 職員の身分

○現状

【公立】

- ・公立幼稚園教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員であり、その服務等は地方公務員法に加えて、教育公務員特別法が適用される。教育公務員については、研修や政治的行為の制限等において特別な規定が設けられている。
- ・公立保育所職員は一般公務員として、その服務等は地方公務員法が適用される。

【私立】

- ・私立幼稚園教員と私立保育所職員は、各施設の就業規則において服務等が定められている。

|     | 公立  | 私立  |
|-----|---|---|
| 幼稚園 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法</li> <li>・教育公務員特別法（教育公務員）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則</li> </ul> |
| 保育所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法（一般公務員）</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則</li> </ul> |

#### (4) 政治的行為の制限

##### ○現状

###### 【幼稚園】

- ・ 幼稚園は、公私立とも、教育基本法により政治的活動の制限が課されている。
- ・ 公立幼稚園教諭については、教育公務員特例法第18条の適用を受け、所属地方公共団体域外でも政治的行為の制限を受ける等、国家公務員と同様の制限を受ける。

###### 【保育所】

- ・ 保育所は、公私立とも、政治的活動の制限はない。
- ・ 公立保育所職員については、一般公務員として地方公務員法第36条の適用を受け、原則として、所属地方公共団体域内においては政治的行為が制限される。
- ・ 私立保育所職員については、特段、政治的行為の制限に関する規制はない。なお、社会福祉法人については、法令上明確な規制は無く、その法人の定款又は寄付行為によって定められた目的を遂行するためであれば、政治的活動が認められる。

|     | 公立  | 私立   |
|-----|---|--|
| 幼稚園 | (幼稚園)<br>政治教育その他政治的活動の禁止<br>[教育基本法14条]<br>(教員)<br>政治的行為の制限<br>(国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体域外でも政治的行為の制限を受ける等))<br>[教育公務員特例法18条] | (幼稚園)<br>政治教育その他政治的活動の禁止<br>[教育基本法14条]<br>(教員)<br>制限なし |
| 保育所 | (保育所)<br>制限なし<br>(職員)<br>政治的行為の制限<br>(一般公務員として制限(原則として、所属地方公共団体域内においては政治的行為が制限される等))<br>[地方公務員法36条]                     | (保育所)<br>制限なし<br>(職員)<br>制限なし                          |



### (5) 職員の給与及び福利厚生（退職金、年金及び医療保険）

#### ○現状

- ・ 公私立の幼稚園、保育所の給与及び福利厚生（退職金、年金及び医療保険）については、以下の表の通りであり、経営主体（市町村、学校法人又は社会福祉法人）や施設種により、適用が分かれている。

#### <給与>

| 経営主体 | 市町村  | 学校法人               | 社会福祉法人             | 個人・宗教法人・その他        |
|------|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| 幼稚園  | 条例<br>〔地方自治法204条③〕<br>〔地方公務員法24条〕<br>〔教特法※1〕13条<br>〔給特法※23条〕 | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 |
| 保育所  | 条例<br>〔地方自治法204条③〕   | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 |

※1 「教育公務員特例法」をいう。以下同じ。

※2 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」をいう。以下同じ。

#### <年金>

| 経営主体 | 市町村                       | 学校法人                  | 社会福祉法人                | 個人・宗教法人・その他           |
|------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 幼稚園  | 公立学校共済〔地方公務員等共済組合法〕       | 私立学校教職員共済〔私立学校教職員共済法〕 | 私立学校教職員共済〔私立学校教職員共済法〕 | 私立学校教職員共済〔私立学校教職員共済法〕 |
| 保育所  | 全国市町村職員共済組合等〔地方公務員等共済組合法〕 | 私立学校教職員共済〔私立学校教職員共済法〕 | 厚生年金〔厚生年金保険法〕         | 厚生年金〔厚生年金保険法〕         |

#### <退職金>

| 経営主体 | 市町村                               | 学校法人               | 社会福祉法人                                 | 個人・宗教法人・その他        |
|------|-----------------------------------|--------------------|--|--------------------|
| 幼稚園  | 条例<br>〔地方自治法204条②〕<br>〔地方公務員法24条〕 | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 | 社会福祉施設職員等退職手当共済制度〔社会福祉施設職員等退職手当共済法〕【注】 | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 |
| 保育所  | 条例<br>〔地方自治法204条②〕<br>〔地方公務員法24条〕 | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 | 社会福祉施設職員等退職手当共済制度〔社会福祉施設職員等退職手当共済法〕    | 就業規則<br>〔労働基準法89条〕 |

【注】申出施設等職員であり、掛金は3倍

#### <医療保険>

| 経営主体 | 市町村                     | 学校法人                  | 社会福祉法人                | 個人・宗教法人・その他           |
|------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 幼稚園  | 公立学校共済〔地方公務員等共済組合法〕     | 私立学校教職員共済〔私立学校教職員共済法〕 | 私立学校教職員共済〔私立学校教職員共済法〕 | 私立学校教職員共済〔私立学校教職員共済法〕 |
| 保育所  | 市町村職員共済組合等〔地方公務員等共済組合法〕 | 私立学校教職員共済〔私立学校教職員共済法〕 | 協会けんぽ〔健康保険法〕          | 協会けんぽ〔健康保険法〕          |

(6) その他現状の幼稚園・保育所の相違点(公的貸付、保健、災害給付、監査)

ア 公的貸付

○現状

- ・ 現状は、以下の表のとおりであり、社会福祉法人立の保育所は福祉医療機構の貸付対象、幼稚園及び学校法人立の保育所は日本私学振興・共済事業団の貸付対象となっている。

|     | 学校法人                                | 社会福祉法人                              |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 幼稚園 | 日本私立学校振興・共済事業団<br>(日本私立学校振興・共済事業団法) | 日本私立学校振興・共済事業団<br>(日本私立学校振興・共済事業団法) |
| 保育所 | 日本私立学校振興・共済事業団<br>(日本私立学校振興・共済事業団法) | 独立行政法人福祉医療機構<br>(独立行政法人福祉医療機構法)     |

## イ 保健 ○現状

- ・ 現状は、以下の表の通りの通りであり、保健計画の策定、保健室の設置、健康診断、医師の配置については、幼稚園と保育所で共通となっているもの、出席停止、臨時休業の扱い、歯科医師及び薬剤師の配置について、相違がある。

| 事項             | 幼稚園                               | 保育所                            |
|----------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 保健計画の策定        | 保健計画の策定<br>〔学校保健安全法5条〕            | 保健計画の策定<br>〔保育所保育指針5章〕         |
| 保健室の設置         | 保健室の設置義務<br>〔学校保健安全法7条〕           | 医務室の設置義務<br>〔児童福祉施設最低基準32条〕    |
| 健康診断           | 健康診断実施義務<br>〔学校保健安全法15条、学校教育法12条〕 | 健康診断実施義務<br>〔児童福祉施設最低基準12条〕    |
| 出席停止           | 出席停止制度あり<br>〔学校保健安全法19条〕          | — (注)                          |
| 臨時休業           | 臨時休業制度あり<br>〔学校保健安全法20条〕          | —                              |
| 医師、歯科医師、薬剤師の配置 | いずれも配置義務あり<br>〔学校保健安全法23条〕        | 嘱託医のみ配置義務あり<br>〔児童福祉施設最低基準33条〕 |

(注)法令、指針上の明示はないが、学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症に罹患した子どもが登所を再開する時期については、同規則第19条に規定されている出席停止期間を守ることが基本としている。

## ウ 災害共済給付

### ○現状

- ・ 幼稚園の管理下における幼児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）が行われることとなっている。
- ・ 保育所においても、幼稚園と同様、その管理下における幼児の障害について、当分の間、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象となっているところである。
- ・ なお、平成21年3月に取りまとめられた「認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書」においては、認定こども園を構成する認可外保育施設の在籍児について、災害共済給付を適用する方向で検討することとされているところである。

|   |  |
|---|--|
| 幼稚園                                     | 対象<br>〔独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第6号〕  |
| 保育所                                     | 対象（当分の間）<br>〔独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条〕 |
| 認可外保育施設<br>（認定こども園を構成する認可外保育施設の在籍児を含む。） | 対象外                                    |

## 工 監査

### ○現状

- ・ 幼稚園を経営する学校法人については、私学助成を受ける場合、学校法人会計基準に基づいて会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他財務計算に関する書類を作成しなければならぬとされており、これらの書類については、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならぬとされている。
- ・ 保育所については、1年に1回以上、都道府県（指定都市、中核市の場合は市）の職員に、最低基準を遵守しているかどうか、検査させなければならぬとされている。

|     | 学校法人                              | 社会福祉法人   |
|-----|-----------------------------------|--|
| 幼稚園 | 会計監査(年に1回)<br>〔私立学校振興助成法第14条〕     | 会計監査(年に1回)<br>〔私立学校振興助成法第14条等〕<br><br>行政監査(法人)(2年に1回)<br>〔社会福祉法第56条〕<br>〔社会福祉法人指導監査要綱の制定について<br>(平成13年厚生省関係局長通知)〕    |
| 保育所 | 行政監査(保育所)(年に1回)<br>〔児童福祉法施行令第38条〕 | 行政監査(保育所)(年に1回)<br>〔児童福祉法施行令第38条〕<br><br>行政監査(法人)(2年に1回)<br>〔社会福祉法第56条〕<br>〔社会福祉法人指導監査要綱の制定について<br>(平成13年厚生省関係局長通知)〕 |

※ 外部監査を活用し、その結果が良好な場合等については4年に1回

## (7) 認定こども園からの移行

### ○ 現状

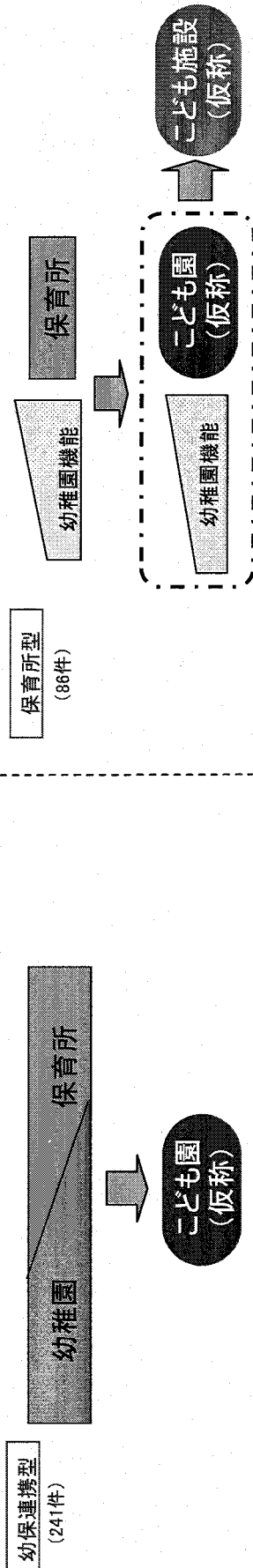
・ 認定こども園には、

- ① 幼稚園、保育所等の施設が単独でその機能を拡充することにより、幼児教育、保育、子育て支援の機能を備えているものと、
- ② 幼稚園と保育所という異なる機能を有する二つの施設が連携することにより、相互に不足する機能を補完しているもの（幼保連携施設）がある。なお、幼保連携施設には、幼稚園と保育所等の設置者が異なるものや、距離の離れた二つの施設が連携して運営されているものもある。

## ② 認定こども園からの移行

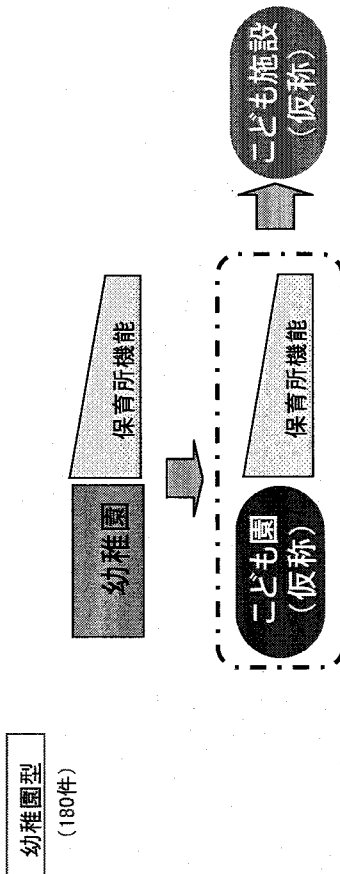
- ・ 新たな制度においては、基本的に全ての幼稚園及び保育所等は、各々の施設が幼児教育・保育をともに提供する新たなこども園(仮称)又はこども施設(仮称)※に移行することとなるが、認定こども園については二つの施設が一体となって運営されているものであり、同一の設置主体が経営する認定こども園については、新制度移行後においても一つのこども園(仮称)又はこども施設(仮称)として、認可又は指定が受けられるよう、インセンティブを付与することについてどう考えるか。

※ 指定基準を満たし、新システム法上の指定を受けることにより、幼保一体給付の対象となる施設。

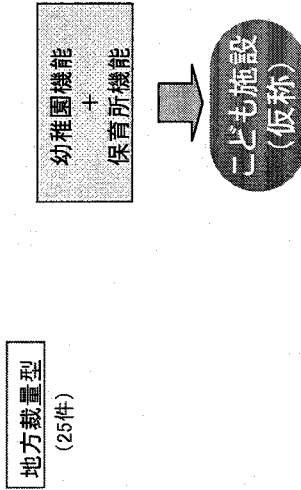


同一の設置主体が経営する認定こども園については、一つのこども園(仮称)として認可が受けられるようにするべきではないか

同一の設置主体が経営する認定こども園については、併設する認可外施設も含めて一つのこども施設(仮称)として指定が受けられるようにするべきではないか。



同一の設置主体が経営する認定こども園については、併設する認可外施設も含めて一つのこども施設(仮称)として指定が受けられるようにするべきではないか。



(注) 幼保連携型認定こども園以外の種類の認定こども園については、従来の認可施設のみのこども園(仮称)に移行するのか、認可外施設部分も含めて全体がこども園(仮称)に移行するのか、地域の実情等に応じて判断されることとなる。

### (8) 経過措置等

- ・ 「こども園(仮称)」について I」で記述した経過措置のほか、次のような経過措置が必要か。
- ア 既存の幼稚園については、引き続き「幼稚園」という名称を、既存の保育所については、引き続き「保育所」という名称を使用できるようにすること
- イ 学校教育法の施行前から地域の幼稚園として活動してきた学校法人以外(個人立、宗教法人立等)の施設については、学校教育法附則第6条において、当分の間、その経営を認めているが、これらの施設については、新たな制度においても施設を運営できるよう措置すること
- ・ 建築基準法等、その他の関係法令の適用についても、整理する必要があるのではないか。
- ・ 国におけるこども園(仮称)の所管については、新システムの制度全体に係る所管の中で検討する必要があるのではないか。

### (参考) 私立幼稚園における学校法人以外の設置者の現状

| 設置主体 | 財団法人 | 社団法人 | 宗教法人 | その他の法人<br>(社会福祉法人等) | 個人  |
|------|------|------|------|---------------------|-----|
| 設置数  | 7    | 2    | 474  | 15                  | 453 |

(出典) 文部科学省 平成21年度学校基本調査 ※数字は平成21年5月1日現在



平成 22 年 11 月 1 日

子ども・子育て新システム検討会議  
幼保一体化ワーキングチーム 意見書

全日本私立幼稚園連合会  
入谷 幸二

- 1 学校教育法第 1 条の幼稚園の改正を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対である。
  - ・ かつて幼稚園・保育所の二元行政を行っていた国では、幼児期からの教育の重要性に鑑み、教育の視点を第一義として統合を行ってきた。幼児期の教育は学校教育としての明確な理念のもとに統合が行われたという各国の歴史的教訓を日本は学ぶべきである。
- 2 現行の学校教育法体系を侵さない範囲で「幼保一体化」構想が考えられるべきである。
  - ・ 今回の「幼保一体化」構想は、保育所制度改革をその起源としており、日本の子どもがどのような育ちをするべきかといった本質論に欠けている。このような状況のもとで、拙速に制度のみを無理に変えるのではなく、確実な歩みをするべきである。そのためには、現行法制度を最大限生かした改革を第一歩とするべきである。
- 3 保護者が機関を選択できる制度とするべきである。
  - ・ 「こども園（仮称）」という言葉が独り歩きし、幼稚園も保育所も均質な「こども園（仮称）」に強制的に移行させられるというイメージが先行している。そのことが、幼稚園在園の保護者にも、保育所在園の保護者にも不安感を醸成している。現実に幼稚園や保育所は多様なニーズに応じて多様な形態が存在している。自由主義社会においては、多様な選択が認められる制度とするべきであり、法律により強制的に移行させられるようなことがあってはならない。
- 4 都道府県・国の責任も明確にするべきである。
  - ・ 一施設を複数の市区町村の住人が利用している現状に鑑み、幼児教育の質の低下をきたさないよう国が、『客観的な基準』を定めるとともに、都道府県が関与する広域的なシステムを構築するべきである。

以 上

平成22年11月1日

## こども園（仮称）に対する意見

全国国公立幼稚園長会

### こども園（仮称）についてI（基本的位置づけ）

#### 1 幼保一体化の目的

- 幼保一体化の目的が3つあげられているが、国民の主たるニーズは保育所の待機児童解消にあると考えざるを得ない。幼児教育の振興・充実は、現行の通り、学校教育体系に位置づけ、幼児教育と義務教育及びその後の教育との整合性・一貫性、教育としての体系性を確保する中で進めるべきであって、幼保の一体化によってなされるものではない。今必要なことは、保育制度改革であり、保育所の拡充等就労支援・良質な保育環境の整備や保育サービスである。①にあるような優れた幼児教育は、現行の幼稚園教育要領に基づく幼稚園教育にあるのであって、一体化されることではむしろ途絶える危険性すらある。

#### 2 こども園（仮称）の基本的位置付け

- 幼児教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育である。家庭ではできない学校教育として位置付けられている3歳以上の子どもに対する「幼児教育」と、保育に欠ける、あるいは保育を必要とする子どもに対する「保育」とは分けて考えるべきでそれぞれの目的に応じて充実策を講じる必要がある。幼稚園・保育所・認定こども園の垣根はむしろ必要であり、それぞれの機能を生かしつつ、地域のニーズに沿って柔軟に対応できるようにしていく施策が大切である。
- 家庭における子育て・教育にも資するような「こども指針」が、学校教育としての幼児教育の指針になるのか。どのような指針をイメージしているのか、想像がつかない。幅が広くあいまいな指針では、幼児教育の質は低下する」としか考えられない。
- 現行のすべての施設を廃止して、全国一律のこども園（仮称）の創設（p14）は、現状では無理であり、地域によっては経営が成立せず無駄ともなる可能性が大きい。
- [論点]（p17）教育の視点、福祉の視点を総合的に勘案しながら・・・とはどういうことか。これでは、幼児教育の質は保障されないどころか低下を招く。
- [論点]（p17）一定期間（10年程度）は経過措置が必要ということは、10年を過ぎたら幼稚園はなくなるということか。現行の制度をすべて廃止するとはあまりにも唐突で、幼稚園教育を願う保護者に対して理不尽である。また、教育公務員として誇りをもって幼稚園教育に携わってきた教員に対しても意欲を奪う措置である。幼児教育が揺らげば、小学校以降の教育水準も、生きる力も低下し、国力の弱体化につながる恐れすら感じる。明治9年初の幼稚園が設立以降130年を越える歴史と実績を有する幼稚園教育を途絶えさせることは、日本の教育を根底から否定するものであり到底賛同できない。

## こども園（仮称）について II（案） [具体的制度設計に関する論点]

こども園（仮称）にイメージされるこども園（仮称）の創設には賛同できないが、今後、具体的な制度設計の議論が進められることを危惧し、具体的な論点についても、以下に指摘する。

〈主な論点〉

- (1) 設置主体（p 4）には制限が必要。法人化は最低の条件。学校教育法第1条に規定されている通り、学校教育に位置付くことが子どもへの最良の幼児教育の保障につながる。
- (2) 設置認可、指導監督等の主体（p 6）は、都道府県教育委員会がよい。主体は都道府県におき、各市区町村教育委員会との連携で進める。
- (3) 設置・廃止の手続き（p 8）は、認可とすべきである。
- (4) 評価、情報公開（p 10）は、義務化にすべきである。教育としての責任を明確にする。
- (5) 設置基準（p13）は、現行のものを基礎にして、さらに職員の配置基準や施設面積は見直しを図っていく。基準は厳しく設定しておくことが質を保障することにつながる。運動場は必要不可欠であり、近隣の場所での代替は不可とする。すべての子どもに意図的・計画的な教育活動を進めるには、全国を対象にした基準を高め設定することが重要である。
- (6) 研修（p17）について

現行の通り、教育基本法・教育公務員特例法等の規定によって研修機会が保障されることが絶対に必要である。教育・保育はそれぞれに高い専門性を要する仕事であり、質の維持・向上のためには不断の研修が不可欠。養成段階は元より、仕事に就いた後、どのように教師や保育士としての自分を高めていくかは仕事に対する誇りや意欲と研修制度にあると考える。初任者研修、10年経験者研修等は不可欠。小中学校教員との合同研修や管外研修等勤務地を離れての研修も認められるようにすることが教育としての質の向上につながる。

〈その他の論点〉

- (3) 職員の身分（p 23）は、現行の通り。教育公務員としての身分の保障は必要。
- (4) 政治的行為の制限（p 24）は、現行の通り。
- (8) 経過措置等（p 32）を見ると、現実にはかなり厳しい新システムの施行と言える。なぜここまでの現実が分かっているにもかかわらず、施行を急ぐのか。「すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供する」という理念を踏まえ、各地域の実情に即して、地域毎に自然な形で幼稚園・保育所・認定こども園が定着していくことが望ましい。

◎全国国公立幼稚園会は、子ども・子育て新システムを、将来この国を担う人材育成という大きな視点に立ち、幼児期の教育が人格形成の基礎をつくること、義務教育及びその後の教育の基盤となっていくことの重要性を充分踏まえて検討されることを強く願うものである。

日本には日本の子育て文化があり、幼児教育も保育も、家庭や地域社会と幼稚園等施設との連携によって豊かさのある実践が生まれるのである。親の育児放棄を誘うような、全国一律の制度改革ではなく、適切な国や都道府県の関与・指導の下に、地域に密着した幼児教育と保育が展開されることを真に望む。

こども園（仮称）について I {基本的位置づけ}（案）  
こども園（仮称）について II {具体的制度設計に関する論点}（案）

に対する意見について

平成22年11月1日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー  
高知県知事 尾崎 正直

1 こども園（仮称）の基本的位置づけ

- ・こども園（仮称）については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、位置付けるとされているが、認定こども園制度において指摘されている課題を解決するため根拠法から一体化すること。
- ・経過措置として、一定期間（10年程度）は幼稚園又は保育所として存続させるとした場合は、明確な財政措置を示すこと。

2 設置認可、指導監督主体について

- ・こども園（仮称）の設置認可権及び指導監督権並びに事業者の指定権及び指導監督権を誰に付与すべきかということについては、幼保一体化を効果的・効率的に進めていく上で非常に大きな論点であるので、今後地方と十分協議すること。
- ・こども園（仮称）には公益性・継続性が求められ、安易な設置・廃止が行われるべきではないことから、私立のこども園（仮称）の設置・廃止の手続きは、「認可」とすること。

3 評価、情報公開について

- ・新たに認可するこども園（仮称）及び指定施設こども施設（仮称）については、多様な事業主体の参入が考えられており、保育・教育の質を確保する観点からも自己評価、第三者評価、情報開示とも義務化すること。

4 設置基準について

- ・こども園（仮称）の設置基準については、ナショナルミニマムとして維持すべき部分は、全国一律としつつも、サービス給付に対するニーズは地域によって様々であるので、地域の実情によって適切にサービスが提供できるよう、地方の裁量が活かせるものとする。
- ・質の高い幼児教育・保育を提供するためには、新たなこども指針（仮称）の創設と併せて、教職員の資質を高めるための研修などが行えるよう、体制の充実と必要な財政措置を講ずること。

5 こども園（仮称）への移行について

- ・「こども園（仮称）」に移行するためのインセンティブが働く仕掛け、仕組みが必要。

## 2010.11.1 「幼保一体化ワーキングチーム」(第2回)提出意見

柏女霊峰(淑徳大学)

第2回会議においては、こども園の基本的位置づけや具体的制度設計にあたっての論点を検討するようですので、事務局事前送付ペーパーに十分な記載がみられなかった論点について、主として福祉的観点から質問も含めて以下の意見を提出いたします。

### 1. 「論点」に「対象児童」を含める必要があるのではないか。

こども園が事務局ペーパーIにあるとおり「全ての子」「全ての親子」を対象とするのであれば、障害児童や難病児童、児童養護施設入所児童・里親委託児童・ファミリーホーム入所児童のこども園利用についての可否並びに方法について検討、明記すべきではないでしょうか。ノーマライゼーション、インクルージョンの観点からは、障害幼児はできる限りこども園において保育される社会にすべきと考えますがいかがでしょうか。また、児童養護施設入所幼児は、現在、幼稚園には入園できますが保育所には入所できないこととされています。このことをどのように整理すればいいのでしょうか。

### 2. 障害児保育給付の可能性について

1. において障害児、難病児を対象児童とする場合、障害児保育職員の加配については、現在、保育所においては一般財源化されており、地域格差が広がっていることが指摘されています。これを子ども・子育て勘定(仮称)から、たとえば障害児保育給付として給付の対象とすることについてどのように考えればいいのでしょうか。

### 3. 公的保育契約制度における親権者と施設長との関係を整理すべきではないか。

保育所において、現在は、児童福祉法第47条第2項において、親権者がある場合においても「監護、教育、懲戒について、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。」と規定されていますが、こども園の場合はどのように考えればいいのでしょうか。また、幼稚園の場合はどのように考えればいいのでしょうか。さらに、こども園を児童福祉法、学校教育法いずれにも規定した場合はどのような関係になるのでしょうか。

### 4. こども園における福祉的機能の位置づけについて。

親子のセーフティネット、社会のセーフティネットとしての機能や被虐待・ネグレクト児童の入所、付近に障害児療育施設がない場合の障害児の受け入れなどの福祉的機能を、すべてのこども園に期待することは現実的でしょうか。社会福祉法人立こども園など、一定のノウハウや専門性を有するこども園に、別途、そうした役割を期待する仕組みを作る必要はないでしょうか。

### 5. 子どもの最善の利益の確保ために市町村がすべきことについて。

児童福祉法第24条第1項の市町村における保育の実施義務とそれに関わる同条第4項の入所の勧奨義務の規定は継続すべき、ないしは、それに類する規定を置く必要があるのではないのでしょうか。

### 6. 資格の共通化の議論は、中教審における検討とともに厚労省の保育士養成課程等検討会における検討も踏まえるべきではないか。

保育士養成課程等検討会中間まとめにおいて言及されている今後の課題について、十分な検討・議論が必要とされるのではないのでしょうか。

## こども園（仮称）についてI（案）〔基本的位置づけ〕に対する意見

平成22年11月1日

幼保一体化ワーキングチーム（第2回）

株式会社ベネッセスタイルケア

佐久間 貴子

私どもは、都市部において保育園の運営を担う民間事業者として、保育を必要とする子ども・家庭の「よく生きる」を応援するために、また、都市部に多数存在する待機児童の解消に向けて、質・量の両面において保育サービスを向上していきたいと考えております。

しかしながら、今回のこども園（仮称）の基本的な位置づけに関しては、以下の点について、大変落胆しております。

### 1. 多様な事業主体の役割について

こども園（仮称）についてI（案）〔基本的位置づけ〕13ページ

・潜在需要に対応した保育の量的拡大を図る観点から、新システム法において指定制度を導入する。指定施設（「こども施設（仮称）」）については、客観的な基準を満たした施設について指定対象とし、多様な事業主体の参入を図る。

※ 学校法人や社会福祉法人が設置・運営する施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限（認可制等）を通じて、地域において幼児教育・保育が安定的に供給されることが担保されている。一方、株式会社やNPOが経営する認可外の施設については、指定制により、迅速な参入が可能となり、量的拡大に寄与する。

多様な参入主体の参入は「量的拡大を図る観点」のみなののでしょうか。株式会社やNPOは認可外の施設のみを経営して、量的拡大にのみ寄与すればよいのでしょうか。今回の新システムにおいて介護保険制度の創設が参考にされていますが、介護保険制度の理念として高齢者の多様なニーズに応えるためには、多様な参入主体が必要だと判断されたのではないのでしょうか。子ども・親・家庭の状況や環境が多様化している中で、多様な主体が参入し、創意工夫をすることにより「多様なニーズに柔軟に応えられるようになる」という観点が重要であり、多様な主体の参入を積極的に評価していただきたいと存じます。

### 2. 「こども施設」と「こども園」の違いについて

制度案要綱においては、「こども園（仮称）については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする」とありましたが、こども園（仮称）についてI（案）〔基本的位置づけ〕13・14ページにおいては、株式会社やNPOは主に「認可外施設の届出」を行い、「こども施設（仮称）の指定」を受けることが想定されています。

仮にこども施設（仮称）に対する制度的な「財政措置」が、認可のこども園と認可外施設において共通だったとしても、①地方自治体による優先的な指定、②地方自治体による上乘せの財政措置、③世間的な評価、等において、認可のこども園と認可外施設において、差が付くことが容易に想定され

ます。また、これだけ「こども園」という名称をPRされながら、「認可外の施設」は同じ指定基準を満たしても「こども園」と名乗れないこととなるのでしょうか。

本来は、幼保一元化されたこども園に対して、今まで以上に多様な事業主体の参入を認めることが想定されていたのではないのでしょうか。

幼保一体化の目的について、「世界に誇る幼児教育を全ての子どもに」と記載があり、我々もその目的をはたすべく質の向上に力をいれていきたいと思えます。そのためにも法人類型にかかわらず、イコールフットの公的助成（国及び地方自治体によるもの）の検討をお願いいたします。

(参考意見)

こども園（仮称）についてI（案）〔基本的位置づけ〕13ページ

※ 介護保険制度においても同様に、認可制度を基礎としつつ、認可施設だけでは需要を満たすことができない状況等への対応として、一定の質が担保された施設を指定し、その需給ギャップの解消を図る制度（指定制度）が設けられている。

弊社は、保育所のほか、介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）を中心とした入居系の介護サービス（全国150ヶ所以上）を運営しております。弊社が介護事業を開始したきっかけは、介護保険創設前に、現ベネッセホールディングス会長の福武が、その祖母の介護において、3人目の介護ヘルパーでやっと気に入ったヘルパーに巡り会えたという経験から、「本人や家族が心から納得のいく介護サービスを選べるようにしたい、年をとっても最後まで自分らしく尊厳を持って生きていけるようにしたい」という想いを原点にしております。その後10年余り「赤ちゃんからお年寄りまでの全ての方々の『よく生きる』を支援しよう」という理念を下に、「自分や自分の家族がしてもらいたいサービスを提供しつづける」を信念にサービスをご提供しております。

同種の想いを持つ民間介護事業者は弊社に限られないと思えますが、介護保険制度における指定制度が「認可施設だけでは需要を満たすことができない状況等への対応として」「その需給ギャップの解消を図る制度」と説明されることには、憤りを隠し得ません。

# 幼保一体化 WT 第 2 回会合の検討課題に対する全保協の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国 保 育 協 議 会  
保育施策検討特別委員会委員長  
佐藤 秀樹

## 1. 「こども園(仮称)」の基本的位置づけ・理念

- (1) すべての子どもを対象に、質の確保された保育(幼児教育を含む)が保障される仕組みとすること。また、その際には当該児童に対して必要な量の保育(幼児教育を含む)が保障される仕組みとすること。
  - ・ 保育の質(保育内容、保育者の配置や質、保育環境等)の維持・向上が必須。
  - ・ セーフティネット等の福祉的な視点を踏まえ、待機児童を抱える地域とともに、過疎地等、子どもが減少している地域であっても、一人ひとりの子どもの育ちを等しく保障することができる仕組みを構築すること。
- (2) 子どもを主体とした制度を構築すること。
  - ・ 子どもの最善の利益の実現をもとに保育・子育て支援の体系化を図ること。
  - ・ 社会的に厳しい環境におかれている子どもや保護者(障害のある子どもや社会的養護が必要な子ども)に対する支援も、「こども園(仮称)」や「子ども・子育て新システム」の制度を構築する中で、あわせて検討すること。
  - ・ 子どもを主体とするためにも、新システムの構築にあたっては、働き方の見直しを図り、施設やサービスを整備するとともに、ワークライフバランスに配慮した社会の構築の実現を図ること。
- (3) 「こども園(仮称)」は、地域の子どもの育ちと子育て支援の拠点として位置づけること。
  - ・ 「こども園(仮称)」は、すべての子どもの育ちを保障する施設であるとともに、保護者の社会参加を支援するための施設であること。
  - ・ 子どもの発達過程における人間関係や小学校との連続性、子育て家庭の地域社会とのつながりを考え、子どもは地域の中で育つという前提のもと、「こども園(仮称)」は子どもと家庭が生活する地域に密着した施設であるべき。
  - ・ 児童福祉や子どもの育ちへの支援という観点から、「こども園(仮称)」は地域に開かれた施設となること。
- (4) 「こども園(仮称)」は児童福祉法に位置づけられる児童福祉施策としての役割を維持したものであること。
  - ・ すべての子どもの育ちを保障する理念のもとに、子ども・子育て新システムを確立するとともに、児童福祉施設としての保育所の役割を維持すること。
  - ・ また、地域のネットワークとの連携のもとに、他の子ども福祉施策と分断されないことのないよう、児童福祉法のもとに「こども園(仮称)」制度を構築すること。
  - ・ 「保育に欠ける要件」を撤廃したとしても、現在、「保育に欠ける」状態にあるとされている子どもたちは存在する。保護者の就労と子育ての両立支援の視点に基づき、保育を必要とする子どもが生活・発達をする場としての機能を維持した仕組みにすること。
  - ・ 被虐待児童や障害のある子どもたちが利用できるよう、すべての「こども園(仮称)」に応諾義務を必須とするべきである。また、被虐待児童や障害のある子どもたちに必要な保育を提供することができるよう、機能強化・体制整備を図ること。



- ・ 災害や感染症の流行等への対応を含め、保育所が今まで果たしてきた社会のライフラインとしての役割を維持すること。
- ・ 児童福祉施設である認可保育所は、地域の子育て支援の核・担い手としての役割を担っている。その担うべき役割をしっかりと評価し、利用者や一般市民にも理解できる仕組みとするとともに、そのことに見合った体制が図れるよう法律等に位置づけること。

- (5) 「こども園(仮称)」は、保育(幼児教育を含む)を提供するシステムの総称とし、現存の保育所と幼稚園が、それぞれの理念や実践から積みあげてきた実績を活かした取り組みを継続していく期間を設けること。

## 2. 「こども園(仮称)」の基本的機能・役割について

- (1) 「こども園(仮称)」は、次の機能を必須のものとして備えること。
- ① 地域のすべての子ども(0歳～就学前)を対象に、必要な保育(幼児教育を含む)を提供する機能。
  - ② 利用している子どもと保護者を対象に、子育てに関する必要な相談・助言・支援を行う機能
  - ③ 地域のすべての子どもと保護者に、必要な相談・助言・支援を提供する機能
- (2) 「こども園(仮称)」は、地域のニーズに応じて、必要な機能を備えることができるようにすること。
- ①地域のすべての子どもとその保護者に、必要に応じて保育(幼児教育を含む)を提供する機能(一時預かり等)
  - ②子どもの育ちの連続性を保障するために、地域の学童期の子どもを対象に、必要な養護を提供する機能。
  - ③その他、子どもの発達の保障や保護者の支援のために必要な多様なサービスを提供する機能(地域子育て支援拠点事業や病児・病後児保育事業等)

## 「幼保一体化」検討について

### ○「幼保一体化」の目的とこども園(仮称)の基本的方向づけを中心に

(社)全国私立保育園連盟  
常務理事 菅原 良次

(はじめに)

今回の以下に示す提案は、第1回発言(提案)をより具体的構想にまとめたものである。

この間、法的には保育園が児童福祉法、幼稚園が学校教育法の下で運営され、それぞれの社会的役割・機能を築いてきた。幼保の一体化は、これまで65年間の現在の制度の中で数回取り上げられた経緯があるが、今回のように、より総合的かつ具体的に取り上げられ例はなくその意義は大きい。その意義を大切にするためにも「一体化」の必要性、何のため、誰のための「一体化」なのかをより明確にする必要がある。

具体的検討にあたっては、この歴史と長年の間に培われた両施設の特性を十分考慮し、それを損なうことなく継承、発展させることが肝心である。同時に子どもと家庭の抱える深刻な状況や問題を解決し、すべての子どもの良質な育ちを保障できるより質の高い「養護と教育」を制度化することが早急に求められている。

そのためには、とりわけ乳幼児期と小学校低学年をつなぐ新しい「こども指針(仮称)」の作成と「新システム」を保障する財源の確立が極めて重要である。これら「難題」の解決にあたっては、拙速をさけ、時間をかけられるところは十分時間をかけた慎重な進め方も考慮されることが必要と考える。

以下に「幼保一体化」の基本的な在り方と方向性を提案させて頂くこととする。

#### 1. 「幼・保一体化」の目的・基本理念に向けて

○ 現実に直面する問題へ対応するために

- ① 子どもと家庭、学校現場で起きている深刻な状況、実態についての共通認識の上、その解決に繋がる方向性を提示することが重要である。
- ② こうした社会の多様なニーズと現実問題へ対応する上で、とくに児童福祉法第24条の「保育に欠ける」規定や、「公的責任」と「養護と教育」の質、条件に関わる児童福祉施設最低基準・幼稚園設置基準等が、実態と乖離・矛盾を起こし、より良い解決に導けない課題を検討し、これらの制度を早期に改善する必要がある。

#### 2. 「幼保一体化」の基本理念に係わる諸課題について

すべての子ども、乳幼児にとって「差別」のない、より質の高い「養護と教育」を保障するシステムの構築を基本方向に、下記の諸課題に取り組む必要がある。

(1)すべての乳幼児期の子どもについて「等しく」良質な成育環境を提供する法制度の構築のため、下記のような現在の保育所、幼稚園等のばらばらな法的位置づけ等の諸課題について時間をかけて検討しながら整備する必要がある。

- ① 教育基本法と学校教育法の中での保育所、幼稚園の役割と機能の捉え方の未整理な位置づけ。
- ② 「保育」と「教育」の表現、および概念規定の曖昧性と取り扱いの問題。
- ③ 「乳幼児期から学齢期」の発達の連続性を重視した幼児の生活と発達及び学びの連続性の構築。
- ④ 教育基本法第10条においても重要性が取り上げられている家庭における「教育」と上記の関係・連続性が未整理であること。
- ⑤ 保育所保育指針、幼稚園教育要領も含めた保育所と幼稚園それぞれの法的位置づけの整理。

( 具体的検討課題の事例について )

- i. 教育基本法第11条(H18)「幼児期の教育は・・・」「幼稚園から大学までの体系的、組織的教育の確保」における「幼児期」には、保育園児も含まれると説明されているが、学校教育法(H19)では、「子どもが最初に入學する学校」として「幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの・・・」と規定されており、保育園を位置づける表記がなされていない。

◇ この点については、前回秋田委員(東大教授)からも発言された世界で趨勢となっている乳幼児期という捉え方や、小学校低学年までの連続性を基本として、この時期の子どもたちが人として成長し人格を形成していくためにはとくに「養護と教育」が基本であることを明確にした検討がなされることを期待する。認可保育所 22,900 か所、215 万(H20. 4. 1 現在但し入所人員数は 10. 1)、幼稚園 13,600 か所、167 万人(H20. 5. 1 現在)(20%の自治体で幼稚園未設置)の実態に則しても、教育基本法、学校教育法における位置づけを含めて早期に解決される必要がある。

ii. 中央教育審議会答申(H17. 1. 28)※ 第 1 章第 2 節では「幼稚園教育は、従来から、幼児教育の中核としての役割を果たしてきた。」として説明される一方、学校教育法では第 22 条「幼稚園は・・・幼児を保育し」、第 27 条「教諭は、幼児の保育をつかさどる。」等と規定される等、「教育」と「保育」の二つの用語が混在し、明確に位置づけられていないと解釈されること。同時に当該規定上に保育園児童は対象外となっている課題。

◇ これまで戦前、戦後を通じ、幼稚園で行われている営みも「保育」という表現が使用され、「保育」の中には、一般的に「養護と教育」が含まれていると理解されてきた経緯がある。しかしながら、現行の学校教育法の中では、二つの用語が概念・規定上、不明確なままであり、幼稚園教育要領においても「教育」という言葉が強調される一方、「養護」(こどもの生命の保持及び情緒の安定)という文言が位置づけられていない等のアンバランスな状況については、「生命の保持」には他者を含み「情緒の安定」には人間関係の重要性が含まれていること等を重視した改善が、子どもを取り巻く現状の課題認識からも必要である。

なお、上記答申第 3 章第 1 節では「学校である幼稚園と児童福祉施設である保育所には、その目的や機能において違いがある。」としつつ「・・・今後の幼児教育の在り方として・・・幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るためには、小学校就学前の子どもの育ちを、幼稚園と保育所とで区別することなく保障していく必要がある。」と答申されている。幼児期の「生活、発達、学びの連続性」が捉えられ「幼稚園と保育所とで区別することなく」と述べていることは非常に重要であり、現在検討されている「一体化」の議論に沿うものと捉えることが出来る。

iii. 同答申第 3 章第 2 節において「・・・少子化が進行する中で幼稚園と保育所の機能を一体化して効率的な施設運営を行いたい、保護者の就労の有無・形態等を問わず・・・新しい枠組みを求める声も高まってきている。」との分析の上「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定)の「近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする」との引用を行っている。

◇ ここで触れた当時の「総合施設化」は、「規制改革と財政効率化」を目的とした議論の中で構想され、「現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とすべきとする」公的補助の減額や質の低下が公に表明されていたため、私たちとして反対をした経緯がある。しかしながら、今回のような「質の向上と財源確保」を前提とした議論であればここで取り上げられる「幼稚園と保育所の機能の一体化」「保護者の就労の有無・形態を問わず」「児童の視点に立って」「就学前の教育・保育を一体化」については真剣に検討される必要があると考える。

iv. 幼稚園は「学校教育法」第 22 条に目的が位置づけられ、具体的な 5 領域については第 23 条に位置づけられる一方、保育所は「児童福祉法」上の規定ではなく、児童福祉施設最低基準 35 条(保育の内容)における省令として「・・・養護及び教育を一体的に行う・・・その内容においては厚労大臣がこれを定める」と位置づけられ、政令である「保育所保育指針」において 5 領域が定められている。

◇ 歴史的に幼稚園は学校教育法が施行されると同時に学校教育に位置づけられ、保育所については、戦後 60 年間「保育所保育指針」が法的取り扱いから除外され、平成 21 年に始めて「告示」化(法的扱い)された経緯となっている。それぞれの歴史的な経緯は踏まえた上で、憲法の本質や国として批准する「子どもの権利条約」第 3 条規定にも定められる「平等で差別的な扱いをしてはならない」を遵守するならば、法的な位置づけを明確に統一する改正が求められる。

※ 「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について(答申)」(H17. 1. 28 中央教育審議会)各引用下線部分は筆者

(2)すべての子どもの「最善の利益」を尊重し、良質な成育環境を保障するための保育の質と保育条件を規定する最低基準(ナショナルミニマム)を高い基準で確立する。

- 現行の保育所、幼稚園の基準(ex. 職員配置・面積・ホール・職員室・相談室・給食室の必置基準 etc.)の見直しを行う
- 一時保育、地域交流室、ひろば等の面積、施設基準の検討と位置づけを行う。

(3)「こども園(仮称)」の構築は、児童福祉法や子どもの権利条約等の理念に基づき、基本制度案要綱「Ⅱ 基本設計 2 市町村の権限と責務」の5項目を基本に公的責任と公費補助(給付)が保障された制度設計となる必要がある。

(4)すべての子どもへの良質な成育環境の保障を基本として、「子どもと家庭」が利用主体者として自由に選択できる権利が保障される制度とする必要がある。そのため、「いつでも、何処でも、誰でも」安定した生活環境(現金保障とワーク・ライフ・バランス)と「養護と教育」に関するサービス(現物)が保障される制度の構築が重要となる。

具体的には、基本制度案要綱で示された提案を基本に下記のように挙げられる。

- 生活の安定が保障され子どもを産み育て見通しが持てる周産期医療制度の確立と出産・子ども手当等の現金保障制度の恒常的な制度設計(主に1階部分)
- 在宅の子どもたちがいつでも利用可能な多様な保育サービス(一時保育※、休日、地域子育て支援拠点、ひろば事業等)と「こども園(仮称)」の充実・増設等(1階と2階部分の充実、拡充)  
※ 本稿では「一時預かり事業」を「一時保育」と称する。
- 仕事の見直し(労働時間の短縮)、育児休業制度の確立(育児休業補償、育児休業手当を3か年計画で50%から80%に改善する等)

(5)「こども指針(仮称)」における発達の連続性の検討は「家庭も含めた就学前までの乳幼児期」を「第1期」とし「小学校低学年期」を第2期とする等により段階的に丁寧に行うことが求められる。その際とくに「養護と教育」※を一体的に捉えた法的位置づけの確立が重要である。※ 前回説明資料では「保育と教育」と表記したが、児童福祉法最低基準第35条並びに保育所保育指針に則し以降は「養護と教育」と表記する。

- これらの課題は、今回の新システム検討において提案されている「家庭から保育園・幼稚園、小学校低学年まで」を視座においた「こども指針(仮称)」の検討でも、避けて通れない事項である。小学校低学年との関連を含め具体的な法体系の整備も必要であると考えられ、社会的コンセンサスを得るためにも例えば2~4か月での検討による結論では困難が予想され、もう少し時間を要すると考える。

(6)「幼保一体化」を含む新システム設計においては、子どもたちを社会全体で支援することを保障する恒久財源を担保する。

- 公定価格を基本にした制度設計による利用者負担の軽減
- 社会全体(国・地方・事業主・個人)による必要な経費の負担
  - ① 国・自治体の負担は公費(基本的に税金)
  - ② 企業負担(受益者負担)
  - ③ 個人負担分(公定価格での応能負担・利用料・受益者負担)
- 国・自治体レベルでのステークホルダーの設置。
- 一括交付金(一般財源化)ではなく「子ども・子育て包括交付金(仮称)」の確立
- 現行のとくに保育所運営費の実態に鑑みより高い水準の運営費が確保されるしくみを確立

(7)日本の将来の担い手である子どもたちの「養護と教育」には「市場主義の拡大は不適切」であり「指定制度」の導入にあたってのイコルフットィングは非営利事業を基本とする。質を担保するナショナルミニマムと福祉・教育・公益事業の理念を遵守、財政公開、監査、第三者評価等を基準化した上で、余剰金については「福祉・公益・公共」事業以外の活用は認めない。

## 「こども園(仮称)」の基本設計等に関する連合の考え方について

日本労働組合総連合会  
総合政策局長 中島 圭子

連合は、保育及び就学前教育を必要とするすべての子どもに保育及び幼児教育機会を保障するとともに、待機児童解消に資する観点から、幼保一体化の検討を行うことについて評価する。

同時に、その仕組みを検討・具体化する上では、以下の点に留意し、すべての関係者が持てる力を協働して長年の政策目標を実現していくべきと考える。

### 記

#### 1. 幼保一体化の目的について

- 幼保一体化の目的は、これまでの幼稚園における幼児教育、保育所における保育の双方の良さを融合し、より幅広く、より良い「子育て」環境がすべての子どもに保障されるよう、「こども園(仮称)」に結実していくことである。
- そのために、目的の①は、「世界に誇る幼児教育及び保育」とし、その評価を明記すべきである。ちなみに、日本の保育システムは、単なる預かりではなく、子どもと親への支援、児童虐待対策や貧困対策など、福祉的機能との連携を内包しており、世界的にも高く評価されている。  
日本における、幼児教育と保育の誇るべき質の高さを再評価すべきである。

#### 2. 「こども園」への移行の仕組みについて

- 「こども園」への移行は、幼児教育・保育の総合的な提供等の観点から速やかに行う必要があるが、施設や資格要件の整備、関係者の理解と納得、多様なニーズ等を踏まえ、適当な移行期間(5年~10年程度)を設けるとともに、実行工程を示した上で着実に進める必要がある。
- 同時に、制度設計において、幼稚園・保育所が、能動的且つ速やかに「こども園(仮称)」に移行するインセンティブが働く仕掛け(財源の手当等)を組み込むべきである。

#### 3. 「こども園(仮称)」の制度構築について

- 設置基準は、現行の幼稚園・保育所の設置基準及び現状を踏まえた上で、幼児教育・保育の質の更なる向上の観点から、職員配置基準や面積基準を

引き上げるなど、戦後据え置かれてきた最低基準の改善も含め検討すべきである。

- すべての子どもの「こども園（仮称）」への入所を保障するため、「こども園（仮称）」に対して入所応諾義務を課した上で、サービスの継続とその質を担保する仕組み（罰則規定等）を設けるべきと考える。
- 多様な担い手の参入に当たっては、質の担保及び公正な財源の投入の観点から最低基準を明確にするとともに、参入・撤退についての明確なルールと社会的規制を組み込むべきと考える。
- 実施責任は基礎自治体（市区町村）に置き、地域のニーズ把握及び資源の配置を計画的に行うとともに、「地域子育て会議（仮称）」のステークホルダーとともに、その質量や進捗を評価できる仕組みが必要。
- 利用者負担の公平性をはかるとともに、低所得者への配慮等が行き届くよう、利用料のあり方や費用の保障方式については十分な検討が必要である。

以 上

【質問】

・前回、多くの発言者が、大きな2つの制度を変えようとするのであれば、拙速を避け、時間をかけた慎重な議論が必要としたが、この点について、どう判断するのか。

【意見】

・幼保一体化の目的について

○聞こえてくるのは、事業者・保護者の反対意見と保育所保護者の保育所待機児童対策を求める声。なんのための幼保一体化なのか、国民には目的が見えていない。

○「縦割り行政の解消」というが、「こども家庭省」をつくったとしても、学校教育、児童福祉との間に新たな「縦割り」を生じることを考えると、正当な目的とは言いがたい。

○あえて幼保一体化をめざすのであれば、国として、すべての子どもの人生のスタートを強力に支援しうる質および量の就学前教育保育提供を保障することでなければ意味がない。

(前回の普光院資料参照；裏面に再掲)。

・こども園の基本的位置づけについて (上記の目的にそって)

1) 国として、ナショナルミニマムの教育保育をすべての子どもに保障する制度として、国や自治体の責任を法律に明記。

2) 保育所・幼稚園の現行基準を下回らないナショナルミニマムを備えた制度とする。幼保で異なる部分については、将来に向かって底上げする方向で調整する。

\*現行、認定こども園地方裁量型の中には、自治体に認定されただけで、補助金は一銭も出ていないという施設もある。この制度(裁量型)は、単なる看板にすぎず、国民に対し、実質的なものをなんら保障していない。制度とはいえない。

ナショナルミニマム + それを満たす運営費を保障するしくみ

をセットで設けなければ、公的な制度にする意味がない。

3) 保育所、幼稚園の能動的な移行が、時間をかけて促されていくような魅力のある制度を構築すべきという、前回出されたメンバーのご意見に賛成。ただし、子どもにとって望ましいということが、最も大切であり、大人の都合だけですりあわせないように検討する必要がある。

<日本においてナショナルミニマムが必要な理由>

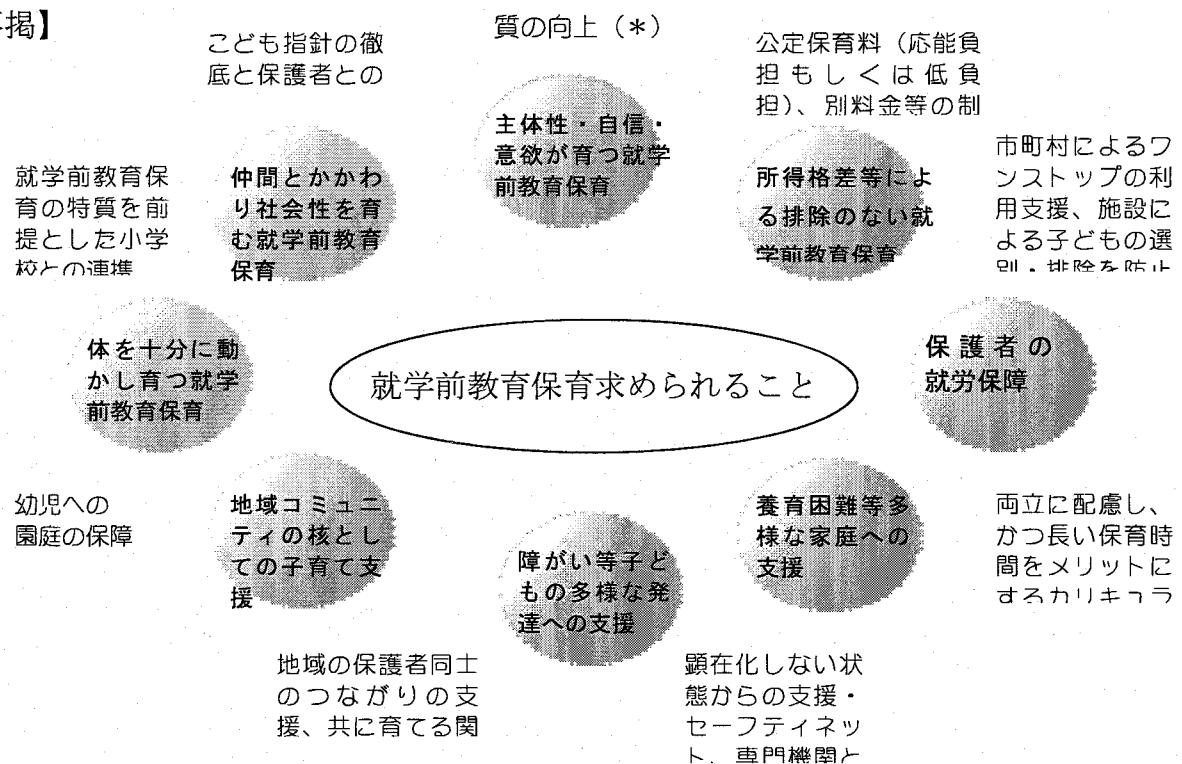
- 待機児童が多い都市部は土地が高く、効率を重視すれば、「子どもを詰め込む」方向に向かいがちになるため、子どもの発達保障のためのガードレールが必要。
- 施策を左右する方々に、子どもの心身の発達、就学前教育保育についての理解が弱いため、国際的に見ても非常識な見解が主流になる現象が見られる。→現行の最低基準（人員・面積）は諸外国に比べても低い。それにもかかわらず、まだ下げられると考えている自治体首長等の存在。子どもの危機。
- これに対して、当事者、現場、子どもを代弁する立場の者が施策に参画する土壌がない。このような状態は、本当の地域主権とは言えない。
- 施策の決定現場の体質として、保育についての予算の優先順位が低い。このために、10年間にわたって、待機児童対策に本腰が入らなかった。

<保育の質の重要性>

1995年 ハイスコープ・ペリープリスクール調査発表：貧困層の子どもたちを、幼児期により保育を受けたか受けなかったかでグループ分けし、27歳時点で追跡調査した結果、学歴、その後の所得、犯罪率などに有意な差が見られた。

2006年 アメリカの国立小児保健・人間発達研究所（NICHD）の長期追跡調査「保育の質と子どもの発達」発表：3才未満児について、保育者の配置人数、グループの大きさ、保育者の専門教育の有無などについての保育ガイドラインを満たしているかどうかによって、就学レディネス（就学への準備状態）や言語理解能力、問題行動の少なさなどの差が見られた。

【再掲】



\*質の向上→保育人材の確保・育成、そのために必要な人件費の安定的確保（会計に公的ルール）、ナショナルミニマムの最低基準による底上げ（基準と給付のリンク）、行政の関与と情報開示



## 「一体化の必然性」と「一体化がもたらす効果」について

### 1. 幼保の存在意義の変化と幼保一体化への社会の要請

現在の幼稚園・保育所のそれぞれの制度は戦後の混乱の中から生み出され、その後の劇的な復興を遂げる社会の中で有効に機能してきました。しかし、制度成立時の社会と子どもを取り巻く状況は、高度経済成長期を経て大きく変化したことにより、保育所制度改革から保育制度改革、そして認定こども園による一体的運営の試行と、変化に対応するための検討と取り組みが進められてきたことは周知の通りです。過去における幼保の存在意義は時代の変化の中で次第に薄れ、新たな制度による展開が求められています。

具体化されようとしている新システムは、このような社会からの要請であり、その背景には、多くの課題が山積していることが大きな要因となっています。

(資料1参照) その最も大きな事柄は、子どもの育ちへの危機感です。そのことは日本の子ども達の現状をみると、学校内でのいじめ、校内暴力、自殺、成人に達しても社会参加できないニートや引きこもりなどが考えられます。一体化の検討を進めるにあたって、様々な課題、特に子どもの育ちを支え保障する社会システムの形成、子どもの育ちの質を担保する施設・家庭・地域のあり方の模索が求められていることを共通のベースとして、種々の検討が進められるべきであると考えます。

さらに、過去や現在ではなく、未来の日本社会の歩むであろう道のりに、少子高齢・人口減少社会の困難さが横たわっているということです。エンゼルプランに始まった様々な取り組みは、まさにこの将来への不安への対応であったはずですが、また、この取り組みの当初には、高齢者は施設サービスの限界から在宅で、子どもは労働人口確保のために施設へ、働ける人は働ける社会を求める方向性がありましたが、昨今の社会の諸問題からようやく問い直され、ワークライフバランスの考え方など、子どもを生み育てる環境、子どもが育つ環境が再考されていると言えます。このことこそ共通の土台として、子どもの育ちが保障され、子育て家庭や子どもを育む地域が支えられるシステムを模索し、実現することを求めることが肝要と考えます。

### 2. 将来の変化への対応 (資料2参照)

上述のような、社会や子どもを取り巻く状況の変化により、幼保一体化の必然性が存在します。しかし幼保施設の今までの幼児教育・保育の取り組みが、独自の価値観や独自性で経営や営業的な考え方に偏る面も見られ、幼稚園教育要領や保育所保育指針を遵守した子どもに寄り添ったものではなかったこともあると考えられます。多様な発想と豊かな子ども達の育ちを保障し、日本を支える子ども達を育てる上でもこの一体化の法律の制定が望まれます。

そして少子高齢・人口減少社会を乗り切るという課題に向かうと共に、同時進行で、少子化の歯止めの努力が図られる必要があります。「この社会なら、子どもを生みたい、育てたい・・・」という社会の空気を醸成するようなシステムが必要です。そこに、施設と家庭、そして地域によって新たに創造される未来への希望が現れると信じます。

子どもを取り巻く成育環境の変化と乳幼児から始まる教育・保育のあり方  
「乳幼児の教育・保育の今日的課題と一体化の必然性と質の担保の重要性」

近年の子どもの育ちが「何かおかしい」→【今日の課題】→【世論の認識】

- 基本的な生活習慣の欠如 ● コミュニケーション能力の不足 ● 自制心や規範意識の不足
- 運動能力の低下 ● 小学校生活への不適応 ● 学びに対する意欲・関心の低下 等

我が国の社会の急激な変化に伴う教育・養育力の低下

- 少子化、核家族化、都市化、情報化の経済社会の急激な変化
- 人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化、大人優先の社会風潮など

幼稚園教育要領・保育所保育指針を無視した間違った早期教育・保育  
子どもにとっての負担・親にとっての負担  
・コミュニティの分断

これらの社会的・時代的变化の中で

地域社会の教育・養育力の低下

- 子ども同士で遊び、葛藤しながら成長する体験の機会の減少
- 身近な自然や遊び場の減少
- 近隣の大人の無関心

家庭の教育・養育力の低下

- 家庭の構造変化
- 子育ての孤立化による(親の)育児不安や情緒不安定(虐待・ネグレクト)
- 子育てに夢を抱きづらい状況・意識
- 過重な労働等の子育てへの影響

施設長・幼稚園教諭・保育士の今日の課題

- 家庭や地域社会の教育力の低下等の課題に対応するため資質・専門性を高める必要
- 課題を解決する行政・施設長の責任
- 一方で教員・保育士等の自身の成長過程における多様な体験の不足

→ 保育を創造し実践する能力、保育者等との良好な関係を構築する能力が不足する傾向

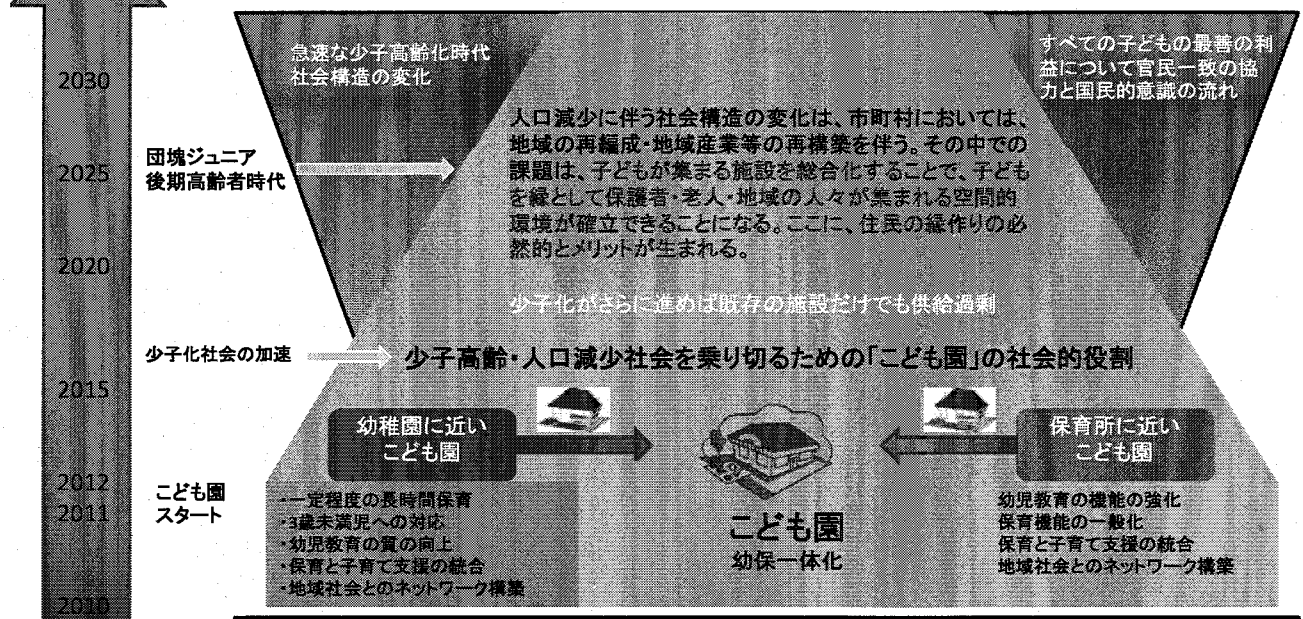
これらの重要問題を解決するための幼保一体化のテーマとは、「子どもたちの健やかな成長への実現」「社会的・時代的变化の中で機能が低下してしまったコミュニティの再生」であり次世代への新たな縁をつなぐ道である。  
その初め一歩として「子どもの育ちについての哲学」を持った幼保一体化・基本制度・子ども指針が必要

☆家庭(家族)・地域社会(地域住民・市町村行政)・幼稚園・保育所等の施設が連携対応し本来の行政システムを発揮することが不可欠  
☆子どもの育ちを保障し保育の質を担保するための職員と職員配置・「子どもの最善の利益を導く」経営理念と業務が評価の対象となる監査制度  
☆そのための財政支援・資質向上のための施設給付が必要

将来にわたる子どもの健やかな成長への実現 ⇨ 家庭(家族)・地域の教育力の向上 ⇨ 幼保一体施設を育てる

次世代に縁をつなぐ「こども園」と幼保一体化の必然性

キーワード「すべての子どもの最善の利益を保障し共に育ちあう社会」=子どもの育ちについての哲学



- 地域主権とは、権限も財源も移譲→各市町村において、子どもを持つ保護者住民が(こども園)を中心に生活することで、一体的な子育て支援システムを受けることができ、行政サービスの一環もかねる→こども園が町作りの拠点施設であること
- 町作りの観点から、各市町村住民サービスの向上→子ども子育て特別会計→ネットワーク・施設整備→子ども子育て勘定の理念と共有し整備
- 子ども子育て勘定→財源から施設の利用理念→現物給付の意味づけ
- 人口減社会に進む中で、町作りの未来の方向性の判断、これに伴う各施設の再編成・義務教育施設の再編成

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 幼稚園団体は応諾義務等に対し反対を表明 ◆

### ～基本制度ワーキングチーム 第3回会合～

内閣府は、11月4日（木）に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「基本制度」ワーキングチーム（以下「基本制度WT」）第3回会合を開催しました。

基本制度WT第3回会合では、前回の幼保一体化WT第2回会合に引き続き、冒頭、末松内閣府副大臣（作業グループ主査）よりこの間の報道で「幼稚園・保育所廃止へ」等と報道されていることを踏まえ、重ねて「あくまでも一つの案だとして提示したもので、決定したのもでも原案でもないこと」ことを説明しました（詳細は下記記事参照）。その後、資料1および2にもとづき、「幼保一体化給付（仮称）」について、意見交換が行われました。全保協からは資料を提出するとともに（別添資料4参照）、菊池副会長が出席し、「改革の具体像が見えないことによって関係者も不安を感じている。もっと具体的に想定されているものを示してほしい。」等と意見を述べました。

基本制度WTの次回は11月15日（月）に開催予定です。

#### 議事概要（記録は事務局）

##### 1. あいさつ

**末松副大臣：**1日の幼保一体化WTの資料を踏まえ、これが政府原案だとの報道がされたが、あくまでも一つの案だとして提示したもので、決定したのもでも原案でもないことを議論に先立ててご理解賜りたい。また、先ほど党のプロジェクトチームをしていたが、議員から改革に合わせて、財務省は削減を虎視眈々と狙ってくるという懸念の声も出ていた。我々としては、子どもたちに必要な仕組みを構築すること、そのために必要な財源を確保することを主張していきたいと考えているので、ご理解を賜りたい。今日は幼保一体化WTの資料も提示させていただき、幼保一体化WTでの議論も踏まえて、説明をさせていただく。ただし、幼保一体化WTの議論にああだ、こうだと話をすると幼保一体化WTの自主性を損なうので、本WTでは幼保一体化給付（仮称）の検討を中心にお願したい。

**北条委員（全日私幼）：**幼稚園・保育所は残るのだという内容の報道も2日には行われていたが、間違った部分が残ったまま資料として出ている。このような前提が修正されないまま、議論が進むのであれば、我々は断固反対する。前提に誤りがあったまま、議論をするべきではない。

末松副大臣：検討を経て決めていくものであって、丁寧に検討をしていきたいと思っている。このことは大日向座長（幼保一体化WT）とも一致していること。

小宮山厚生労働副大臣：前回、お示ししたものは極端な例として提示させていただいたもの。ただこれを修正して議論を進めると、話が混乱するので今回はこの資料を提出させていただいてとご理解いただきたい。

渡邊委員（町村会）：それぞれの立場があるので、利害が絡むことは当然のことであるが、前回、目的は一つだという確認はさせていただいたことを受けて、妥協点を見出して議論が進められればいいのか。

## 2. 幼保一体給付について

渡邊委員：幼保一体給付の総論については賛成。ただ、地域主権の観点から、国の関与は最小限にしてほしい。財源が明確に見えない中で、議論をしても具体的な検討はできない。地域の自主性を尊重した制度設計とするとともに、その自主性を発揮できるような財政支援をお願いする。一括交付金の議論を先ほど党の方でもしてきたが、子ども・子育て勘定の財源が一括交付金になっていくと、財政力の弱い自治体では成り立たないことも配慮してほしい。

末松副大臣：財源については、制度設計を先にしてこれにはこれだけ必要だということを主張していくことが必要。その後は政治の方できちんと必要なものを確保することになる。

渡邊委員：今回も地方6団体に話を聞いていただいているが、結果としてみれば、ない袖は振れないとなってしまっていたことが、これまでの経緯。そのことをご理解いただきたい。

末松副大臣：言い値をきちんと作らないと議論できない。

田中委員（商工会議所）：言われていることはわかるが、事業主から見れば話も聞いてもらっていないという思いがある。これまでの検討の場でも主張してきていることに対して、返答もいただけていない中で、これだけ財源が必要ですねということに理解は示しづらい。

小宮山副大臣：事業主の立場でこの検討にも加わっていただいているので、話をきいてもらっていないということはどういうことか？議論に加わっていただいて、一緒に検討してほしい。

北条委員：応諾義務が一律に課せられることは私立学校としては対応が困難である。また今回の制度改革で、就学前のみに応諾義務を課するのであれば、学校体系上、差別的な取扱いになってしまう。国立幼稚園には課されないという資料が出ているが、これもおかしいのではないか。

両角委員（明治学院大学教授）：利用者の立場から発言するが、従来の保育に欠ける要件を撤廃するとある一方で、必要性の認定基準というものを作ることになっているが、この必要性の認定基準はどのようなものを考えているのか？現在では待機児童が多い市区町村などでは、入所に有利になるように、育児休業を早く切り上げることや、時間短縮勤務を利用しないことなど、制度があっても入所のための点数が低くなるために利用しない等のことが起きている。このことはワークライフバランスの推進施策と逆行している。また、今回の改革で待機児童等の課題が改善されるのか。

保育所利用者として見ていると、保育士の先生方が厳しい中で保育をしていることも見え、年々、状況が厳しくなってきたのも見える。改革にあたって、保育士の処遇の改善等につながるようなものにならなければいけない。改革にあたっては、事業主が持続可能な仕組みを構築することが必要。

宮島委員（日本テレビ）：「財政措置の公平性の確保」とあるが、同じような事業をしても事業主体によって公的財政支援が異なっていることを改めることも意味しているのか、確認しておきたい。

また「こども園」と「こども施設」の違いについて、よくわからないので、説明していただきたい。これまでの保育制度改革の議論では、NPO法人でも株式会社でも参入を認めていく方向で検討がされてきていた。このような法人が今回の「こども園」「こども施設」でどう扱われるのか？待機児童解消のためには、NPO法人や株式会社等、多様な事業主の参入を図らなければいけない。

濱谷課長：応諾義務については、「正当な理由がない場合」としているのですが、「正当な理由」にどう定めるのかということ、これからの議論。私立学校の自主性をどこまで尊重するのかということもこれからの検討課題である。

保育の必要性の認定については、これまでは「保育に欠ける」ということが判定されなければ保育を受ける権利も発生しないが、今回の考え方としてはパートタイム労働者も含めきめ細やかな認定をして権利性を付与することを想定している。

「こども園」「こども施設」については、前回の幼保一体化WTでもわかりにくいという指摘があったことで、次回までに資料を作成することとなっている。なお「こども施設」は、基準を満たせば公的財政支援の対象とすることを考えている。

**田島政務官（経産省）：**わかりやすい制度にすることが必要だと思う。認可と指定に分けることに対しては反対であり、このことを残すことで余計わかりにくいものになっている。保育・幼児教育給付については3歳という年齢によってわけるとも必要ないのではないか。3歳未満児でも必要であれば提供してもらえるようにすればいいのでは。「こども園」「こども施設」があることもわかりにくい。保育の認定を行うことを残すことも必要ないのではないか。親が必要であると思えば、必要なのだから、提供できるようにすべき。

**林政務官（文科省）：**質の担保を図りつつ、これまで基準を満たしているにもかかわらず、認可されず公的支援が受けられなかったところを支援対象とすることを考えているために、このような認可と指定になっていると理解している。

**香取政策統括官（厚労省）：**今回の制度改革では「こども園」以外のサービスも提供することになっている。保育の必要性を認定されない方についても、一時預かりなど基礎給付のサービスで対象とすることを考えている。

**宮島委員：**記述の問題なのかもしれないが、幼保一体化WTの資料の中で「一定の要件を満たした法人」と書かれていることが気になる。

**香取政策統括官：**一定の要件を満たしているのであれば、NPO法人でも株式会社でも認められ、「指定」の対象となり公的財政支援の対象となる。

**田中委員：**「保育に欠ける」要件の撤廃は評価しているところだが、必要な人にはすべて提供される仕組みになってほしい。またNPO法人や株式会社がさらに参入ができるようにしてほしい。

**末松副大臣：**質を下げてまで無理に参入促進を図らなくてもいいのでは。

**田中委員：**内需拡大の視点から取り組みを図る必要性があるということ。

**両角委員：**先ほどの説明受けると、保育の必要性を認定されたとしても、利用できるサービスがない、権利が行使できないということが起こることか？

**濱谷課長：**そのために指定制と市町村の整備責務がセットされている。

**藤原代理（経団連）：**幼稚園と保育所は財政補助内容が違う。たとえば高い方に合わせた場合に、どれだけ追加財源が必要なのかお示しいただきたい。また、責務を全うするための財政措置が市町村にされなければ、市町村が困ると思われるので、財政措置を図る必要がある。事業者が創意工夫を高めることが必要だと思うが、自由な価格設定とされている部分、たとえば保育サービスの認定を超えた保育の利用や貸しおむつ、貸し布団等についても対象となるのか。また付加的サービスについての上限という意味で資料は作成されているのか。「こども園」「こども施設」については、わかりにくいので、わかりやすい資料をお待ちする。

**濱谷課長：**上限かということについては上限である。また価格設定については、幼稚園・保育所ともに同じ仕組みとすることを想定している。

**駒村委員：**まず今回の改革は子どものために質と量の確保を図ったサービス提供をはかることが主目的であって、多様な事業主体の参入が主目的ではないということは、確認しておきたい。

自主性があることも理解できるが、やはり応諾義務は必須とすべき。

さらに価格で需給を調整する仕組みであってはいけない。価格競争をした結果、保護者の見えないところで質が下げられることになると、子どもに不利益が生じる。

また、保護者はサービス受給者ではなく、施設とともに子どもを育てるパートナーであるということを書きこんでほしい。

自己負担については、応益負担はあまりにも高いと利用をあきらめることにつながることを考慮すべき。そのためには、低所得者の幅を広めに設定して、考える必要がある。

また、障害児についてはどう考えているのか。

さらに、市町村等に課す新システム事業計画をどう設計するのかということも重要。結果とし

て新システム事業計画が、新たな参入のための障壁になってしまっはいけない。

**坂崎委員(日保協):** ナショナルミニマムをきちんと担保することが、保育の質の確保につながる。認可とそれ以外のものがある方が正しいと思うが、地域的なことを考えると需給調整をきちんとしなければ、保育所・幼稚園の今まで行ってきた大事な取り組みが台無しになってしまうのではないかということ懸念する。現在、保育所は定員別単価があることによって、小規模保育所が成り立つ仕組みになっている。この定員別単価の考え方は維持していただきたい。障害児保育については、一般財源化されたことによって、地方によってはかなり厳しい状況になっている。

3歳未満児と3歳以上児でわけることについては、保育所としては理解ができない。保育所保育指針でも0歳から教育はある、養護と教育の一体的な提供として今まで行ってきた保育をきちんと理解してほしい。

かつて昭和40年代にポストの数ほど保育所をとということで、保育所を整備してきた時代があった。現在、それらの保育所が老朽化しており、改築を必要としている。運営費に減価償却を上乗せするということが書かれているが、待機児童解消のためにも、地方においても、施設整備費を維持することが必要。

**中島委員(連合):** 幼保一体給付創設の目的には、基本的に賛成。ただし、具体的な制度設計、給付設計や費用の保障のあり方、利用のあり方などについては、低所得者や障害児等に配慮した慎重な検討・検証の議論が必要。

幼保一体給付は、幼稚園と保育所を足して2で割る制度設計ではなく、保育所と幼稚園の機能を「すべての子ども」の視点から制度的に統合していくためのものであると理解している。したがって、現行の機能、質と水準を担保することは前提である。同時に、「幼保一体給付」には幼稚園及び保育所が、能動的に「こども園制度」に移行するインセンティブが働く仕組みを組み込む必要がある。

価格設定は公定価格とし、自由価格設定により低所得者層の子どもが排除されない仕組みが必要である。また同時に、同じこども園で実費徴収と自由価格上乗せの子どもが混在する場合、保護者の条件や選択による保育・幼児教育の内容の違いを、子どもの視点から説明がつくか、検討が必要である。一定の役割分担も含めて、検討をする必要がある。

また事業者参入のあり方については、質の担保及び公正な財源の投入の観点から、ナショナルミニマムを明確にするとともに、参入・撤退についての明確なルールと社会的規制を盛り込むべきである。「幼保一体給付」の投入に当たっては、その用途を一定制限する必要がある。対人サービスである福祉領域では、人件費が70~80%を占めることが基本であり、人件費が確保されなければ、現在でも顕著になっている保育・福祉等の分野における人材不足にますます拍車をかけることになる。現在、地方、都市部ともに、人材確保が困難になっている。人件費との用途制限をかけるなどしっかりとした体制整備を図り、保育士の処遇を改善する必要がある。

**山縣委員(大阪市立大学教授):** 今回の新システムは、生活保護と同様に「必要即応」の原則を適用するべきではないかと考えている。必要としている子どもが利用できるような仕組みとするべき。

わかりやすい制度にするべきである一方で、保育の認定制度は必要であると思う。介護保険の要介護認定については国民にも理解されているので、このような仕組みを導入し、保育認定を行う必要がある。ただ保育認定については、保護者の視点だけで行うではなく、子どもの視点を入れるべきである。

応諾義務は課せられるべき。例外的なものとしては事業所内保育所は考えられるかもしれない。私立幼稚園については、3歳以上児の130万人が利用しており、もっとも広く普及している施設であるので、ここに例外を適用してしまうことは問題があると思う。公費が投入される以上、福祉事業として、憲法のもとで事業が運営されているという視点にたつて事業運営をしてほしい。

今回の制度は市町村をベースに考えていく仕組みであるので、私立幼稚園も市町村にきちんとつながる仕組みになってほしい。後期行動計画の策定がされたが、この策定委員に私立幼稚園関係者が入っているところは2割もなかった。

**渡邊委員**：公立幼稚園・公立保育所は市町村が運営している。現行の枠組みより市町村の責務が増えないようにしてほしい。助言・指導をすることができるよう、市町村の権限を強めることが必要ではないか。障害児保育については一般財源化されていることにより、市町村が苦慮しているため、今回の給付の対象とするべき。増改築や耐震化等、市町村では対応を余儀なくされていることから、一括交付金の議論もあるが、施設整備費は残してほしい。包括交付金の仕組みについては、地域主権のなかで理解が得られるのか。新システムになった場合の主体はどこにあるのかということがまだ明確ではないが、その主体が市町村にあるとしたら、そのための権限や財政はどのようになるのかもお示しいただきたい。

**濱谷課長**：小規模なものについては単価を上乗せしていく仕組みを考えている。ただし上乗せには限度があると考えている。というのは単価の一定割合は利用料として負担していただくことになるので、あまり上乗せをして運営費部分を大きくしてしまうと利用者負担も増えることが懸念される。

**柏原代理（市長会）**：子ども手当の財源の地方負担はどうするのか。小宮山副大臣が来年度の子ども手当については今年同様の地方負担をという発言をされたが、大変遺憾である。国と地方の協議の場においてしっかりと議論が必要である。

幼保一体給付については賛成である。池田市も幼稚園は定員割れを起こしている一方で、保育所は定員の110%を超えた利用を余儀なくしている状況である。幼保の一体化は、質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、このような利用者の不均衡も解消でき、待機児童の解消につながるのではないかと期待している。そのためにも、子ども家庭省を創設し、新システムを一元化することが必要であると考えている。

**秋田委員（東京大学教授）**：シンプルな制度、シンプルな仕組みにすることについては望ましいことであると思っている。指定制の基準については、すべての子どもに対して質の確保されたサービスを提供するために、全国統一の基準を国が作っていくことが必要。保育料について公立幼稚園が安価であるとの説明がされたが、世界に誇る保育を続けていくためには、公立幼稚園がやってきたことを大事にしていくことが大切である。サービスの質の向上を図る仕組み、監督する制度を入れていただきたい。子どもの側からいえば、上乗せも一定の上限が明確に設定されるべきである。また病児病後児保育や遅い時間までの保育は、本当に子どものために必要なのかという視点で考える必要もある。

**北条委員**：応諾義務については当然果たすべきだとは思っている。11/1～3は私立幼稚園の選考の期間であるが、今までも私立幼稚園は正当な理由なく入所をお断りしているところはないと思う。一方で国立大学付属幼稚園は応諾義務が課せられないことが提案されており、公費助成は別の形で存続している。たとえば私立幼稚園もこども園にならないことを選択した場合には私学助成を継続してもらう必要があるのではないかと。

**田中啓委員（静岡文化芸術大学准教授）**：幼保一体給付に変更することに決定的な問題はないと思うので、良いと思う。一方、メリットはどこにあるのかと考えると、利用者にとってのメリットがどこにあるのかがわかりにくい。財源を確保して、質の確保された量が増えるということにならないと、メリットはない。

**奥山委員（子育て広場全国連絡協議会）**：様々な報道等により、保護者は非常に不安を感じていると思うので、早めに仕組みを提示してほしい。今回の資料からみても働く親のためにといわれている気がするが、多様な保護者のニーズに応えることのできる仕組みにする必要がある。「すべての子どもの発達を支える」視点を明確にする必要がある。

ナショナルミニマムの確保、保育・教育に携わっている人たちの人件費の保障も確保されなければならない。

子育てが多様化している中で、利用調整を図るためにも、コンサルタントをするためにも、コーディネート機能が必要だと思う。

**山口委員（日本子ども育成協議会・JPホールディングス）**：多様な事業主体の参入のなかで、NPO法人、株式会社は性悪説に立っていて議論がされている気がする。社会福祉法人であっても株式会社であっても問題があるところがたくさんある。そのようなところをどうこれから退出させていくのか考えていかなければいけない。

人件費に用途制限をかけるとすると、たとえば理事長の家族等、一部の人のみ人件費の配分が偏ることも想定される。また、急な倒産は株式会社だけの問題ではなく、社会福祉法人でも学校法人でもありうる。そのときにどのように事業を引き継ぐのかということが大事になると思うが、過去にあった川崎市のケースでは私どもの会社が2日で全部引き継いだ。これは私の法人が力を持っていたからに他ならない。

**菊池委員（全保協）：**「幼稚園・保育所の廃止」という言葉が強かったので一人歩きしている感がある。表現には十分配慮してほしい。改革の具体像が見えないことによって関係者も不安を感じている。今より良くなるということを見せていくことが大切である。そういった工夫をしていただくことによって、事業者にとっても理解をしやすいものになるのではないかと。利用者にとっても納税者にとっても事業者にとってもわかりやすいシンプルなものにする必要がある。利用時間の区分についても3歳未満児には2段階、3歳以上児には3段階と示されたが、もっとたとえば標準的な教育時間は何時間など、今想定されているものを示してほしい。

障害児や社会的養護を必要とする子どもについての応諾義務は必須とすべき。障害児についても一人の人間として尊重した仕組みが必要である。障害だけでなく加算が必要な課題があると思うが、見落としがないように制度構築を図ってほしい。

また「入学金」は現在、保育所には認められていないが、今後、どうするのか。十分な配慮が必要であると思う。

撤退の問題については大事なことであるが、その周辺の事業者がカバーできるように、利用者保護の視点を重視すべき。撤退は時間的余裕がある場合ばかりではなく、急に起こることがある。撤退規制も必要であるが、加えて突然撤退にいたった場合に、利用者へのサービスを責任をもって保障するための具体的な対応策が必要。

職員の配置基準の改善については、ぜひともお願いしたい重要な課題である。

**浜田代理（知事会）：**指定基準・サービス給付については地方の自主性によって設定できるようにしてほしい。資料が間違っていると思うが、地方交付税だけでなく、地方税でも賄っている。今回の提案は地方固有の財源と責任を地方から取り上げるものであり、現行の地域主権改革と真っ向から逆行することになり断固反対である。

**池田委員（国公立幼稚園長会）：**教育現場は存続の危機と感じている。幼保の一体化があげられているが、国民のニーズは幼保一体化にあるのかというと、むしろ保育所の待機児童解消にあると思っている。幼保一体化によって、幼稚園がこども園になると、現場は混乱し、質の低下を招くことは余儀なくされる。むしろ保育所の待機児童解消、保育の質の向上といった保育制度改革が必要であると思う。幼稚園・保育所をなくしてこども園に統一するという今回のこども園構想については、国公立幼稚園長会は断固反対である。



|  |       |
|--|-------|
| 子ども子育て新システム検討会議作業グループ<br>基本制度ワーキングチーム(第3回) | 資料1-1 |
| 平成22年11月4日                                 |       |

# 幼保一体給付(仮称)について I(案)

[幼保一体給付(仮称)創設の目的]

平成22年11月4日

第3回 基本制度ワーキングチーム資料

# 目次

## I 幼保一体給付(仮称)創設の目的

1. 現行の幼稚園及び保育所の仕組み
2. 認定こども園の仕組み及び課題
3. 幼保一体給付(仮称)創設の目的

## II 幼保一体給付(仮称)の基本的考え方

# I 幼保一体給付(仮称)創設の目的

# I 幼保一体給付(仮称)創設の目的

## 1. 現行の幼稚園及び保育所の仕組み

### ① 幼稚園

- 幼稚園は、小学校就学前の3歳以上の幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼児教育を行う学校教育法に基づく学校である。
- 幼稚園の入園にあたっては、利用者が、それぞれの建学の精神等に基づく多様な幼児教育を行う施設を自ら選び、施設と直接契約することとなっている。
- また、財政措置については、各幼稚園の運営に必要な経費の一部を公費により助成するという方式が採られ、保育料については各園が自由に定めている(自由価格)。

※幼稚園に対する財政措置：私学助成(機関補助)

幼稚園就園奨励費補助(保護者に対する保育料の負担軽減としての個人給付)

### ② 保育所

- 保育所は、共働き等の理由により家庭において保育ができない子どもに対し、個々の家庭に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設である。
- 従って、幼稚園とは異なり、保育所の入所にあたっては、親が働いている等の「保育に欠ける」認定を受けた上で、市町村が子どもを保育する施設を決定する仕組みとなっており、保護者と保育所との間に契約はない。
- 財政措置についても、保育を必要とする子どもの確実な利用を保障する観点から、運営に必要な経費を公費により保障するという形を採っており(公定価格)、保育料については保護者の所得に応じた費用徴収が行われている。

※保育所に対する財政措置：保育所運営費負担金

## 2. 認定こども園の仕組み及び課題

- 認定こども園は、幼稚園及び保育所の制度を基礎とした上で、小学校就学前における幼児教育及び保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を有するものとして認定を受けた施設である。
- 認定こども園については、幼稚園と同様、利用者が施設を選ぶ直接契約方式となっている一方、幼稚園・保育所それぞれの既存の財政措置しかないことから、財政支援の充実(特に認可外施設の部分)及び二重行政の解消(特に財政面)が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、文部科学省・厚生労働省が共同して安心こども基金により財政措置を行っているが、予算補助、かつ、平成22年度までの時限措置※であり、制度的・恒久的な財政措置とはなっていない。

※安心こども基金については、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)により、基金の積み増し及び平成23年度末までの実施期限の延長を行う予定。

- さらに、認定こども園においては、幼稚園児と保育所児に対し、同じ時間、同じ費用、同じような幼児教育・保育を提供した場合であっても、1. で述べたとおり、幼稚園と保育所の財政措置及び利用者負担の仕組みが異なるため、幼稚園と保育所とで異なる利用者負担となり、不公平ではないかとの指摘もある※。

※ 私立幼稚園の平均保育料：年額約30万円＋預かり保育料年額約3～12万円程度(施設により異なる)  
(注) 平均約5万円の幼稚園就園奨励費補助あり  
保育所の保育料(公私共通)：保護者の所得に応じ徴収 平均年額約32万円

### 3. 幼保一体給付(仮称)創設の目的

○ 1.～2. で述べたとおり、幼稚園及び保育所は財政措置や利用者負担が異なっており、財政支援の必要性や二重行政の解消、利用者負担の公平性の確保等が指摘されてきた。

○ 幼保一体給付(仮称)の創設は、これまで幼稚園・保育所・認定こども園に関し指摘されている財政措置・二重行政等に関する問題点を解消し、

- ① 幼児教育・保育に係る財政措置に関する二重行政の解消
- ② 幼児教育・保育に係る財政措置に関する公平性の確保
- ③ 幼児教育・保育に係る利用者負担の公平性の確保

のための制度的・恒久的な財政措置を目的とするものであり、財政面から幼保一体化を図るものである。

## Ⅱ 幼保一体給付(仮称)の基本的考え方

## Ⅱ 幼保一体給付(仮称)の基本的考え方

○ 幼稚園・保育所・認定こども園については、

① 給付の基本(財政措置)

(幼稚園は私学助成及び就園奨励費補助、保育所は保育所運営費負担金、認定こども園は両制度の組み合わせ及び安心こども基金による補助)

② 契約方式

(幼稚園は保護者との自由契約、保育所は保護者との契約なし)

③ 給付の方法

(幼稚園は自由価格、保育所は公定価格)

が大きく異なる。

○ 幼保一体給付(仮称)については、次のような制度設計としてはどうか。

ア 例外のない幼児教育・保育の保障の視点から、市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

イ 保護者に対する個人給付を基礎とし、財政措置及び利用者負担の公平性を確保した上で、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みを検討するとともに、契約方式は公的幼児教育・保育契約(仮称)を基本とする。当該契約については、施設に応諾義務(正当な理由のない場合)を課す。

ウ 費用については、公定価格を基本としつつ、サービスの多様化の観点、私学の建学の精神など設置者の自主性等を踏まえ、柔軟な制度を検討する。

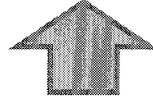


# 幼保一体給付の主要論点例

※その他の論点及び詳細な検討については「幼保一体給付(仮称)についてⅡ(案)」を参照

## 現行制度における比較

|       | 幼稚園                                    | 保育所                           | 認定こども園                          |
|-------|--|-------------------------------|---------------------------------|
| 財政措置  | 私立: 私学助成<br>幼稚園就園奨励<br>費補助<br>公立: 一般財源 | 私立: 保育所運営費負担<br>金<br>公立: 一般財源 | 幼稚園・保育所の<br>制度の組合せ及び<br>安心こども基金 |
| 契約方式  | 保護者との直接契約                              | 保護者との契約なし                     | 保護者との直接契<br>約                   |
| 利用者負担 | 施設によって異なる                              | 所得に応じた費用徴収                    | 幼稚園・保育所の<br>制度の組合せ              |
| 価格設定  | 自由価格                                   | 公定価格                          | 幼稚園・保育所の<br>制度の組合せ              |

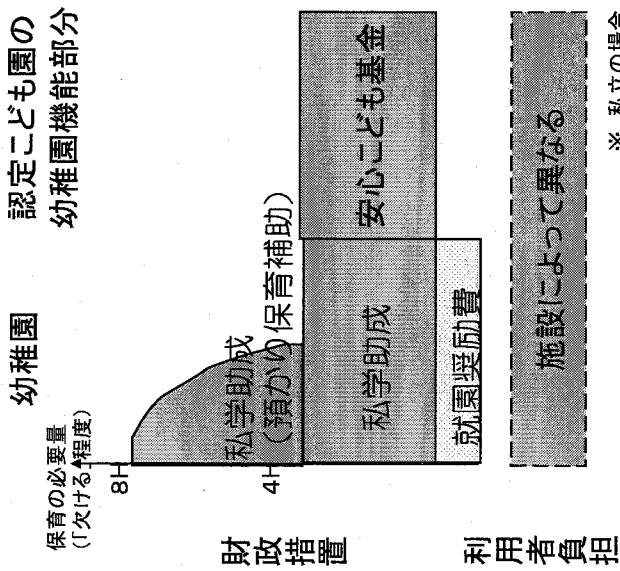


## 一体化後の考え方(例)

| 幼保一体給付(仮称)                                  |
|---|
| 幼保一体給付(仮称)が基本                               |
| 公的幼児教育・保育契約(仮称)が基本<br>(※応諾義務あり(正当な理由のない場合)) |
| 給付に応じた一定の負担が基本                              |
| 幼保一体給付(仮称)を基本とした上で、柔軟な価格設定を認める              |

# 新たな制度における財政措置と利用者負担

＜ 現行制度 ＞



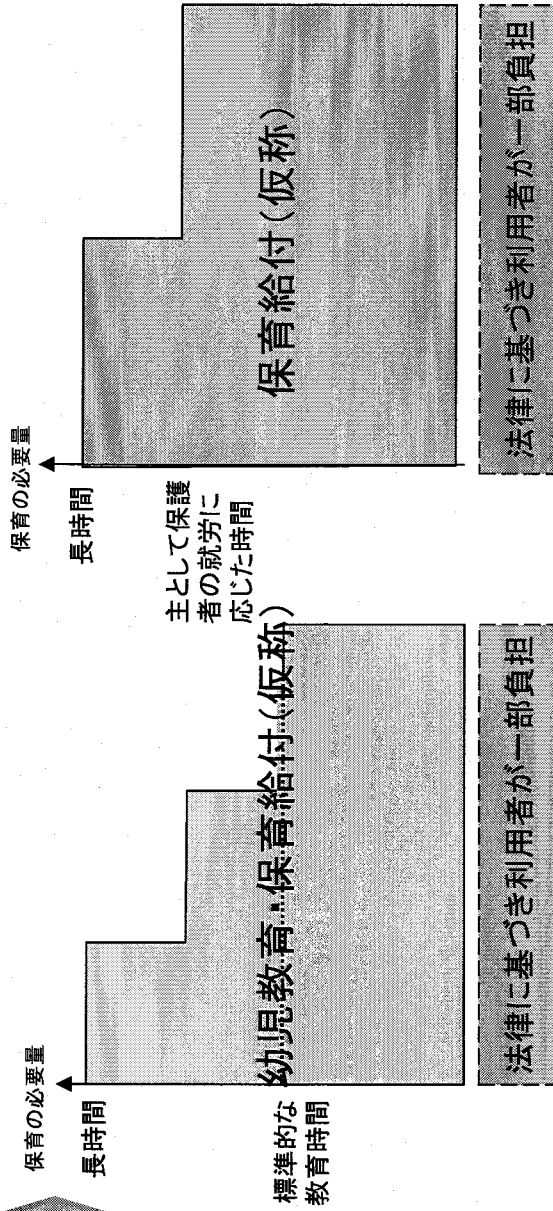
＜ 新たな制度 ＞

## [幼保一体化の効果]

- ① 財政措置に関する二重行政の解消(手続の一本化)
- ② 財政措置に関する公平性の確保(同じ幼児教育・保育機能であれば同じ財政措置が基本)
- ③ 利用者負担の公平性の確保(同じ利用時間であれば同じ利用者負担が基本)

(3歳以上)

(3歳未満)

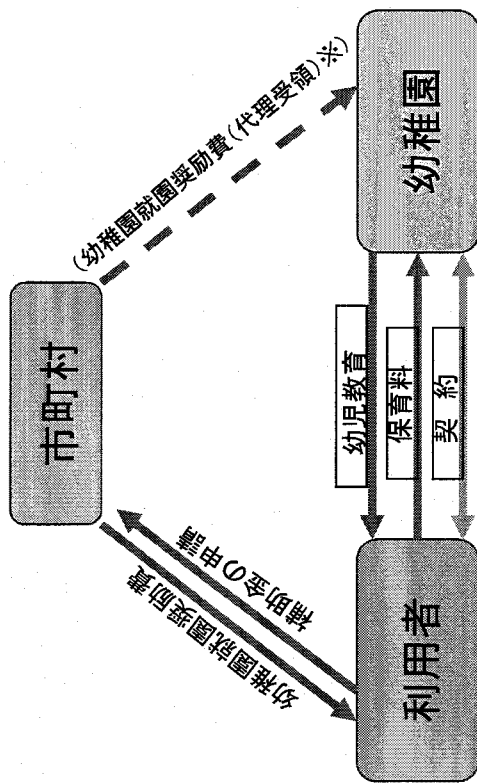


※幼児教育・保育については、現行制度における整理を前提としたもの。

# 新たな制度における契約方式

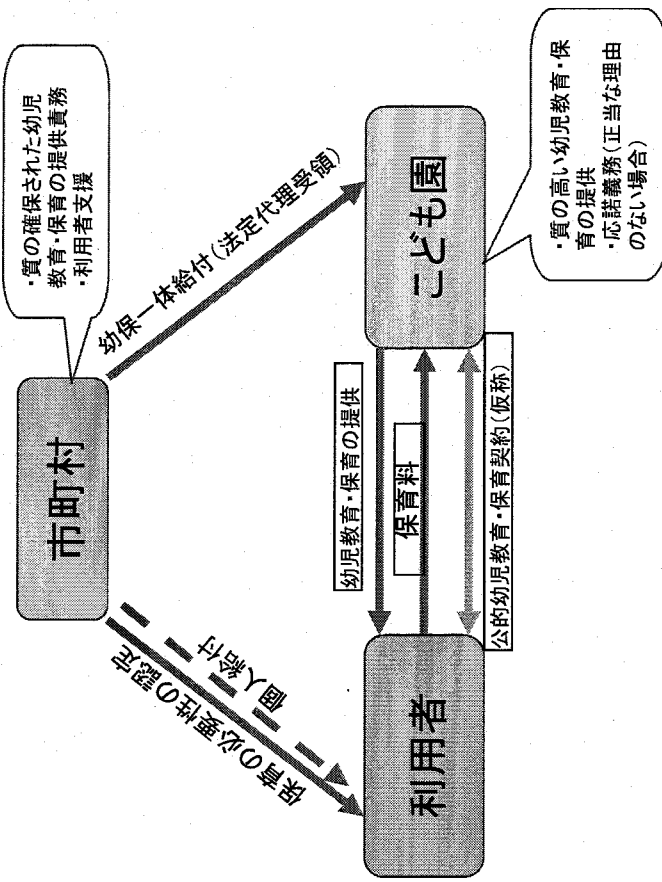
< 現行制度 >

(幼稚園)

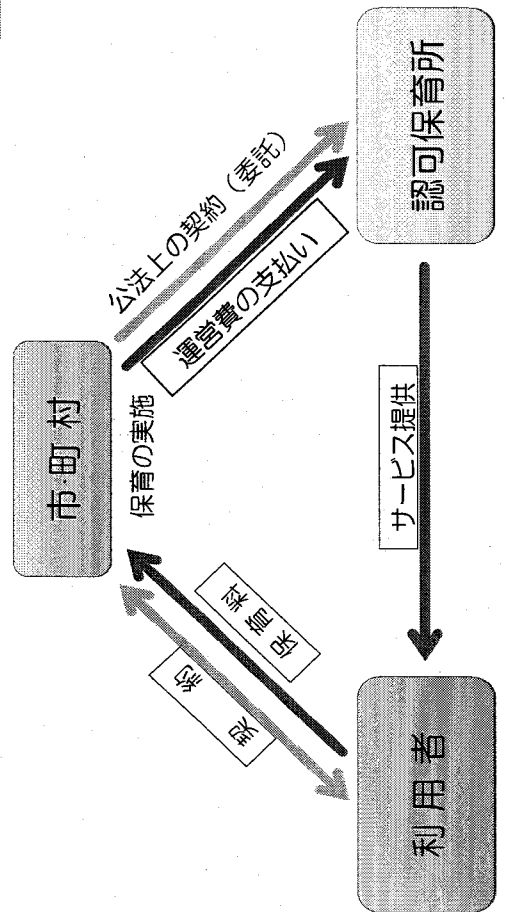


※市町村によっては、幼稚園が利用者に代わって幼稚園就園奨励費を代理受領し、保育料の軽減を図る仕組みを取っている。

< 新たな制度 >



(保育所)



## 【基本制度案要綱の抜粋】

### ＜幼保一体給付(仮称)＞

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

### ＜こども園(仮称)＞

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化し、新システムに位置づける。
- こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。

### ＜給付の仕組み＞

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。
- 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

# 幼保一体給付(仮称)について II (案)

[具体的制度設計]

平成22年11月4日

第3回 基本制度ワーキングチーム資料

# 目次

1. 給付の基本
  - (1) 給付の種類
  - (2) 支払い方法
2. 契約方式
  - (1) 保育の必要性の認定
  - (2) 公的保育契約
3. 給付の方法(利用者負担及び価格設定)
  - (1) 利用者負担
  - (2) 価格設定(公定価格・自由価格)
4. 事業者参入の仕組み
  - (1) 指定制度の導入
  - (2) 指定基準
  - (3) 指定主体
  - (4) 指定制度における需給調整
5. 既存の財源措置との関係等
  - (1) 既存の財政措置(機関補助)との関係
  - (2) 公立施設における運営費の扱い
  - (3) 公立施設における保護者負担
  - (4) 国立施設の運営費等の扱い
  - (5) 施設整備費補助の扱い

## 【基本制度案要綱の抜粋】

### Ⅲ 給付設計

#### 2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

##### (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

- 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

##### (2) 幼保一体給付(仮称)

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
  - これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。
- ① こども園(仮称)
- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供することも園(仮称)に一体化し、新システムに位置づける。
  - こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。

## 今回の検討事項

- 幼保一体給付(仮称)については、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定(以下、「基本制度案要綱」))において、「幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。」とされている。
- 今回は、幼保一体給付(仮称)について、こども園(仮称)への給付を中心に検討する。

### ※次回以降における検討事項

- 次回以降においては、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービスなど、「基本制度案要綱」において幼保一体給付(仮称)の対象として位置づけられているこども園(仮称)以外の多様な保育サービスについて検討する。
- また、「基本制度案要綱」においては、イコールフットイングの観点から、
  - ア 「運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能とする。」
  - イ 「会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。」こととされており、これらの課題についても検討する。
- 給付の水準及び公費負担の在り方については次回以降、費用負担の在り方を議論する際に議論する。



## 1. 給付の基本

### 【基本制度案要綱の抜粋】

#### Ⅲ 給付設計

#### 2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

##### (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

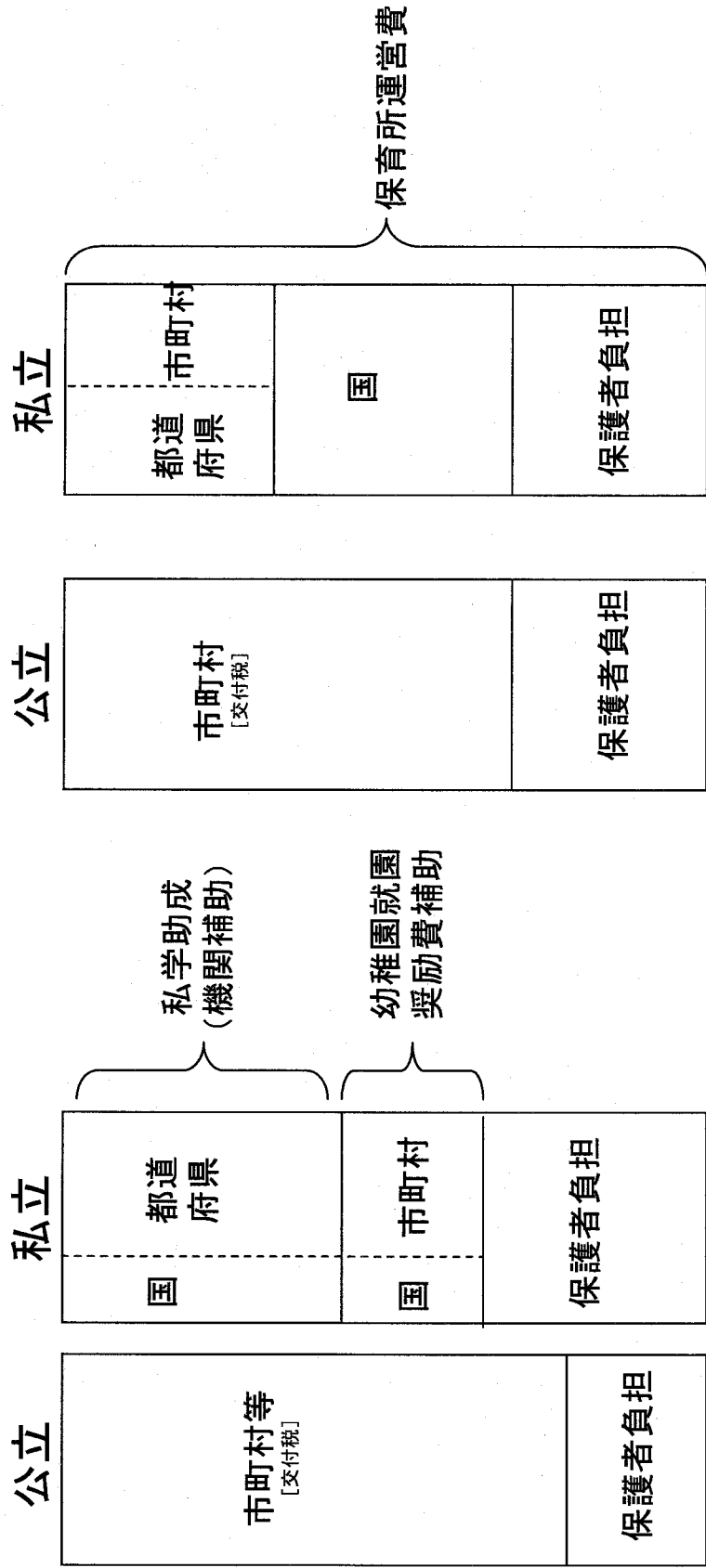
○ 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

##### (2) 幼保一体給付(仮称)

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

(1) 給付の種類

- ① 現行制度
- 現在、幼稚園に対する公的補助として、私学助成(機関補助)と幼稚園就園奨励費補助(保護者に対する個人給付)があり、私学助成については、原則として、各年度の5月1日に在籍している園児の数に応じて補助が行われている。
- 他方、保育所については、保育所運営費があり、市町村から保育所に対し、毎月初めの入所児童数に応じて、月単位で支払われている。



## (参考①)各制度(補助金、委託費)における支払い単価 (私立学校等経常費補助金(一般補助))

○私立高等学校等経常費補助金(一般補助) 昭和51年12月21日文部大臣裁定 平成21年4月2日一部改正  
(補助金の交付対象とする都道府県)

第2条 文部科学大臣は、助成法第9条及び附則第2条並びに助成法施行令第4条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、都道府県が私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校(広域通信制課程を除く。)又は中等教育学校(以下「小学校等」という。)の専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助金(都道府県が行う私立の幼稚園の専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額の算定の基礎となる幼稚園中に、助成法附則第2条第5項又は第6項の期間を経過した日後において学校法人によって設置されることとなった幼稚園がある場合には、当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の属する年度における当該幼稚園に係る補助の金額)については、当該都道府県が当該幼稚園に対して行う補助の金額又は当該都道府県の算定方法により当該幼稚園が当該年度の当初から学校法人によって設置されることとなったもののみとして算定した補助の金額を12で除して得た金額に当該年度の当初から当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の前日の属する月までの月数を12月から控除した月数を乗じて得た金額のいずれか低い金額として、当該都道府県が行う私立の幼稚園の補助の金額を算定するものとする。以下「都道府県補助金」という。)を交付する場合、当該都道府県に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

第3条 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分(以下「学校等の区分」という。)ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)1人当たりの金額(当該金額が別に定める金額(学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額)を超える場合は、その金額とする。)に応じた別に定める国庫補助単価(特別な事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額)に、当該都道府県の区域内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員(当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数(ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度に満3歳に達しない場合)の学校等の区分ごとの当該年度の合計数(都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。)を乗じて得た金額の合計額以内とする。

2 前項の都道府県補助金の児童等1人当たりの金額は、学校等の区分ごとに、都道府県補助金を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等(都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。)の当該年度の5月1日に在学している児童等の数(ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度に満3歳に達しない場合)を加えた数)で除して得た金額とする。

別表第1

| 学校等の区分           |
|------------------|
| 幼稚園              |
| 小学校              |
| 中学校              |
| 高等学校(全日制・定時制課程)  |
| 高等学校(広域以外の通信制課程) |
| 中等教育学校           |

## (参考②)各制度(補助金、委託費)における支払い単価 (保育所運営費国庫負担金)

○児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知)  
9:運営費

第3 保育単価及び支弁額

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

(中略)

算式1(各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数

1～2歳児保育単価×その月初日の1～2歳児入所児童数

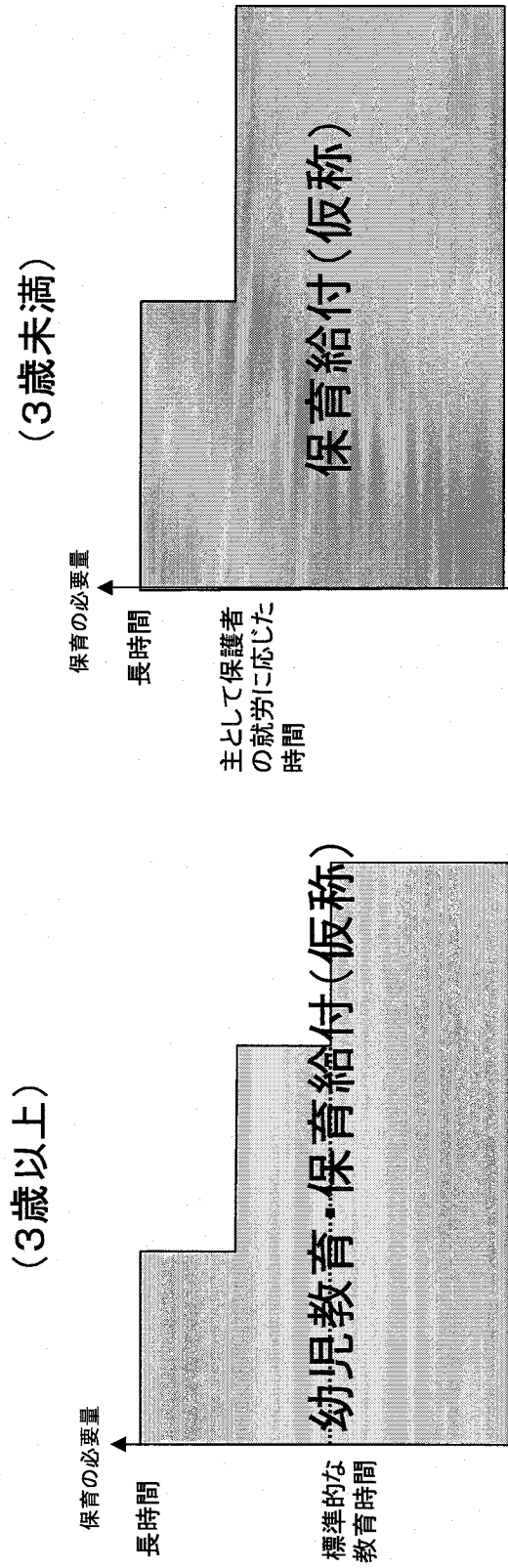
3歳児保育単価×その月初日の3歳児入所児童数

4歳児以上児童単価×その月初日の4歳以上児入所児童

## ② 新たな制度

- 「基本制度案要綱」においては、「子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援（両立・保育・幼児教育給付（仮称）」として、「幼保一体給付（仮称）や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障する」ととされている。
- 具体的には、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）の一環である幼保一体給付（仮称）については、次のような給付構成とすべきではないか。
  - a. 3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付（仮称）
  - b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付（仮称）

### <イメージ図>



※幼児教育・保育については、現行制度における整理を前提としたもの（以下、この資料において同じ）。

## (2) 支払い方法

### ① 現行制度

- 現在、幼稚園については、入学金・保育料については、年度単位を基本としつつ、毎月、半期ごと、年度当初など園ごとの方式で保護者が支払っている。したがって、保護者は、夏休み期間など幼児が登園しない期間を含め、一括して入学金・保育料を支払っている。これは、教育は年度単位であり、夏休み期間を含め、教育に必要な時間であるという考え方に基づくものである。
- 他方、保育所については、保育に欠ける要件を満たすことが基本であり、市町村は、各月初日の入所児童数(月途中の入退所児童については在籍日数)に応じて、毎月、施設に対し、保育に要する費用を支払っている。

## <幼稚園の保育料>

(例)

### ○A幼稚園の場合(入園案内より抜粋)

3. 学費・その他費用

入園料 50,000円

保育料(年額)252,000円[月割り徴収・ひと月当たり21,000円]

冷房費(ひと夏分) 5,000円

暖房費(ひと冬分) 3,000円

施設整備費(学年が進級する際に必要)5,000円

## <保育所の保育単価>

### ○児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

(各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知)

9運営費

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費加算額として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。

なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができる。

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

(中略)

算式1(各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数

1～2歳児保育単価×その月初日の1～2歳児入所児童数

3歳児保育単価×その月初日の3歳児入所児童数

4歳児以上児童単価×その月初日の4歳以上入所児童

算式2(月途中入所児童の場合)

乳児保育単価×その月の月途中入所日から開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

1～2歳児保育単価×その月の月途中入所日から開所日数÷25

3歳児保育単価×その月の月途中入所日から開所日数÷25

4歳児以上児童単価×その月の月途中入所日から開所日数÷25

算式3(月途中退所児童の場合)

乳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(以下、略)

## ②新たな制度

- 新たな制度においては、3歳以上児と3歳未満児とで、各々次のようにするべきではないか。
- 3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する給付を保障するとともに、認定された必要な保育時間に対応する給付を保障するという考え方に基つき、大括りに認定された保育量に応じ、単価区分を設けるべきではないか。その上で、各月初日の在籍児童数に応じ、毎月給付すべきではないか。
- 3歳未満児の保育給付については、大括りに認定された保育量に応じ、単価区分を設けるべきではないか。その上で、各月初日の在籍児童数に応じて、毎月給付すべきではないか。



○支払い方法のイメージ(一人あたり単価)

| 3歳以上児      | 3歳未満児     |
|------------|-----------|
| 標準時間のみ利用   | 短時間利用     |
| 標準時間を超える利用 | 長時間利用     |
| ○時間まで: △円  | ○時間まで: △円 |
| ●時間まで: ▲円  | ●時間まで: ▲円 |

## 2. 契約方式

### 【基本制度案要綱の抜粋】

#### Ⅲ 給付設計

#### 2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

##### (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

##### (給付の仕組み)

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づき保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。



(1) 保育の必要性の認定

① 現行制度

- 幼稚園の入園要件は、満3歳以上小学校就学前という年齢要件のみである。
- 保育所については、小学校就学前の乳児又は幼児であることのほか、保育に欠けることが保育所入所の要件となっている。具体的には、国で定める基準に従い、市町村の条例の定めるところにより、例えば週3日以上かつ1日8時間以上働いていること等の要件が定められている。「保育に欠ける」と判断された場合には、保護者の就労日にかかわらず、毎日保育所に入所することとなる。

< 保育所における入所基準(条例)の実例(福井県小浜市)人口3.2万人(平成20年8月1日現在) >

出典) 社会福祉審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案) - 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて - 参考資料集

別表

保育園入園選考点数表

| 社会福祉課 |          | 必要書類   |      |   |
|-------|----------|--------|------|---|
| 類型    | 細目       | 点数     | 必要書類 |   |
| 家庭外労働 | 週3日以上雇用者 | 8時間以上  | 10   | ①前年度源泉徴収票<br>(確定申告をした時はその写し)<br>②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書 |
|       |          | 5時間以上  | 7    |   |
|       |          | 3時間以上  | 5    |   |
|       |          | 3時間未満  | 3    |   |
| 家庭内労働 | 農業       | 田      | 9    | ①自営業等就労証明書<br>(2名以上従事の場合は主たる従事者の1/2)                  |
|       |          | 畑      | 6    |   |
|       |          | 林業     | 3    |   |
|       |          | 1町以上   | 8    |   |
|       |          | 5反以上   | 4    |   |
|       |          | 5反未満   | 10   |   |
| 家庭内労働 | 自営業      | 従事者    | 10   | ①前年度源泉徴収票<br>(確定申告をした時はその写し)<br>②自営業等就労証明書            |
|       |          | 家族従事者  | 8    |   |
|       |          | 3人以上以上 | 5    |   |
|       |          | 家族従事者  | 3    |   |
| 家庭内労働 | 内職       | 4時間以上  | 3    | ①内職証明書  |
|       |          | 4時間未満  | 2    |   |

## (参考) 保育所の入所要件について

### ○児童福祉法(昭和22年法律第164号) (保育の実施)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならぬ。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

### ○児童福祉法施行令 (保育の実施基準)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

○「条例で定める事由」については、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について個別に通知で解釈を提示している。

- ・ 求職中でも入所申し込みが可能(平成12年通知)
- ・ 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取り扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。(平成14年通知)
- ・ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取り扱うこと。(平成15年通知)※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ・ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取り扱うこと。(平成16年通知)※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、概ね以下の傾向がみられる。

### ア 都市部(待機児童の多い市町村)

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由(就労/妊娠・出産/養育者の疾病・障害/同居親族介護)により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由(母子家庭、虐待等)を用いる構造となっているところが多い。
- イ その他(待機児童の少ない市町村)
  - ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
  - ・ 政令各号で明記されていない事由(母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていないところが多い。

## ②新たな制度

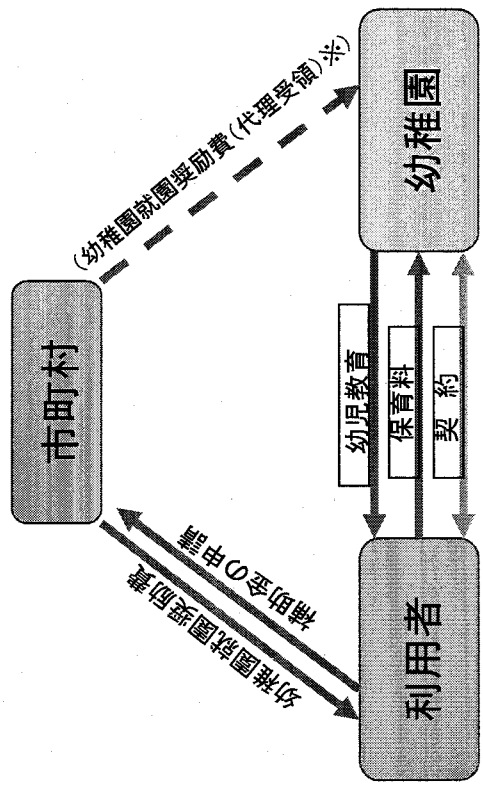
- 「基本制度案要綱」においては、新たな制度は、「非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができると公的保育サービスを提供するため、客観的な基準に基づき保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」ととされている。
- 保育の必要性の認定については、柔軟な保育の利用の保障及び市町村実務の簡素化の観点から、保護者の就労状況などをもとに2段階又は3段階による認定を行うべきではないか。
- 3歳以上の子どもについては、すべての子どもに幼児教育を保障することを前提とすることが必要ではないか。

## (2) 公的保育契約

### ① 現行制度

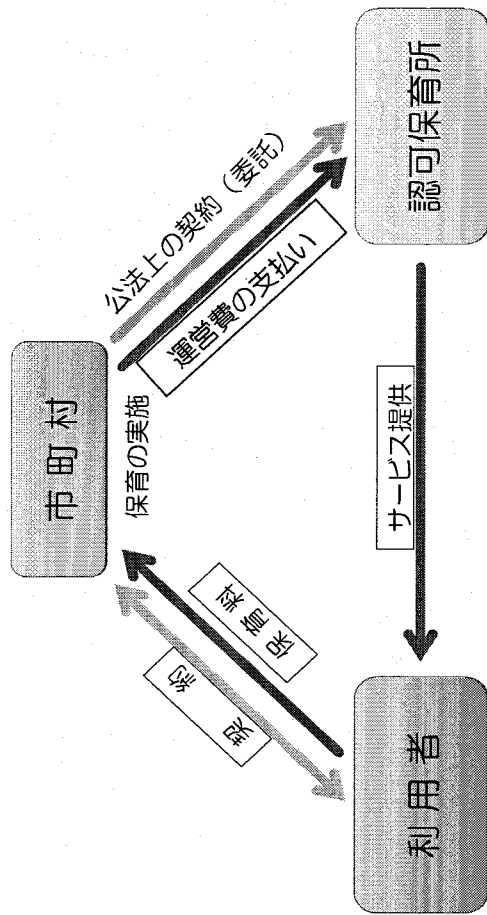
- 幼稚園については、施設と保護者が直接契約しており、保護者は、施設に対し保育に要する費用（保育料等）を支払っている。なお、市町村は、保護者に対し、保育料の一部を補助（幼稚園就園奨励費）している。また、入園に際しては、抽選等の方法が一般的であるが、選考を行う場合もある。
- 保育所については、保護者は市町村に対し保育所の入所の申し込みを行い、市町村が保育所を選定し保育の委託を行い、市町村は、施設に対し運営費を支払っている。なお、市町村は、保護者から所得に応じた費用徴収を行っている。

< 現行の幼稚園、市町村、保護者の関係図 >



\*市町村によっては、幼稚園が利用者に代わって幼稚園就園奨励費を代理受領し、保育料の軽減を図る仕組みを取っている。

< 現行の認可保育所、市町村、保護者の関係図 >



## (参考)幼稚園の選考方法に関する事例

＜一定の入園方法等を設定している幼稚園の事例＞

○園児募集

|         |  |
|---------|--|
| 検定費     | 3,000円   |
| 入園方法    | 先着順(募集人数に達し次第締切り)  |
| 検定費     | —  |
| 入園方法    | 先着順(在園・卒園児の弟・妹優先)  |
| 検定費     | —  |
| 入園方法    | 募集人数に達し次第締切り。在園児の弟妹・クリスマスチャンの方優先   |
| 検定費     | —  |
| 入園方法    | 抽選 抽選日は〇月×日  |
| 検定費     | 5,000円   |
| 入園方法    | 選考 選考日は〇月×日  |
| 検定費     | 5,000円   |
| 入園面接    | 受付票に指定された時間に従って行います。親子面接ですので、お子様とご一緒にいらしてください。   |
| 入園検定料   | 30,000円  |
| 試験内容・科目 | <p>面接および行動観察(約30分)</p> <p>1. 面接(保護者同伴)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験生…名前、年齢、友達の名前、家族構成、日常生活の遊びについて、好きな食べ物・嫌いな食べ物について など</li> <li>・保護者…志望理由、家庭の教育方針、子供の長所・短所など</li> </ul> <p>2. 行動観察・運動機能…基本的な生活習慣や運動能力などを見る</p> |

## ② 新たな制度

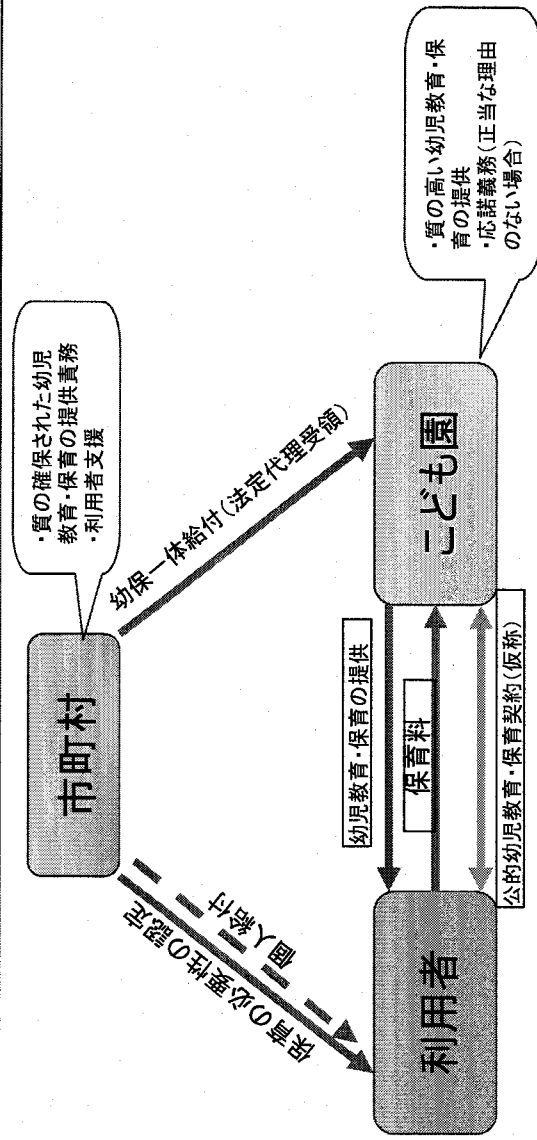
○ 「基本制度案要綱」においては、「客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」とともに、「利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入することとされている。その際、「必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る」とされている。

### a. 公的保育契約の対象

○ 新たな制度においては、保護者が働いていない3歳以上の子どもについては、認定を受け地位を保障された子どもと同様、幼児教育・保育給付(仮称)の対象となることから、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する仕組みとしてはどうか(公的幼児教育・保育契約(仮称))。

### b. 応諾義務

○ 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、施設は、「正当な理由」がある場合を除き、応諾しなければならぬこととすべきではないか。この場合、例えば前述の事例についてどう考えるか。入園希望者が定員を上回る場合の選考方法や、現在幼稚園で行われている入園者の選抜のための選考については、公正な選考方法であること、選考基準が公開されていることなどを条件に、正当な理由として認めらるべきではないか。



### c.法定代理受領

- さらに、受給権に応じた幼児教育・保育に要する費用については、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法律上、施設が代理受領することとしてはどうか(法定代理受領)。

### d.利用者支援

- また、利用世帯の所得、家庭状況、保育の必要についての認定の有無などによって、入園に有利不利が生じないようにする必要はあるのではないか。
- 具体的には、市町村は、保護者が確実に施設に施設を利用するため、以下のような支援を行うこととすべきではないか。あわせて、市町村の権限についてどう考えるか。
  - ・利用者及び施設に対し、公的幼児教育・保育契約(仮称)の適正な履行に関して指導・助言を行う。
  - ・保育需要が供給を上回る場合に、市町村が、各家庭が入所希望するこども園(仮称)を複数把握し、状況に応じて斡旋する。仮に、斡旋した施設がどこも受け入れ困難な場合、市町村が施設の空き状況を把握し、情報を提供する。
  - ・主として、3歳未満児については、利用者が希望する保育の利用開始までの間、市町村の多様なメニュー(家庭的保育等)の中から補完利用できるようにする。
  - ・ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもに対しては、市町村が受入可能な施設を斡旋するなど、確実に利用できる仕組みを整える。
- なお、3歳以上児については、保育の必要性の認定を受けない子どもも、こども園(仮称)を確実に利用できるようにする等の観点から、施設において、例えば、保育の必要性の認定の有無によって定員を分ける必要があるのではないか。

### 3. 給付の方法(利用者負担及び価格設定)

#### 【基本制度案要綱の抜粋】

#### Ⅲ 給付設計

#### 2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

#### (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

○ これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

#### (給付の仕組み)

○ 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。



(1) 利用者負担

① 現行制度

- 幼稚園については、保護者と施設との自由契約の下に保育料等が設定されており、保育料等は施設によって異なるが、平均的には、公立施設年間約8万円、私立施設年間約30万円である。
- 保育所については、児童福祉の観点から、市町村が条例により定めた費用徴収基準により、所得税額に応じた費用徴収が行われている。
- なお、介護保険においては、サービスは支払った保険料の対価であり、所得の多寡に関わらず、受益に応じて負担すべきとの考え方の下、サービスに要する費用の1割負担が原則となっている。ただし、低所得者について、減免措置が講じられている。

●幼稚園の保育料等の徴収金額（全国平均）

|       | 幼稚園（年額）          |                   |
|-------|------------------|-------------------|
|       | 公立               | 私立                |
| 保護者負担 | 8万円<br>(月額0.7万円) | 30万円<br>(月額2.5万円) |

・保護者の所得に応じ、幼稚園就園奨励費補助を措置（私立幼稚園の場合、保護者一人あたり平均5万円）。

・上記に加え、預かり保育に係る料金（年額3～12万程度※）を別途徴収している。（※施設により異なる（平成19年度文科省調べ））

●保育所の保育料等の徴収金額（全国平均）

|       | 保育所（年額）                      |                              |
|-------|------------------------------|------------------------------|
|       | 公立                           | 私立                           |
| 保護者負担 | (3歳以上児)<br>32万円<br>(月額2.7万円) | (3歳以上児)<br>32万円<br>(月額2.7万円) |

●保育所保育料の徴収金（保育料）基準額表

| 階層区分                         | 年収        | 徴収金(保育料)基準額(年額)     |                     |
|------------------------------|-----------|---------------------|---------------------|
|                              |           | 3才未満児の場合            | 3才以上児の場合            |
| I 生活保護世帯                     | -         | 0円                  | 0円                  |
| II 市町村民税非課税世帯                | ～約250万円   | 10.8万円              | 7.2万円               |
| III 市町村民税課税世帯<br>(IV～Ⅵ階層を除く) | ～約330万円   | 23.4万円              | 19.8万円              |
| IV 所得税額<br>～40,000円          | ～約470万円   | 36万円                | 32.4万円<br>(保育単価限度)  |
| V 所得税額<br>～103,000円          | ～約640万円   | 53.4万円              | 49.8万円<br>(保育単価限度)  |
| VI 所得税額<br>～413,000円         | ～約930万円   | 73.2万円              | 69.6万円<br>(保育単価限度)  |
| VII 所得税額<br>～734,000円        | ～約1,130万円 | 96万円<br>(保育単価限度)    | 92.4万円<br>(保育単価限度)  |
| VIII 所得税額<br>734,000円～       | 約1,130万円～ | 124.8万円<br>(保育単価限度) | 121.2万円<br>(保育単価限度) |

② 新たな制度

- 「基本制度案要綱」においては、「利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できる」仕組みとすることとされている。
- 新たな制度については、すべての幼児教育・保育を必要とする子どもに対し幼児教育・保育を受ける権利を保障するという考え方に立っており、給付に応じた一定の負担を求めるところを原則とすべきではないか。なお、その際、低所得者への配慮が必要ではないか。
- 保護者負担の負担割合については、現行の保護者負担の水準、他の社会保障制度の状況、財源確保の状況を勘案して、設定すべきではないか。

(参考) 現行の保護者負担水準(平成22年度予算ベース)

|       | 幼稚園               |                   | 保育所(3~5歳児)        |                      | 保育所(0~5歳児)        |                      |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
|       | 公立<br>(31万人)      | 私立<br>(134万人)     | 公立<br>(61万人)      | 私立<br>(73万人)         | 公立<br>(91万人)      | 私立<br>(129万人)        |
| 総額    | 44万円              | 44万円              | 50万円              | 54万円                 | 74万円              | 91万円                 |
| 公費負担  | 36万円<br>(うち国費0万円) | 20万円<br>(うち国費4万円) | 18万円<br>(うち国費0万円) | 23万円<br>(うち国費11.3万円) | 39万円<br>(うち国費0万円) | 55万円<br>(うち国費11.3万円) |
| 保護者負担 | 8万円<br>(月額0.6万円)  | 25万円<br>(月額2.1万円) | 32万円<br>(月額2.7万円) | 32万円<br>(月額2.7万円)    | 35万円<br>(月額2.9万円) | 36万円<br>(月額3万円)      |

(注)平成22年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成、保育所運営費負担予算ベースで推計したもの。  
幼稚園の保護者負担については、幼稚園就園奨励費補助により軽減された後の実質的負担。  
保育所の保護者負担については、自治体が独自に保護者負担軽減施策を行っていることがあり、実際の保護者負担はこれより低いケースがある。  
施設整備費を除く。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 価格設定(公定価格・自由価格)

① 現行制度

○ 現在、幼稚園については、施設が経営に必要な費用を基に、入学金・保育料等について価格設定し、保護者から徴収している(自由価格)。また、課外活動として行う特別活動(体操、音楽など)については、実費徴収している。

○ 他方、保育所については、国が保育に係る費用の基準単価(保育単価)を定めている(公定価格)。

※市町村においては、国の基準単価を基に、価格を設定している。

○ 国が定める保育単価については、地域や定員等に応じたきめ細かな設定がなされている。

# 私立幼稚園における価格設定(入学金・保育料等)

## 1. 費用徴収の内訳

- ①入学金(入園料)・・・ 入園時における納付金
- ②保育料(授業料)・・・ 授業料の納付金
- ③施設設備費等・・・ 授業料、入学金、受験料以外のすべての生徒等納付金  
(施設設備費、冷暖房費、教材費等)

## 2. 費用徴収の現状(年額)

※文部科学省調べ(平成21年度私立幼稚園保育料等調査)

|         | 最高金額  | 最低金額 | 全国平均          |
|---------|-------|------|---------------|
| 保育料     | 120万円 | 6万円  | 25万円(月額2.1万円) |
| 入園料     | 43万円  | 0    | 5万円(月額0.4万円)  |
| 施設設備費等  | 55万円  | 0    | 3万円(月額0.3万円)  |
| 納付金の合計額 | 180万円 | 6万円  | 34万円(月額2.8万円) |
| (参考)受験料 | 3万円   | 0    | 0.2万円         |

(注1)入園料・保育料については、保護者に対し就園奨励費補助を実施している(補助額は所得に応じて0~22万円)。

(注2)保育料の高い幼稚園は、例えば、東京都では玉川学園幼稚部(75万円)、学習院(72万円)、成城(65万円)、桐朋(57万円)、青山学院(55万円)の附属幼稚園。(東京都「平成20年度 都内私立幼稚園入園児(4歳児)納付金調査」)

(注3)私立幼稚園に対する補助としては、私学助成経常費補助(平均15万円)と施設整備費補助(補助率1/3)がある。

# 保育所の運営費における価格設定(保育単価)

1. 保育単価: 入所児童一人当たりの運営費の月額単価。(「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知))

## ○運営費の内訳

- ① 事業費…入所児童の給食に要する材料費(3才未満児については主食及び副食給食費、3才以上児については副食給食費とする。)及び保育に必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等
- ② 人件費
- ③ 管理費…保育所の管理に必要な経費

## ○保育料単価表

地域別や定員別にきめ細かく基本的な保育単価が定められている。

保育単価表(月額)

| その保育所の所在区域 | その保育所のその月の定員区分 | その保育所の最初の保育日(又は未設置の区分) | その月期の年齢区分 | 基本単価(第1欄) | 民間施設等改善費加算額(第2欄) |           |          |          |         |        |        |        |       |
|------------|----------------|------------------------|-----------|-----------|------------------|-----------|----------|----------|---------|--------|--------|--------|-------|
|            |                |                        |           |           | 12.0% 加算分        | 10.0% 加算分 | 8.0% 加算分 | 4.0% 加算分 |         |        |        |        |       |
| 17/100地域   | 31人から40人まで     | 設置                     | 乳1、2歳児    | 101,400   | 21,624           | 18,180    | 14,540   | 7,270    | 172,040 | 19,490 | 16,240 | 12,990 | 6,490 |
|            |                |                        | 乳3、4歳以上児  | 126,000   | 13,250           | 11,040    | 8,820    | 4,410    | 108,290 | 11,840 | 9,860  | 7,880  | 3,940 |
|            |                |                        | 乳1、2歳児    | 56,940    | 7,250            | 6,040     | 4,830    | 2,410    | 60,580  | 6,490  | 5,400  | 4,330  | 2,160 |
|            |                |                        | 乳3、4歳以上児  | 59,800    | 6,400            | 5,330     | 4,260    | 2,130    | 54,210  | 5,730  | 4,770  | 3,820  | 1,910 |
|            | 41人から45人まで     | 未設置                    | 乳1、2歳児    | 178,590   | 29,250           | 16,900    | 13,520   | 6,760    | 160,760 | 18,130 | 15,110 | 12,080 | 6,030 |
|            |                |                        | 乳3、4歳以上児  | 197,190   | 11,710           | 9,760     | 7,800    | 3,900    | 188,980 | 10,480 | 8,730  | 6,980  | 3,480 |
|            |                |                        | 乳1、2歳児    | 54,130    | 5,710            | 4,760     | 3,810    | 1,900    | 49,300  | 5,130  | 4,270  | 3,430  | 1,700 |
|            |                |                        | 乳3、4歳以上児  | 46,990    | 4,800            | 4,050     | 3,240    | 1,620    | 42,930  | 4,370  | 3,640  | 2,910  | 1,450 |
|            | 171人以上         | 設置                     | 乳1、2歳児    | 161,690   | 18,750           | 15,210    | 12,170   | 6,080    | 143,590 | 16,310 | 13,590 | 10,870 | 5,430 |
|            |                |                        | 乳3、4歳以上児  | 90,290    | 9,680            | 8,070     | 6,450    | 3,220    | 81,640  | 8,600  | 7,210  | 5,770  | 2,880 |
|            |                |                        | 乳1、2歳児    | 37,230    | 3,830            | 3,070     | 2,460    | 1,230    | 34,130  | 3,310  | 2,750  | 2,210  | 1,100 |
|            |                |                        | 乳3、4歳以上児  | 30,090    | 2,630            | 2,160     | 1,690    | 840      | 27,700  | 2,350  | 1,920  | 1,500  | 750   |
| 171人以上     | 未設置            | 乳1、2歳児                 | 158,850   | 17,910    | 14,920           | 11,940    | 5,970    | 143,080  | 16,010  | 13,340 | 10,670 | 5,330  |       |
|            |                | 乳3、4歳以上児               | 87,450    | 9,340     | 7,780            | 6,220     | 3,110    | 79,330   | 8,660   | 7,280  | 5,860  | 2,930  |       |
|            |                | 乳1、2歳児                 | 34,390    | 3,340     | 2,780            | 2,220     | 1,110    | 31,620   | 3,040   | 2,500  | 2,010  | 1,000  |       |
|            |                | 乳3、4歳以上児               | 27,250    | 2,400     | 2,070            | 1,650     | 830      | 25,650   | 2,250   | 1,870  | 1,500  | 750    |       |

※17/100地域とは東京都特別区、3/100地域とは、埼玉県熊谷市、愛知県豊橋市、大阪府柏原市、福岡県筑紫野市など約100市町村。地域における物価等を考慮して人事院規則において定める国家公務員の地域手当に関する割合の地域区分に準拠している。

## ②新たな制度

- 新たな制度においては、財政措置及び利用者負担の公平性の確保を基本としつつ、すべての子どもに幼児教育・保育を受ける機会を保障する観点から、公定価格による幼児教育・保育給付(仮称)によって、こども園(仮称)における幼児教育・保育を受けけることを原則とする。
- 一方で、多様な保護者のニーズに応える幼児教育の提供を促すとともに、私学の建学の精神等との調和を図る観点から、付加的な幼児教育を行う施設について、その対価として柔軟な価格設定を認めることも考えられるのではないか。
- 以上の観点を踏まえ、新たな制度の価格設定については、幼児教育・保育給付(仮称)を基本とした上で、多様な保護者のニーズに応える幼児教育の提供を促すとともに、私学の建学の精神など設置者の自主性を更に尊重する観点からは、付加的な幼児教育・保育の対価として柔軟な価格設定を認めるべきではないか。
- この場合、付加的な幼児教育・保育を行うことで施設が自由価格により経営することが可能となり、低所得者への配慮など市町村による利用者支援の仕組みが機能しなくなるおそれがある。
- このため、公定価格を基本とした上で、自由価格部分に一定の制限を設ける方法等も考えられるのではないか。
- また、入学金及び課外活動として行う特別活動(体操、音楽など)等に係る実費徴収については、給付の対象外とした上で、その徴収を認めるべきではないか。
- なお、入学金や実費徴収分については当該施設を利用する低所得者に対し、何らかの支援が必要ではないか。

一般的な  
幼稚園等  
の支出

|                     |   |             |  |
|---------------------|---|-------------|--|
| 課外活動<br>にかか<br>る経費等 | 人件費<br>・教育にかか<br>る人件費等<br>・調理員等<br>の人件費 | 管理費<br>・光熱費 | 事業費<br>冷暖房費、通<br>常の食料費、<br>教材費         |
|                     |   |             | 施設整備費<br>等<br>・通常の施設<br>・大型遊具等<br>・絵本等 |

附属幼稚園(例)  
支出

|                     |   |             |  |
|---------------------|---|-------------|--|
| 課外活動<br>にかか<br>る経費等 | 人件費<br>・教育にかか<br>る人件費等<br>・調理員等<br>の人件費 | 管理費<br>・光熱費 | 事業費<br>冷暖房費、通<br>常の食料費、<br>教材費         |
|                     |   |             | 施設整備費<br>等<br>・通常の施設<br>・大型遊具等<br>・絵本等 |

現行制度

幼稚園  
収入

|      |                           |                    |                    |
|------|---------------------------|--------------------|--------------------|
| 実費徴収 | 入学金<br>+<br>保育料<br>(自由価格) | 私学助成<br>+<br>就園奨励費 | 施設整備費補助            |
|      |                           |                    | 施設負担金等<br>(保護者負担等) |

保育所  
収入

|                                  |                 |
|----------------------------------|-----------------|
| 保育所運営<br>委託費<br>(保育単価<br>= 公定価格) | 施設整備費補助<br>(注2) |
|----------------------------------|-----------------|

新たな制度

こども園(仮称)  
収入

|              |                     |                   |                     |          |
|--------------|---------------------|-------------------|---------------------|----------|
| 実費徴収<br>(注1) | 入学金 + 保育料<br>(自由価格) | 幼児教育・保育<br>給付(仮称) | ※法律に基づき利用者<br>が一部負担 | 施設の減価償却費 |
|--------------|---------------------|-------------------|---------------------|----------|

(注1) 実費徴収及び入学金については、低所得者に対して、補足的な給付を行う。

(注2) 現行制度における保育所の施設整備費補助は、費用の3/4が公費負担である。

## 4. 事業者参入の仕組み

### 【基本制度案要綱の抜粋】

#### Ⅲ 給付設計

### 2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

#### (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

(多様な事業者の参入による基盤整備)

- 幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)する。
  - 子ども子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付(仮称)の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。
  - イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、
    - ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
    - ・ 施設整備費の在り方を見直す。
    - ・ 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能とする。
    - ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。
- (サービスの安定と質の確保・向上)
- 撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。
  - サービスの質の向上を検討する。



## (1) 指定制度の導入

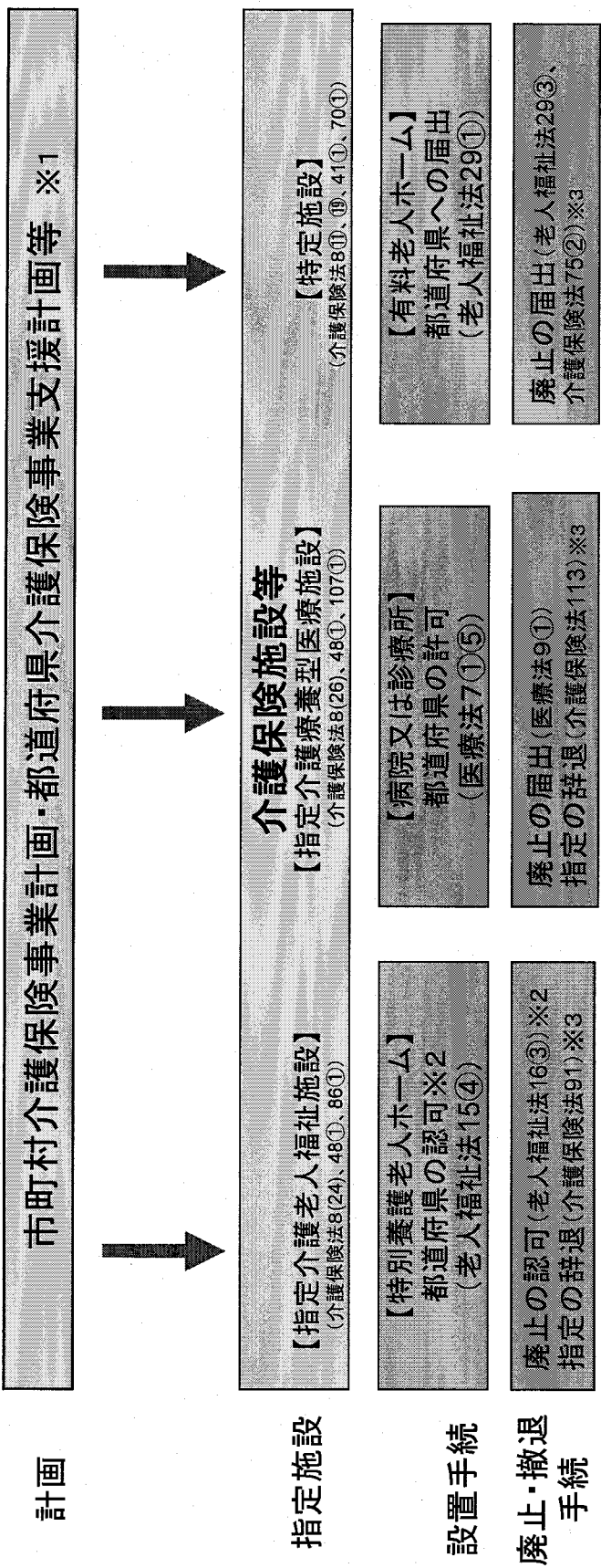
### ① 現行制度

- 私立幼稚園の設置にあたっては、都道府県知事の認可を必要とするとともに、事前に私立学校審議会の意見聴取を必要とする。また、その際は、幼稚園設置基準(文部科学省令)に従う必要がある。
- 私立保育所の設置にあたっては、都道府県知事、政令指定都市又は中核市の認可を必要とする。また、その際は、児童福祉施設最低基準(厚生労働省令)に従う必要がある。

※ 現在、全て条例に委任した上で、「人員配置基準」、「居室面積基準」(東京等)に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)、「児童の発達に密接に関連する基準」に限り「従うべき基準」とし、それ以外を「参酌すべき基準」とする法案(「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」)を提出中。

- また、既に指定制度を導入している介護保険においては、客観的基準を満たした事業者は指定を受けられる仕組みとなっている。さらに、事業を廃止する場合には、施設の廃止の認可又は届出のほか、指定辞退の届出が必要とされており、その際には、受給者が継続的にサービスを受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の指定手続きが定められている。また、利用者の選択に資する観点から、情報開示の標準化が行われている。

# 介護保険における指定制度



※1: 介護保険事業(支援)計画は、特別養護老人ホームに関する老人福祉計画(老人福祉法20の8、20の9)、病院又は診療所に関する医療計画(医療法30の4)と一体性・調和を保つとともに、多様な介護サービスを含め、介護保険事業全体の需給について策定(介護保険法117④、118④⑤)。

※2: 行政によるセーフティネットの一環として、特別養護老人ホームについては、株式会社等には義務付けられない採算を度外視した業務(過疎地など需要が少ない地域での業務(撤退規制)(老人福祉法16③)、虐待ケース等の受入れ義務(老人福祉法11①二))が課されている。

※3: 指定辞退・事業廃止の際、受給者が継続的にサービス提供を受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の撤退手続が定められている。(介護保険法74④、75②、88④、91、110④、113)。なお、特定施設については、指定居宅サービス事業者としての廃止の届出も含む。

## (参考) 介護保険における情報開示事項(例)

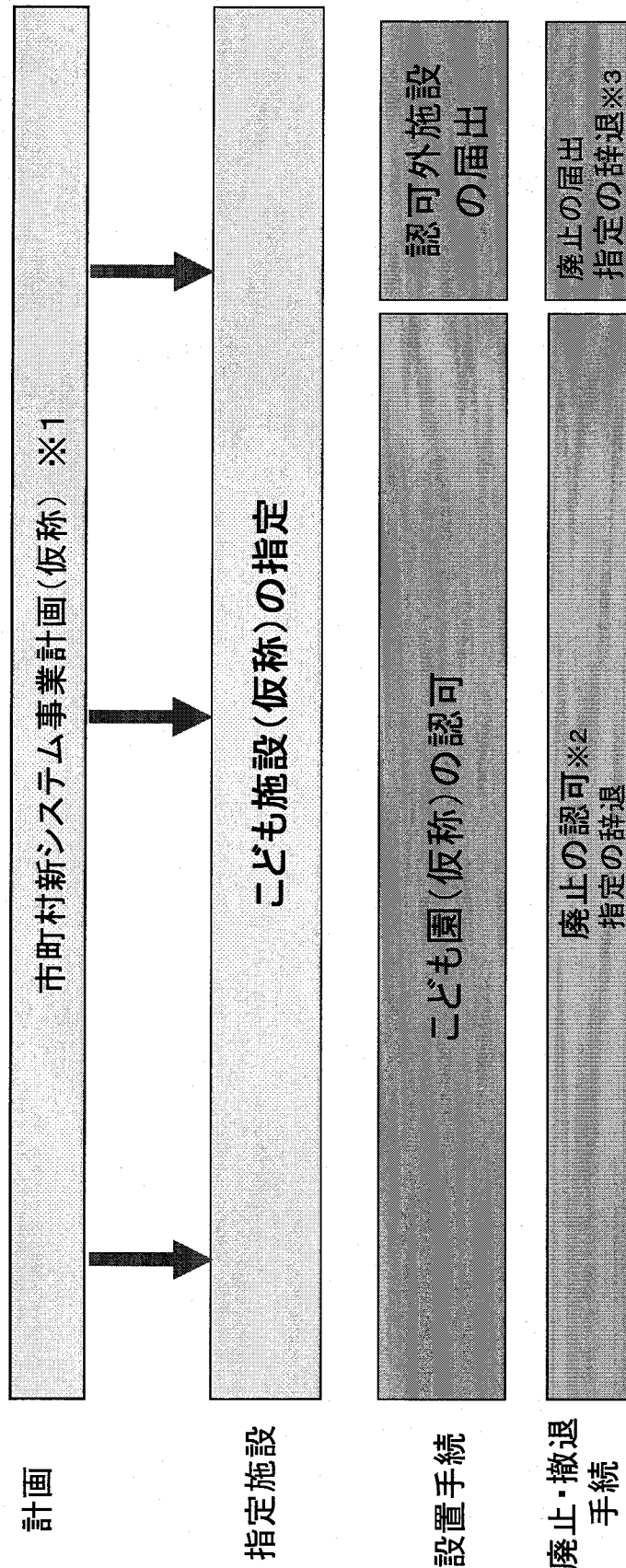
- ・法人等の名称
- ・主たる事務所の所在地、連絡先
- ・介護サービスに従事する従業者に関する事項(職種別の数、勤務形態、従業者一人当たりの利用者、経験年数等)
- ・介護サービスの内容に関する事項(運営方針、実績、特色等) 等

(注) なお、介護サービスの情報開示業務は、都道府県が条例で定める手数料で運営されている。

## ② 新たな制度

- 「基本制度案要綱」においては、新たな制度は、「幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)」し、「株式会社、NPO等の多様な主体の参入促進」を行い、その際は「サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する」ととされている。また、「撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る」ととされている。
- 新たな制度においては、財政的な基盤や組織等、サービスの質を担保するために必要な客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて多様な事業者の参入を認めるべきではないか。
- また、事業を撤退する際には、施設の廃止の認可又は届出のほか、指定辞退の届出を行わせ、継続的にサービスを受けられるようになるための調整や、施設の情報公開や予告期間の設定等の手続きを定めるべきではないか。
- 更に、保護者の選択に資する観点から、情報開示の標準化が必要ではないか。

# 新システムにおける指定制度のイメージ



※1:新システム事業計画(仮称)は、こども園(仮称)の需給状況のほか、多様な保育サービスを含め、幼児教育・保育全体の需給について策定。

※2:こども園(仮称)については、行政によるセーフティネットの一環として、幼児教育・保育の安定供給を確保するため、事業の廃止に際して、認可を必要とするという撤退規制を課す。

※3:認可外施設については、指定辞退・事業廃止の際、受給者が継続的にサービス提供を受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の撤退手続を設ける。

## (2) 指定基準

### ① 現行制度

- 幼稚園、保育所及び認定こども園の基準は、次頁の通りである。
- 例えば、職員配置については、現在、幼稚園は学級担任制を採っており、一学級の幼児数は35人以下を原則としている(子ども35人につき、教諭1人という配置基準になっている)一方、保育所は、年齢ごとに保育士1人あたりの子ども数が異なり、例えば満4歳以上については、幼児おおむね30人につき保育士1人以上となっている。
- 幼稚園及び保育所のいずれも認可がある幼保連携型認定こども園については、全国一律の基準となっており、原則として、幼稚園又は保育所いずれかの基準を満たせば良い扱いとなっている。
- 幼保連携型以外の認定こども園については、認可外の部分については都道府県の条例に委ねられているが、実質的には、幼保連携型認定こども園の基準とほぼ同等となっている。

# 幼稚園・保育所の設置基準と認定こども園設備運営基準(参酌基準)の比較(主なもの)

|      | 幼稚園<br>(幼稚園設置基準)   | 保育所<br>(児童福祉施設最低基準)   | 幼保連携型に係る特例<br>(認可の特例)   | 認定こども園設備運営基準<br>(参酌基準)※(注)  |
|------|--|---|---|---|
| 職員配置 | 学級担任は幼稚園教諭   | 保育に従事するのは保育士  | <p>【幼稚園教諭の配置の特例】<br/>学級担任は保育士の資格を持つ助教諭で可</p> <p>【保育士の配置の特例】<br/>幼稚園教諭で可。但し、県知事の承認が必要かつ原則3年間、最大6年間の期間制限あり<br/>※3歳以上児で職員配置が困難な場合に限る</p> | <p>【幼稚園教諭の配置の特例】<br/>学級担任は保育士で可<br/>※配置困難な場合に限る<br/>※幼稚園教諭免許の取得に努めることが条件</p> <p>【保育士の配置の特例】<br/>同左。但し、県知事の承認不要かつ期間の制限なし</p> |
| 運動場  | <p>【配置基準】<br/>35:1</p> <p>運動場<br/>屋外遊戯場<br/>但し、近隣の場所で代替可</p>       | <p>【配置基準】<br/>20:1 (3歳児)<br/>30:1 (4、5歳児)</p> <p>屋外遊戯場<br/>但し、近隣の場所で代替可</p> | <p>【保育士の配置の特例】<br/>35:1<br/>※3歳以上の短時間利用児に限る</p> <p>【運動場の特例】<br/>保育所の基準を満たしていれば可</p>   | <p>【保育士の配置の特例】<br/>同左</p> <p>【屋外遊戯場の特例】<br/>同左</p>  |
| 調理室  | 必置ではない   | 必置  | <p>【調理室の特例】<br/>一定の場合に外部搬入可<br/>※3歳以上児に限る</p>   | <p>【調理室の特例】<br/>同左</p>  |
| 施設面積 | <p>1学級 180㎡<br/>2学級 320㎡<br/>3学級以上<br/>1学級につき100㎡<br/>※園舎全体の面積</p> | <p>1人につき1.98㎡<br/>※保育室、遊戯室のみ<br/>※3歳以上児に限る</p>                              | <p>幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たしていれば可<br/>※既存施設から転換する場合<br/>※3歳以上児に限る</p>  | 同左  |

※(注)認可部分には認可基準が適用されるため、実質的には認可外部分(幼稚園型の保育所機能、保育所型の幼稚園機能等)に適用される。

## ② 新たな制度

- 「基本制度案要綱」においては、「サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する」とともに、「サービスの安定の質の確保を図り、「サービスの質の向上を検討する」ととされている。
- 指定基準については、全国的な幼児教育・保育の質の確保の観点から、全国統一の基準とするか。その際、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園の基準を基礎としつつ、施設の設置基準との整合性を図るべきではないか。
- または、指定基準はすべて地方の条例で定めることとし、国の基準は「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」とすることについてどう考えるか。

※ 現在、児童福祉施設の設置基準を全て条例で委任した上で、「人員配置基準」、「居室面積基準」（東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」）、「児童の発達に密接に関連する基準」に限り「従うべき基準」とし、それ以外を「参酌すべき基準」とする法案（「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」）を提出中。

- また、家庭・地域など、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、幼児教育・保育サービスに求められる役割が大きくなってきていることに鑑み、最低基準における職員配置基準の引き上げ等を検討するか。



### (3) 指定主体

#### ① 現行制度

- 私立幼稚園の設置にあたっては、都道府県知事の認可を必要とする。
- 私立保育所の設置にあたっては、都道府県知事、政令指定都市又は中核市の認可を必要とする。

※ 地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)では、児童福祉施設の設置認可等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項等)を特例市又はすべての市に移譲することについて、「基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的な対応等を年内に得られた場合には権限移譲を行うもの」とされている。

- 認定こども園の認定にあたっては、都道府県知事(又は都道府県教育委員会)が認定を行うこととされており、認可・監督権限を有する関係行政機関の協議を必要とする。例えば、都道府県知事が認定を行う場合、公立幼稚園については認可・指導監督権限を有する都道府県教育委員会への協議が必要とされている。

#### ② 新たな制度

- 指定主体については、施設の認可主体の在り方に応じ、現行制度を基本とすると、

##### ア 都道府県知事とする案

##### イ 都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長とする案

の2案が考えられるのではないか。

- また、更なる権限移譲の観点から、主体を都道府県知事又は市長とすることについて、どう考えるか。

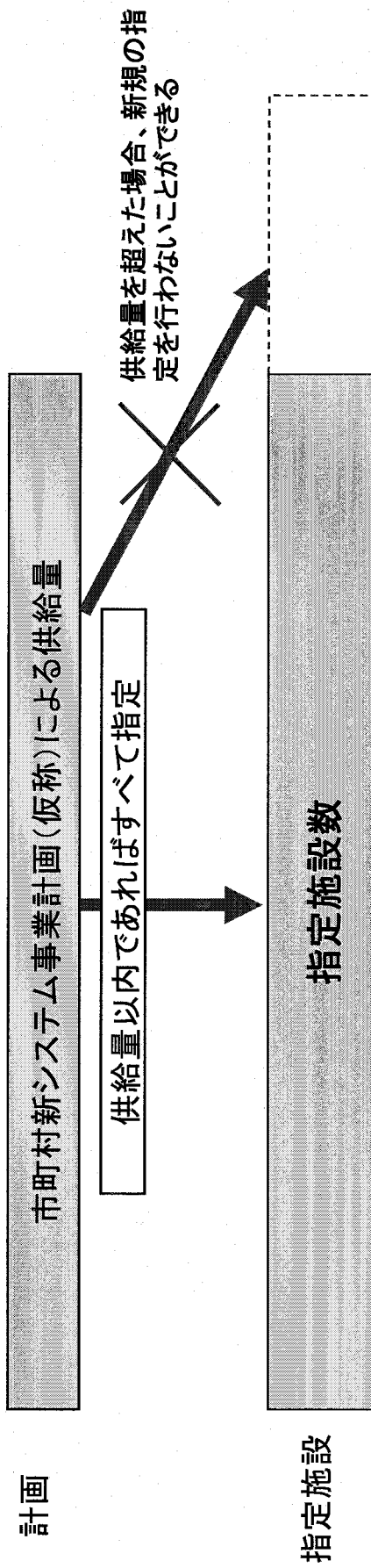
- また、施設の認可主体を都道府県教育委員会とした場合には、指定に際し、都道府県教育委員会への協議を必要とするべきではないか。

- なお、更なる権限移譲を進める観点から、指定主体について市町村長とすることについて、どう考えるか。

#### (4) 指定制度における需給調整

- 指定制度においては、幼児教育・保育の質を担保するために定められた客観的な基準を満たす施設については、原則としてすべて指定とすることとする。
- しかしながら、市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における供給量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合には、市町村（又は都道府県）の権限において新規の指定を行わないなど、計画的な整備が行えるようにするべきではないか。
- なお、介護保険制度においても、指定事業者が都道府県が策定する計画数を超える場合には、指定等をしないことができるとされている。

#### 市町村による供給計画のイメージ



※指定主体は、都道府県知事(又は指定都市市長、中核市市長)

## 5. 既存の財政措置との関係等

### (1) 既存の財政措置（機関補助）との関係

#### ① 現行制度

< 私立施設について >

○ 現行制度は、幼稚園については、私学助成（機関補助）と幼稚園就園奨励費補助（個人給付）の組み合わせ、保育所については、市町村から保育所に対し保育所運営費（機関補助）が交付されている。

○ 私学助成については、国庫補助と都道府県補助（地方交付税措置）から成っているが、大半は都道府県補助であり、都道府県ごとにはばらつきがあるとともに、過疎地など園児数が少ない施設（幼稚園のみ）が存在しない市町村における施設等）については、一人当たり単価が高くなっている。

< 公立施設について >

○ 現行制度は、公立幼稚園・公立保育所とも、地方交付税（一般財源）を財源として市町村がその運営費に係る経費を措置している（機関補助）。

平成22年度ベース

（単位：億円）

#### 公立幼稚園

（園児数30万人）

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 市町村等<br>[交付税]<br>1100 | 保護者負担<br>200 |
|-----------------------|--------------|

#### 私立幼稚園

（園児数134万人）

|   |      |     |      |      |   |   |     |     |     |                                    |               |
|---|------|-----|------|------|---|---|-----|-----|-----|------------------------------------|---------------|
| <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1600</td> </tr> </table> | 国    | 300 | 都道府県 | 1600 | <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>400</td> </tr> </table> | 国 | 200 | 市町村 | 400 | 私学助成<br>(機関補助)<br><br>幼稚園就<br>園奨励費 | 保護者負担<br>3400 |
| 国   | 300  |     |      |      |   |   |     |     |     |                                    |               |
| 都道府県  | 1600 |     |      |      |   |   |     |     |     |                                    |               |
| 国   | 200  |     |      |      |   |   |     |     |     |                                    |               |
| 市町村   | 400  |     |      |      |   |   |     |     |     |                                    |               |

#### 公立保育所

（園児数91万人(0~5歳)）

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 市町村<br>[交付税]<br>3600 | 保護者負担<br>3200 |
|----------------------|---------------|

#### 私立保育所

（園児数129万人(0~5歳)）

|  |      |      |     |      |   |   |      |            |               |
|--|------|------|-----|------|---|---|------|------------|---------------|
| <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>1800</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1800</td> </tr> </table> | 都道府県 | 1800 | 市町村 | 1800 | <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>3500</td> </tr> </table> | 国 | 3500 | 保育所<br>運営費 | 保護者負担<br>4700 |
| 都道府県   | 1800 |      |     |      |   |   |      |            |               |
| 市町村  | 1800 |      |     |      |   |   |      |            |               |
| 国  | 3500 |      |     |      |   |   |      |            |               |

## 私立幼稚園の一人当たりに係る補助金額と納付金(年額)

＜A市町村における幼稚園＞

- ・A市町村は、子どもが少なく、その地域には私立幼稚園のみ存在。
- ・当該幼稚園のこども一人あたりの年間の補助金額(公費負担額)は49万円※、納付金による収入(保護者負担)は13万円。

※機関補助(39万円)と幼稚園就園奨励費(10万円)の合計額。(施設整備費は除く。)

|                | 私立幼稚園<br>(平均)  | 私立幼稚園のみ<br>の市町村の事例 |
|----------------|----------------|--------------------|
| 補助金<br>(公費負担)  | 20万円<br>(44%)  | 49万円<br>(79%)      |
| 納付金<br>(保護者負担) | 25万円<br>(56%)  | 13万円<br>(21%)      |
| 補助金と納付金の<br>合計 | 44万円<br>(100%) | 62万円<br>(100%)     |

(注1) 各項目の金額は、各総額を学生生徒等数で割り返し、一人当たりの金額を推計したものの。

(注2) 公費とは、機関補助、幼稚園就園奨励費も含む合計額。ただし、施設整備費は除く。

(注3) 「私立幼稚園」の補助金(私学助成と幼稚園就園奨励費)及び学生生徒等納付金は、予算ベースより推計。

(注4) 「私立幼稚園のみの市町村の事例」については、該当する学校法人の平成20年度資金収支計算書より計算。(文部科学省調べ。)

(注5) 四捨五入により、合わない場合がある。

## ② 新たな制度

- 新たな制度においては、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する観点から、個人給付である幼保一体給付(仮称)を基本とすべきではないか。
- この際、地域別の単価等できめ細かく設定する必要があるのではないか。また、特別支援教育や障害児保育などについても職員の加配が可能となるような単価設定も考える必要があるのではないか。
- さらに、こうした措置をしてもなお、個人給付である幼保一体給付(仮称)のみで施設を運営することが困難となる場合には、私学助成等を存続させるか、新システムにおいて機関補助を位置づけ、公私立問わず、機関補助を行うことができるように検討すべきではないか。

(2) 公立施設における運営費の扱い

① 現行制度

○ 現行制度は、公立幼稚園・公立保育所とも一般財源化されており、地方交付税措置がなされている。

< 幼稚園・保育所の費用負担 >

平成22年度ベース(単位:億円)

( ) ……一人当たりの負担額(年額)

公立幼稚園

(園児数30万人)

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 市町村等<br>[交付税]<br>1100 |  |
| 保護者負担<br>200<br>(8万円) |  |

私立幼稚園

(園児数134万人)

|          |              |                         |
|----------|--------------|-------------------------|
| 国<br>300 | 都道府県<br>1600 |                         |
| 国<br>200 | 市町村<br>400   | 保護者負担<br>3400<br>(25万円) |

2400  
(うち国費  
500)

公立保育所

(園児数91万人(0~5歳))

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 市町村<br>[交付税]<br>3600    |  |
| 保護者負担<br>3200<br>(32万円) |  |

私立保育所

(園児数129万人(0~5歳))

|              |             |                         |
|--------------|-------------|-------------------------|
| 都道府県<br>1800 | 市町村<br>1800 |                         |
| 国<br>3500    |             | 保護者負担<br>4700<br>(32万円) |

7000  
(うち国費  
3500)

## ②新たな制度

- 公立施設については、地方一般財源により措置されており、新システムの下においても、地域主権の観点から、引き続き一般財源とするか。

※ 公立幼稚園の運営費は、従来から、地方一般財源により運営されているもの。また、公立保育所の運営費は、税源移譲にあわせて、平成16年度に一般財源化されたもの。

- または、新たな制度においては、公立施設についても、子ども・子育て包括交付金(仮称)等を財源とする幼保一体給付(仮称)により財政措置し、市町村の子ども・子育て関係の特別会計から給付することとするか。この場合、公立施設に対する国の関与が従来よりも強まることについてどう考えるか。

### (3) 公立施設における保護者負担

#### ① 現行制度

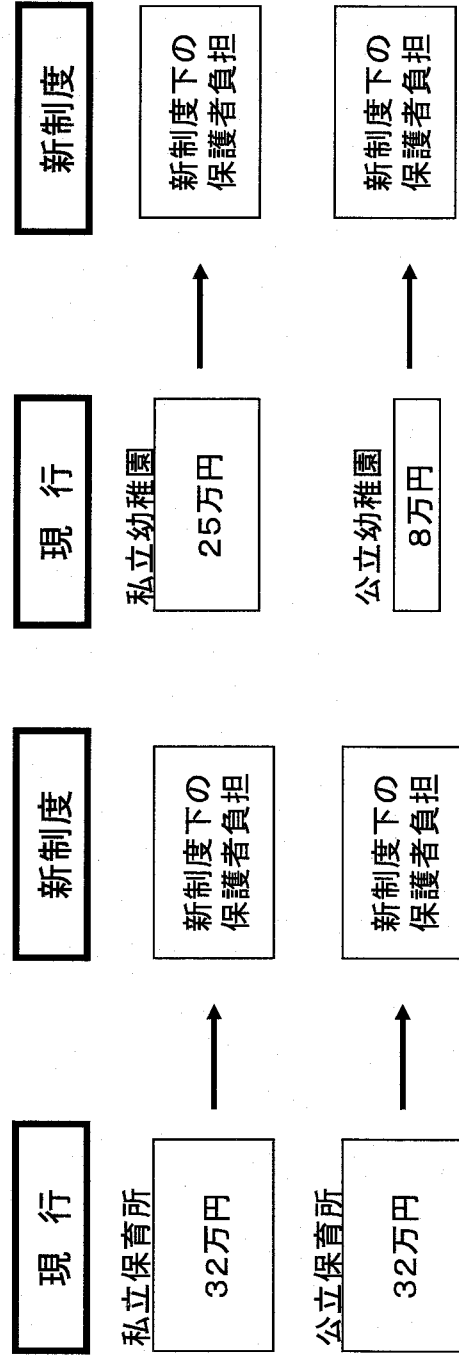
○ 保育料については、公立幼稚園は年間8万円程度と私立幼稚園より安く、公立保育所については、市町村が定めた公私立通じた徴収基準により徴収されており、公私の差はない。

#### ② 新たな制度

- 保護者負担については、現在保育所については公私同じ負担であることや、幼稚園については私立に通う子どもが約8割に及ぶ実態を踏まえ、公私を通じて同じ負担割合とすることが考えられる。
- この場合、保護者負担の公平を図る一方、現行の保護者負担の状況に鑑み、保護者負担軽減を検討することについてどう考えるか。

なお、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」において、「市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。」とされている。

#### <保護者負担>





#### (4) 国立施設の運営費等の扱い

##### ① 現行制度

- 幼稚園については、国立大学附属幼稚園があり、幼稚園教諭を国として責任を持って全国的にバランスよく育成する実習の場としての役割を担っている。
- 国立大学附属幼稚園については、国立大学運営費交付金により財政措置がなされているとともに、保育料は公立幼稚園並みの安い水準となっている。

単位：億円

( ) ……一人当たりの負担額(年額)

#### 国立大学附属幼稚園

|                              |
|------------------------------|
| 国立大学法人<br>運営費交付金<br>11585の内数 |
| 保護者負担<br>5<br>(7万円)          |

※運営費交付金については、平成22年度予算ベース  
 ※保護者負担については、国立大学附属幼稚園の一人  
 当たりの授業料(年額73200円)に園児数(平成21年度  
 「学校基本調査報告書」)をかけたもの

#### (参考)私立幼稚園

|                         |              |                     |
|-------------------------|--------------|---------------------|
| 国<br>300                | 都道府県<br>1600 | 2400<br>うち国費<br>500 |
| 国<br>200                | 市町村<br>400   |                     |
| 保護者負担<br>3400<br>(25万円) |              |                     |

※平成22年度予算ベース

#### (参考)国立大学附属幼稚園数及び園児数

出典：学校基本調査速報(平成22年5月1日現在)

|                  | 国立              | 合計                  |
|------------------|-----------------|---------------------|
| 幼稚園数[園]<br>(割合)  | 49<br>(0.4%)    | 13,392<br>(100%)    |
| 幼稚園児数[人]<br>(割合) | 6,218<br>(0.4%) | 1,605,948<br>(100%) |

## ②新たな制度

○ 国立大学附属幼稚園については、全国的にバランスよく教諭を育成するという役割に鑑み、国の意志として設置されているものであり、通常の幼稚園にはない特別な機能を持つ幼稚園として、利用者も、その特別な機能を求めて利用していること等から、新たな制度においても、通常のことでも園とは別の機能を持つ施設として、指定制及び幼保一体給付(仮称)の対象としないことを検討すべきではないか。この場合、引き続き国立大学法人運営費交付金により財政措置することが考えられる。

## (5) 施設整備費補助の扱い

### ① 現行制度

- 現在、幼稚園については、施設の新増改築や耐震化工事等に要する経費の一部を、国が、原則として公立幼稚園(市町村教育委員会が対象)及び学校法人立幼稚園を対象として補助している。
- 一方、保育所については、施設整備に関する補助を、市町村が、原則として社会福祉法人を対象として補助しており、その経費の一部を国が負担している。

### ② 新たな制度

- イコールフットリングの考え方に基づき、原則として、こども園(仮称)については設置主体によらず、すべて減価償却費相当を運営費(幼保一体給付)に乗せすることを基本とすべきではないか。
- ただし、緊急的な待機児童対策や耐震化のための補助等については、子どもの安全を守る観点から、別途整備に対する補助を措置することが必要ではないか。

# 各委員提出資料

## 目 次

|            |             |
|------------|-------------|
| ○ 池田委員提出資料 | ..... P. 1  |
| ○ 奥山委員提出資料 | ..... P. 3  |
| ○ 尾崎委員提出資料 | ..... P. 5  |
| ○ 菊池委員提出資料 | ..... P. 7  |
| ○ 倉田委員提出資料 | ..... P. 9  |
| ○ 坂崎委員提出資料 | ..... P. 11 |
| ○ 北條委員提出資料 | ..... P. 13 |

※なお、中島委員提出資料は別途当日持込となります。

平成22年11月4日

## こども園（仮称）に対する意見

全国国公立幼稚園長会

### こども園（仮称）についてI（基本的位置づけ）

#### 1 幼保一体化の目的

- 幼保一体化の目的が3つあげられているが、国民の主たるニーズは保育所の待機児童解消にあると考えざるを得ない。幼児教育の振興・充実は、現行の通り、学校教育体系に位置づけ、幼児教育と義務教育及びその後の教育との整合性・一貫性、教育としての体系性を確保する中で進めるべきであって、幼保の一体化によってなされるものではない。今必要なことは、保育制度改革であり、保育所の拡充等就労支援・良質な保育環境の整備や保育サービスである。①にあるような優れた幼児教育は、現行の幼稚園教育要領に基づく幼稚園教育にあるのであって、一体化されることではむしろ途絶えてしまう危険性すらある。

#### 2 こども園（仮称）の基本的位置付け

- 幼児教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育である。家庭ではできない学校教育として位置付けられている3歳以上の子どもに対する「幼児教育」と、保育に欠ける、あるいは保育を必要とする子どもに対する「保育」とは分けて考えるべきでそれぞれの目的に応じて充実策を講じる必要がある。幼稚園・保育所・認定こども園の垣根はむしろ必要であり、それぞれの機能を生かしつつ、地域のニーズに沿って柔軟に対応できるようにしていく施策が大切である。
- 家庭における子育て・教育にも資するような「こども指針」が、学校教育としての幼児教育の指針になるのか。どのような指針をイメージしているのか、想像がつかない。幅が広くあいまいな指針では、幼児教育の質は低下するとしか考えられない。
- 現行のすべての施設を廃止して、全国一律のこども園（仮称）の創設（p14）は、現状では無理であり、地域によっては経営が成立せず無駄ともなる可能性が大きい。
- [論点]（p17）教育の視点、福祉の視点を総合的に勘案しながら・・・とはどういうことか。これでは、幼児教育の質は保障されないどころか低下を招く。
- [論点]（p17）一定期間（10年程度）は経過措置が必要ということは、10年を過ぎたら幼稚園はなくなるということか。現行の制度をすべて廃止するとはあまりにも唐突で、幼稚園教育を願う保護者に対して理不尽である。また、教育公務員として誇りをもって幼稚園教育に携わってきた教員に対しても意欲を奪う措置である。幼児教育が揺らげば、小学校以降の教育水準も、生きる力も低下し、国力の弱体化につながる恐れすら感じる。明治9年初の幼稚園が設立以降130年を越える歴史と実績を有する幼稚園教育を途絶えさせることは、日本の教育を根底から否定するものであり到底賛同できない。

## こども園（仮称）について II（案） [具体的制度設計に関する論点]

こども園（仮称）にイメージされるこども園（仮称）の創設には賛同できないが、今後、具体的な制度設計の議論が進められることを危惧し、具体的な論点についても、以下に指摘する。

〈主な論点〉

- (1) 設置主体（p 4）には制限が必要。法人化は最低の条件。学校教育法第 1 条に規定されている通り、学校教育に位置付くことが子どもへの最良の幼児教育の保障につながる。
- (2) 設置認可、指導監督等の主体（p 6）は、都道府県教育委員会がよい。主体は都道府県におき、各市区町村教育委員会との連携で進める。
- (3) 設置・廃止の手続き（p 8）は、認可とすべきである。
- (4) 評価、情報公開（p 10）は、義務化にすべきである。教育としての責任を明確にする。
- (5) 設置基準（p13）は、現行のものを基礎にして、さらに職員の配置基準や施設面積は見直しを図っていく。基準は厳しく設定しておくことが質を保障することにつながる。運動場は必要不可欠であり、近隣の場所での代替は不可とする。すべての子どもに意図的・計画的な教育活動を進めるには、全国を対象にした基準を高め設定することが重要である。
- (6) 研修（p17）について

現行の通り、教育基本法・教育公務員特例法等の規定によって研修機会が保障されることが絶対に必要である。教育・保育はそれぞれに高い専門性を要する仕事であり、質の維持・向上のためには不断の研修が不可欠。養成段階は元より、仕事に就いた後、どのように教師や保育士としての自分を高めていくかは仕事に対する誇りや意欲と研修制度にあると考える。初任者研修、10年経験者研修等は不可欠。小中学校教員との合同研修や管外研修等勤務地を離れての研修も認められるようにすることが教育としての質の向上につながる。

〈その他の論点〉

- (3) 職員の身分（p 23）は、現行の通り。教育公務員としての身分の保障は必要。
- (4) 政治的行為の制限（p 24）は、現行の通り。
- (8) 経過措置等（p 32）を見ると、現実にはかなり厳しい新システムの施行と言える。なぜここまでの現実が分かっているのにもかかわらず、施行を急ぐのか。「すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供する」という理念を踏まえ、各地域の実情に即して、地域毎に自然な形で幼稚園・保育所・認定こども園が定着していくことが望ましい。

◎全国国公立幼稚園会は、子ども・子育て新システムを、将来この国を担う人材育成という大きな視点に立ち、幼児期の教育が人格形成の基礎をつくること、義務教育及びその後の教育の基盤となっていくことの重要性を充分踏まえて検討されることを強く願うものである。

日本には日本の子育て文化があり、幼児教育も保育も、家庭や地域社会と幼稚園等施設との連携によって豊かさのある実践が生まれるのである。親の育児放棄を誘うような、全国一律の制度改革ではなく、適切な国や都道府県の関与・指導の下に、地域に密着した幼児教育と保育が展開されることを真に望む。

**「地域子育て支援拠点事業」が、子ども・家庭支援に果たす役割**

<はじめに> 子ども・子育て新システムの基礎給付に「地域の子育て支援事業」として位置づけられている「地域子育て支援拠点事業」は、「すべての子育て家庭」の多様なニーズに応える身近な拠り所として、また、地域の支えあいの根幹として、当事者と必要な支援をつないでいる。具体的には、虐待予防、育休中の社会との接点、一時預かり、障害児支援、異世代交流、父親の育児参加、親のエンパワメント、地域コミュニティ活性化など、「子育て支援の全体像」を描くにあたり、必要な機能をきめ細やかに担っている取り組みがある。また、市町村と共にNPO等の市民が参画する新たな社会連帯として包括的に地域の子育て支援の資源をつなぐ役割も果たしている。

**「地域子育て支援拠点事業」は、すべての子育て家庭のセーフティネット！**

育休中も含めて、3歳未満児の親の約8割は、保育施設以外で子育てをしているが、「地域子育て支援拠点事業」は、「すべての子育て家庭」を対象とした事業であり、年間のべ約3,264万人<sup>(※)</sup>の親子が利用している。その利用者像とニーズは多岐にわたり、当事者(子育て家庭)と地域の社会資源をつなぐ潤滑油、触媒的な機能を持つ地域の互助システムとして子育ての孤立化や負担感を軽減する役割も担っている。

※年間のべ利用=1ヶ所平均6,676人×4,889ヶ所 (H21年ひろば全国調査)

**<多様なニーズ>**

- 初めての育児に不安
- 身近な相談
- 子どもの発達に不安
- 出会い・交流
- 情報交換
- 一時預かり
- 実家が遠い
- 里帰り利用
- 虐待予防

**地域子育て支援拠点**

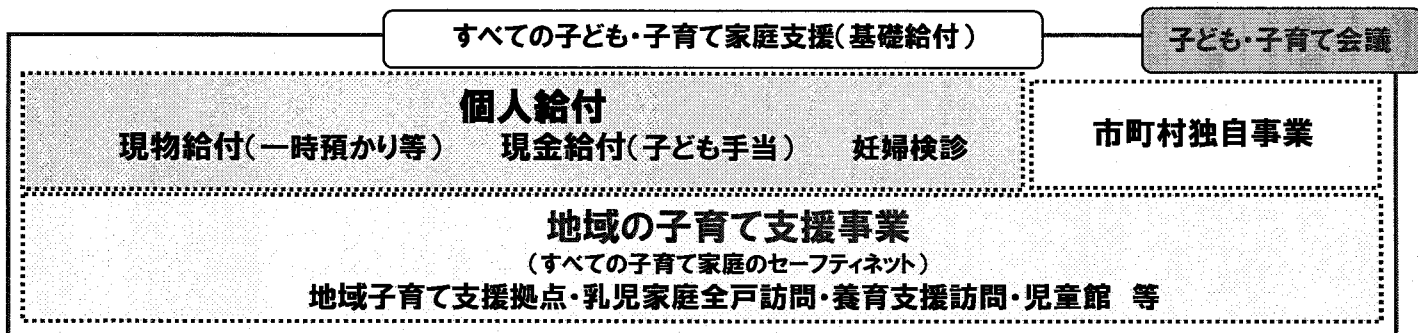
- ◆子育てひろばと保育園の両方  
を利用しながらパート就労
- ◆祖父母と孫  
◆多胎児
- ◆育児休業中  
◆転入者
- ◆休日の父親と子ども  
◆子育てひろばで一時預かり  
を利用しながらパート就労
- ◆ひとり親家庭

**<多様な利用者>**

**地域の子育て力をはぐくむ地域子育て支援事業を土台に、各市町村に当事者性を取り入れた「子ども・子育て会議」設置を！**

「地域の子育て支援事業」は、当事者に最も近い場所でニーズを把握し、すべての子育て家庭のセーフティネットとして機能する「基礎給付の土台部分」である。その上で、個人給付、さらには2階部分の幼保一体給付があると考えたい。よって、地域の子育て支援拠点事業には全給付費の一定割合が充てられ、子育ての第一歩から確実に支える仕組みとなることを求めたい。

また、地域子育て支援拠点は、第2種社会福祉事業に位置付けられ、すべての子育て家庭対策として積極的位置づけのニーズがある。地域の子育て力がアップし、子育て中の親が社会と繋がるためには、当事者の声を取り入れた子ども・子育て会議を各市町村に設置し、NPO等の多様なステークホルダーが参画できる仕組みが必要と考える。さらに、子ども・子育て会議は、単なる諮問機関でなく、事業評価、監査、勧告ができる組織として設置されることも望みたい。



**個人給付の枠組みで一時預かりを保障**

地域子育て支援拠点での一時預かりは、実家に子どもを預けるような感覚でゆだねられる身近な心の拠り所である。育児ストレスを抱えつつも、子どもと離れることに不安感を持つ親がいる中、地域子育て支援拠点での日頃の様子を理解した上で信頼感を持って預かってもらえることは、親の心の安定につながる。また、親支援だけでなく、子どもにとっても親以外にも信頼できる大人が関わる中で育つことは、子ども自身の心の安定や成長発達につながる。

また、個人給付の枠組みで一時預かりを保障することは、さまざまな理由で行き詰まった育児に第3者が介在する機会、社会全体で子どもを育てる機会を促進すると考えられる。

(\*子育てひろば全国連絡協議会が地域子育て支援拠点の利用者、スタッフからの投稿をまとめた作品集)



## 育ちあい

◆2年前、2歳だった息子はトラブルメーカー。おもちゃを取ったり、お友だちを訳もなく押し倒したり、息子が行く先々で泣き声上がる。「私の育て方のせいなのか」とひどく落ち込んだ。それから2年、4歳になった息子はすっかり面倒見の良いあんちゃんだ。下の子たちには優しく、同い年の子とは言葉で思いを伝えながら楽しそうに遊ぶようになった。その成長した姿がとても嬉しい。

◆母親達は学びあい励ましあい、子ども達はいろんな大人とかかわりながら遊び、まるで大きな家族のようでした。子育てで大事なことは、すべて支援センターが教えてくれました。人間関係が希薄な今であっても、人と関わることでしか解決できないこともあるのだと気付かされました。

## 支える

◆家に缶詰で、夜泣き、後追い、授乳、おむつ交換、離乳食、家事が私の生活の全てでした。ほとんど誰とも会話を持つことが出来ない状態で、24時間休みなしの育児。「この子は、自分を困らせるためにいるのでは?」、そんな考えがよぎる自分に日々罪悪感を覚えています。

ある日、泣きながらすがってくる子に大きな声で怒鳴り散らしてしまいました。自分が情けなく、また子どもに申し訳なく、涙が出てきました。それと同時に体から湧き上がってくる強いやり場のない怒りが自分でも恐ろしくなり、「15分でも30分でも預かって」と、わらにもすがる思いで託児所へ。しかし断られ、途方にくれ、頭が真っ白になってしまいました。

そのとき「支援センターならきつと話を聞いてくれる」とぼんやりした頭で、電話していました。「お母さん一人では子育ては無理。抱え込んではいけない」と、子どもを慈しんで育てられない私を責めることなく、励ましてくださいました。

◆3歳の長男は2歳半の時、自閉症と診断されました。多くの問題と向き合う日々です。障害という大きな壁を越えられない私に、先生方はいつも笑顔で接してくれました。そして、私と息子のために、一人で遊ぶスペースを作ってくれました。息子にはすごく大事なスペースです。不安な気持ちを落ち着かせて、また出て遊ぶ勇気をくれます。障害を理解していなければ、対応は違うと思います。

そんな笑顔の力もあり、私も少しずつ笑えるようになりました。そして気付いた事。ママが笑っていないと子どもも笑ってくれない。子ども達と皆さんの笑顔に救われ、私の世界は色をもどしていきました。



## つなぐ



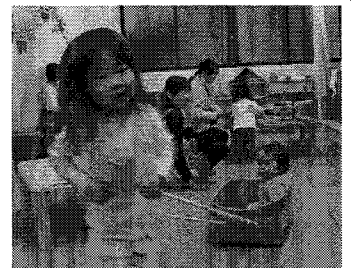
◆実家が遠い私にとって大きな心の居場所となった。子育ての喜びも悩みも分かち合える。他愛のない会話で笑い転げたり、時には転勤していく友だちに涙したり。一人じゃない、みんなで子育てしていけるって幸せ。

◆急な転勤で福岡から沖縄へ。右も左もわからない土地での初めての子育て。どんなに淋しく心細かったか…。ある日、先輩ママから「ママと離れて友達と遊べるようになったさ。成長しているさ〜」と。この言葉がどれだけ嬉しかったことか。沖縄に来て「一人で子育てがんばらない」と、肩に思いっきり力をいれていた私。自分の子どもをちゃんと見ていてくれる人がいるということ。私は一人じゃないんだと肩の力が抜けていくのがわかりました。

## 地域の人たちと

◆小学3年生の今もフリーマーケットや、玉ねぎほり、などいろいろな楽しい行事に参加することができました。また、学校の帰り道、ひろばの前を通ると、いつもスタッフの人たちが、声をかけてくれるのでほっとします。ひろばの前の薬局のおばさんも、おぼえてくれているので、ちょっとてれくさいです。(ひろばの元利用者)

◆そこでは5、6人のおばあちゃん達がサポーターとして積極的に子どもと関わり、遊んでくれていた。その優しい眼差し、大らかな包容力、あったかい手。和やかな空気にすっぽり包まれてしまった。「ママっていうものは、ただでさえガミガミ言っちゃうものでしょう。いいのよ、ここでは黙って見てなさい。暴力とやんちゃは違うんだから」そう言って「やんちゃ」な息子を自由に遊ばせてくれる。喧嘩も勉強。経験豊富なおばあちゃん達がいつも見守ってくれている。





# 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に対する意見について

平成 22 年 11 月 4 日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー  
高知県知事 尾崎正直

## ■幼保一体給付（仮称）について

### 1 事業者参入の仕組みについて

- ・ 指定基準については、サービス給付に対するニーズは地域によって様々であるので、地域の実情によって適切にサービスが提供できるよう、地方の裁量が活かせるものとする。
- ・ 指定主体については、幼保一体化を効果的・効率的に進めていく上で非常に大きな論点であるので、今後地方と十分協議すること。

### 2 財政スキームについて

- ・ 資料「幼保一体給付（仮称）について II（案）」の「（2）公立施設における運営費の扱い」において『新たな制度においては、公立施設についても、基本的には、子ども・子育て包括交付金（仮称）等を財源とする幼保一体給付（仮称）により財政措置』とある。

「現行」の財源部分が「交付税」と「保護者負担」とされているのは「地方税及び交付税」と「保護者負担」の誤りであり、市町村は、公立幼稚園・公立保育所の運営費の財源を、地方固有の財源である地方税及び地方交付税で責任を持って賄っている。

今回の提案は、この財源と責任を地方から取り上げることに他ならず、政府が進めようとしている地域主権の理念に真っ向から逆行することとなり断固反対であること。

- ・ サービス給付に対する財政措置については、子ども・子育て新システム全体の中で検討すべきであり、財政スキームの区分などシステム全体の枠組みの議論を早急に行うこと。

# 「幼保一体給付」に対する全保協の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

## 1. 給付の基本・支払方法

### (1) 利用時間等、保障量について

保障量については、子どもの生活と発達の保障を重要な視点とし、保護者の心身の状態や就労等の条件を考慮し、必要かつ十分な量を認定すること。

## 2. 契約方式

### 1) 保育の必要性の認定

#### (1) 子育て支援専門員(仮称)の配置による必要度の認定

- ① 主体である子どもにとっての必要性に加え、保護者の就労や心身の状態、家庭の状況等を客観的基準にもとづき総合的な評価(アセスメント)を行う専門職の配置(子育て支援専門員(仮称))の設置が不可欠。
- ② 子育て支援専門員(仮称)にはアセスメントの専門知識と、地域内の保育資源・サービスの情報および判断するための権限をもたせること。
- ③ とくに需要が供給を上回る状況では、保護者が「こども園(仮称)」等を直接選択し申込み仕組みでは、複数の施設を回ったり、申込みが特定の「こども園(仮称)」に集中したりすることが予想される。そうした理由により、真に保育が必要な子どもの利用が排除されないように、利用調整を市町村が行うことが必要。

#### (2) 質の維持を図るための供給量の調整

- ① 参入の自由化は過当競争を生じさせる懸念がある。その結果、サービスの質の低下や過剰サービスの提供等が発生し、保育機能そのものが不全となることが懸念される。よって、市町村は、「新システム事業計画(仮称)」等に基づくサービス供給量の調整を行うべきである。
- ② サービス供給量が不足する場合は、公立保育所の設置等、市町村が自ら事業者となり、市町村の責任のもとでサービスの提供を行うことを法律上明記すること。

#### (3) 「こども園(仮称)」利用が予定される者への事前認定の仕組み(予約枠等の確保)

事前に保育が必要となることが予測できる場合の対応としては、「こども園(仮称)」等を利用できることが就職や職場復帰の重要なポイントとなることから、できるだけ早期に利用する「こども園(仮称)」が決まることが望ましい。保護者、子どもの双方の負担に配慮した手続きとするには、妊娠期の早期から申請登録制を導入すべき。

#### (4) サービスの利用・質等に関する苦情解決

選考にもれた場合やサービス利用にあたっての苦情解決の窓口を設置すること。

### 2) 利用保障

#### (1) 社会的な養護が必要な子どもの利用の保障

- ① 被虐待児童や障害のある子どもたち等の利用を保障するため、すべての「こども園(仮称)」に利用に関する応諾義務を課し、幼保一体化の実を期すこと
- ② 被虐待児童や障害のある子の保育に必要な機能強化・体制整備を図ること。

#### (2) 現在、利用している子どもが排除されない仕組み

子どもの育ちの保障と保護者の就労支援の観点から、とくに保育を必要とする子どもが生活・発達する場としての機能を維持した仕組みとすること。

#### (3) 緊急の必要性が高い子どもたちの保育の保障

定員とは別枠で緊急性の必要性が高い子どもたちを優先的に受け入れるための枠を市町村単位に予め設定する必要がある。

### 3) 公的保育契約

公的保育契約であることを明確にするため、次のことを法律等で定めること。

#### (1) 契約書

- ① 市町村共通の契約書の使用
- ② 市町村による契約書様式の作成
- ③ 市町村による利用調整の契約書上への明記

#### (2) 利用決定等

- ① 市町村が定めた基準と順位(優先度)による利用の決定
- ② 決定に関する事務体制の確保

## 3. 給付の方法(利用者負担及び価格設定)

### (1) 一定の固定費が確保された月額単価設定

子どもに保育を保障する観点から、被虐待等、配慮が必要なケースや相談・支援等、利用料に応じて運営することがなじまない事業等がある。児童福祉の理念により、セーフティネットとしての機能を確保するためには、一定の固定費が確保された月額単価設定(実利用量ではなく必要量に応じた)とすること。

## (2) サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組み

サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを、「こども園（仮称）」の制度に組み込むこと。例えば職員の勤続年数や雇用形態、研修実績、相談・援助件数等に応じた加算や単価設定を検討すること。

## (3) 利用料徴収

- ① 「こども園（仮称）」に正規の事務職員を配置すること。
- ② 利用料が未納であっても、児童福祉の観点から子どもの保育（幼児教育を含む）の保障を侵害するべきではない。そのためにも、未納の督促や未納の場合の補填などは市町村の責務として定めるべき。

## (4) 利用者負担の軽減

利用料については、定率の利用料とするとしても、減免措置を講じるとともに、経済的に厳しい若年層が子育て世代であることを踏まえ、利用者負担（現行では平均4割）を1割程度に引き下げること。

## 4. 事業者参入の仕組み(指定基準・サービス類型等)

- 幼保一体給付および基礎給付の現物支給については、対象となるサービスを明確にし、そのサービスごとに事業者の要件等を定めること。

### (1) 事業者の指定基準

- ① 指定基準（設備や人員配置等サービスの質に関する基準）は、現在、国が定めている児童福祉施設最低基準を上回るように定めること。
- ② サービス供給において過当競争が生じないよう、市町村に地域内のニーズにもとづき策定された「新システム事業計画（仮称）」の策定を義務化し、サービス供給量の調整を図ることを責務とすること。
- ③ 指定事業者に関わる資金収支の公表を義務づけること。
- ④ 認可外の施設を指定するにあたっては、ある一定の期間内に認可を取ることを基本として進めること。
- ⑤ 多様な事業主体の参入にあたっては、保育の質の確保、利用者の保護を図るため、下記について法律等で定めること。
  - ◆ 指定権者（都道府県）による事業内容の監査・指導の実施
  - ◆ 事業所の廃止や地域からの撤退時のルール
  - ◆ 通知期間
  - ◆ 利用者の保護（他の事業者への調整や当該費用の負担等）
  - ◆ 事業主体の倒産・解散時の財産等の処分などの取扱い

### (2) 運営費の使途制限

運営費等については、公的な資金を財源とするものであり、一定の使途制限を設けること。

### (3) 認可保育所等の役割の明確化

多様な事業主体の参入にあたっては、社会福祉法人の使命・役割についての検討とそのことに見合った評価が必要。社会福祉法人の使命として、これまで認可保育所として行ってきた、地域の子育てを支え、地域に開かれた児童福祉施設であるとともに、地域におけるソーシャルワーク機能を発揮していく存在として位置づけること。

## 5. 既存の財政措置との関係

### (1) 公立保育所の位置づけ

一般財源化されている公立保育所についても、すべての子どもに良質な成育環境を保障する観点から、子ども・子育て新システムの対象事業とすること。

### (2) 障害児保育の加算措置

障害児保育については、一般財源化されていることにより地域格差が生じている。障害児の保育にあたっては、より専門性を必要とするため、子ども・子育て勘定の対象経費とするとともに、加算の仕組みを検討する必要がある。

### (3) 施設整備費の確保

安心こども基金で計上されている施設整備費についても、待機児童解消をはかるためにも、また老朽化した施設の改築や耐震化、バリアフリー化をはかるためにも、整備費をとって確保する必要がある。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ  
基本制度ワーキングチーム 第3回会合

平成22年11月4日(木)

全国市長会社会文教委員長

大阪府池田市長 倉田 薫

今回の第3回会合は「幼保一体給付について」が主題と理解しておりますが、全国市長会を代表して本会に参画させていただいている者として、どうしても申しあげておかなければならない件がありますので、まず冒頭、一言申しあげさせていただきますと思います。

その件とは、来年度の子ども手当に関する地方負担の問題であります。小宮山副大臣は去る10月26日の会合で子ども手当については、来年度においても本年度同様、地方負担を求める旨の発言をされたと報道されております。この来年度、子ども手当の額ならびに地方負担を求めるかどうかの問題については、本会においても再三副大臣からも来年度予算編成作業の中で議論されることとお話がありましたし、私ども市長会としては「国と地方の協議の場」で議論されるべき問題であると認識いたしております。その意味からも地方負担は既定の事実であるかのようにご発言されることについては、誠に遺憾であります。

今後とも、来年度の子ども手当の地方負担の問題については、「国と地方の協議の場」の協議事項であるにご認識いただき、慎重にご発言いただきますよう失礼ながら、まず冒頭をお願い申しあげます。

さて、本日のテーマである幼保一体給付(仮称)創設についてであります。幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する、幼保一体給付(仮称)の創設については、原則的に賛成です。

本市の例を申し上げますと、幼稚園はかつて、新入園児の抽選を行っていたこともあったものの、平成23年度の入園予定者は定員を大きく割り込んでいる状況でございます。

一方、保育所においては待機児童はありませんが、定員の110%を超える児童が入所しており、定員の弾力的運用でしのいでいるのが現状です。幼保の一体化は、質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、このような利用者の不均衡も解消でき、待機児童の減少につながるものとして期待いたしております。

ただし、現状では財政支援の必要性や二重行政により、認定子ども園は増えていないのが実態です。池田市においても、幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ「池田市立なかよしこども園」を設置いたしておりますが、認定こども園の申請は行っておりません。これは認定のメリットが見えないからであります。

今後、幼稚園・保育所・認定こども園をこども園（仮称）に一体化するためには、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱で示されている「政府の推進体制の一元化」すなわち、新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設が不可欠であると思います。

先日の新聞ではその幼保一体化について具体的には2023年めどと報道されておりましたが、これについてはがっかりいたしました。あまりにもスピード感がなからです。2013年の新システムの体制整備にあわせて早急に具体化されることを願ってやみません。

## 「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度

### ワーキングチーム」 1回目・2回目の会議を受けて

日本保育協会 坂崎 隆浩

#### 1. 乳幼児期の保育予算（現物給付）を確保して下さい。

幼保一体化を含む今回の制度改革は、子ども手当の現金給付とのバランスが大切です。特に保育関係は全ての子どもへの対応が求められていますので、大幅な財源の投入無くしては出来ません。財源確保の道をきちんと示すべきです。

#### 2. 市町村の責務問題と認可施設の重要性

乳幼児期は国・都道府県・市町村による三位一体の責務が重要と考えます。

##### 1) 国・都道府県の立場は支援ではなく責務が正しいと考える。

例えば教育を考えたときに国・都道府県の立場が支援ということではないはず。現状の超少子化傾向を鑑みても、乳幼児期は、重要な問題であり国のナショナルミニマム、都道府県の責務は必要不可欠である。

【削除の理由】国・都道府県は包括的な責務はありますが、基本的には財政支援や技術的な支援ではないかと考えます。従って、市町村が基礎自治体としてサービス提供の直接的な責務を負うのではないかと考えます。

##### 2) 市町村の責務は後退しないようにすべきである。

1による国・都道府県の支援、更に責務を要求されている市町村の保育の実施責任を規定している児童福祉法第24条が後退するのではないかと懸念がある。これら乳幼児期の問題は、国・都道府県・市町村らによる三位一体の責務が基本と考えます。

##### 3) 認可保育所が乳幼児期の保育を担うべきです。

国等の責務において実施する保育は、認可保育所が担うことを明確に示すべきです。指定制の導入により乳幼児期の保育を企業等に安易に任せる仕組みになることを憂慮します。

### 3. 基礎給付の問題

基礎給付の段階でも現金と現物給付は明確に分けることが必要と考えます。

子ども手当は、現金により全国一律の額を支給すべきです。

一方、一時預かり等の個人に対する現物給付は全国何処でも利用できる供給体制の整備が課題であり、環境整備を優先すべきです。

#### 1) 基礎給付における現金と現物給付の混在の弊害をどう考えるのか

一時預かり・地域子育て支援が弱体化してしまうのではないか。

子ども手当1万3千円＋上積み分（現物）＝自治体が用途を条例等にて制定すると上積み分も含めて全部個人に渡してしまうと、それは現行の一時預かり・地域子育て支援とも人員を確保した仕組み崩壊すると考える。よってこれらにおける保育の質の担保は確保できるのかは甚だ疑問である。また権利が個人に渡り、基本的には全て直接契約となる。権利を全て用途出来る仕組みとなるのか。全ての子どもの施設として対応させるのであれば、現行の認可保育所が果たしてきた機能を十分に果たせる仕組み（基礎給付時土の現物と現金の分離）を考えて欲しい。

#### 2) 基礎給付からの保育料相殺は考えていないか。二階部分との整合性はあるのか。

例えば 給食費の全額から保育料の一部問題。

自治体における給食費未納問題に端を発した子ども手当との相殺。

小中学校の給食費未納問題が対象になるのであれば、本来基礎給付とは違うが同じ未納問題として保育料等を相殺するという話しにならないだろうか。

幼保一体給付との関係はどうなるのだろうか。

全ての子どもを対象に子ども手当を支給する一方、全ての子どもを対象とした保育に関わる料金を相殺するという考えは本来正しいのか甚だ疑問。

平成 22 年 11 月 4 日

子ども・子育て新システム検討会議  
基本制度ワーキングチーム 意見書

全日本私立幼稚園連合会  
北條 泰雅

- 1 学校教育法第 1 条の幼稚園の改正を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対である。
  - ・ かつて幼稚園・保育所の二元行政を行っていた国では、幼児期からの教育の重要性に鑑み、教育の視点を第一義として統合を行ってきた。幼児期の教育は学校教育としての明確な理念のもとに統合が行われたという各国の歴史的教訓を日本は学ぶべきである。
- 2 現行の学校教育法体系を侵さない範囲で「幼保一体化」構想が考えられるべきである。
  - ・ 今回の「幼保一体化」構想は、保育所制度改革をその起源としており、日本の子どもがどのような育ちをするべきかといった本質論に欠けている。このような状況のもとで、拙速に制度のみを無理に変えるのではなく、確実な歩みをするべきである。そのためには、現行法制度を最大限生かした改革を第一歩とするべきである。
- 3 保護者が機関を選択できる制度とするべきである。
  - ・ 「こども園（仮称）」という言葉が独り歩きし、幼稚園も保育所も均質な「こども園（仮称）」に強制的に移行させられるというイメージが先行している。そのことが、幼稚園在園の保護者にも、保育所在園の保護者にも不安感を醸成している。現実には幼稚園や保育所は多様なニーズに応じて多様な形態が存在している。自由主義社会においては、多様な選択が認められる制度とするべきであり、法律により強制的に移行させられるようなことがあってはならない。
- 4 都道府県・国の責任も明確にするべきである。
  - ・ 一施設を複数の市区町村の住人が利用している現状に鑑み、幼児教育の質の低下をきたさないよう国が、『客観的な基準』を定めるとともに、都道府県が関与する広域的なシステムを構築するべきである。

<裏面へ続く>



## ○こども園（仮称）への一体化の問題点

### 1. 学校としての質が設置基準において低下する。

現行幼稚園設置基準は、厳守すべき最低基準である。幼稚園は環境を通じた教育を行っており、教育内容は環境の構成によって示される面が大きい。

中教審の提言をふまえ、小学校以上の学校における学級編制及び教職員定数の改善についてはその方向が定まり、幼稚園についても今後同様の改善が期待されている。

### 2. 一律にこども園（仮称）とされることにより、現在認められている私立学校としての多様性が破壊され、国民の選択の自由が著しく損なわれることとなる。

- ・子どもにとって質の高い、学校教育としての幼児教育の概念を、具体的に示すべきである。
- ・子どもにとって質の高い保育時間とは如何にあるべきか、11時間とか13時間の保育は、子どもの最善の利益の観点から、一般化されてはならない。
- ・病児・病後児保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービスについても、前項の観点から一般化されてはならない。
- ・夏休み等の長期休業期間を、教育の観点からどう位置づけるのか、学校教育体系全体の中で熟議されるべきである。
- ・幼稚園の現行教育週数39週以上（学校教育法施行規則第37条）の規定は、当然維持されるべきである。変更の必要があるならば、学校教育体系全体の中で合理的な説明が必要となる。

### 3. 「新成長戦略」がいう「人づくり」の視点を欠いたまま、制度や給付の議論を行うことは、順序が逆である。幼児教育重視を国家戦略に位置づけ、幼児教育への公的支出をOECD諸国並みに高める努力を行いつつ、わが国の子どもたちがいまより幸せになるために、家庭はどうあるべきか、企業は、地域社会は、そして学校がどうあるべきか国民的議論を直ちに始めるべきである。

## 平成22年度 神奈川県保育のつどい開催要綱

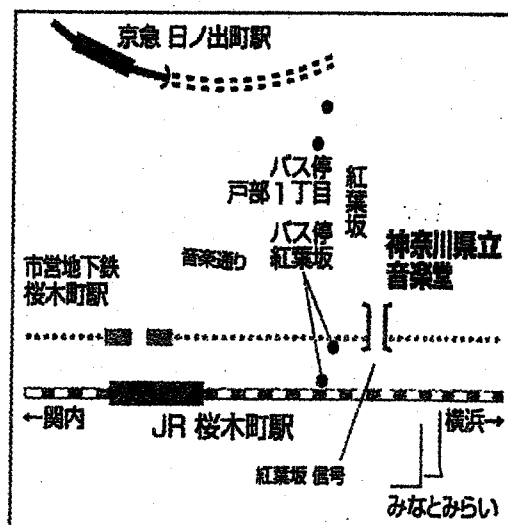
1. 趣 旨 保育賞を受賞した県内保育士に対し、その功績を称えるとともに、保育事業に対する理解を深め、一層の進展を図ることを目的に「神奈川県保育のつどい」を開催する。
2. 日 時 平成22年12月4日(土) 午後1時30分～午後4時
3. 会 場 神奈川県立音楽堂(横浜市西区紅葉ヶ丘9-2)  
TEL045-263-2567(代)

<交通> JR根岸線・市営地下鉄「桜木町駅」下車。徒歩約10分

※駐車スペースが限られておりますので(有料)、車での来場はご遠慮ください。

4. 主 催 神奈川県保育のつどい運営委員会(構成団体は下記参照)
5. 共 催 神奈川県、横浜市こども青少年局、川崎市、相模原市、横須賀市

6. 内 容 <第一部 記念式典>  
開会のことば  
主催者あいさつ  
保育賞受賞者紹介、保育章贈呈  
県知事あいさつ  
来賓祝辞  
登壇者、祝電の紹介  
謝辞、花束贈呈  
<第二部 記念公演>  
楽器演奏  
花のおさなご斉唱  
閉会のことば



7. 参加者 保育士養成校学生、保育関係者等 約1,100名
8. 連絡先 神奈川県社会福祉協議会地域福祉部 社会福祉施設・団体担当  
TEL045-311-1424 FAX045-314-3472

< 神奈川県保育のつどい運営委員会構成団体(順不同) >

神奈川県社会福祉婦人懇話会、神奈川県保育会、神奈川県民間保育園協会、神奈川県社会福祉協議会、横浜市社会福祉協議会、川崎市社会福祉協議会、相模原市社会福祉協議会、横須賀市社会福祉協議会、神奈川県保育士養成施設協会、神奈川県社会福祉協議会児童福祉施設協議会・母子生活支援施設協議会・保育協議会・障害福祉施設協議会、横浜市社会福祉協議会保育福祉部会、川崎市社会福祉協議会保育協議会、相模原市保育連絡協議会、相模原市社会福祉協議会児童福祉部会、横須賀市保育会、神奈川県ゆりの会、神奈川県保育士会、横浜市公立保育士会、横浜市私立保育士会、川崎市公立保育士会、川崎市保育会保育士会、相模原市保育士会

神奈川県保育会

① 差出人: "今井遊子" <imai-yuko@shakyo.or.jp>  
宛先: "14 神奈川県保育会" <kenho@hoiku-kanagawa.jp>  
送信日時: 2010年11月5日 13:36  
添付: ATT00031.htm; アルコール消毒液申込\_14.神奈川県.xls  
件名: アルコール消毒液の寄贈について  
神奈川県保育会 ご担当者様

いつもお世話になっております。

大変遅くなっておりましたが、標記アルコール消毒液の寄贈について  
ようやく調整が終わり、各施設への寄贈数が確定しましたので

ご連絡いたします。

貴県下の会員施設への寄贈数については添付しましたデータをご参照ください。

多数申し込まれた施設もあるとは思いますが、上限3梱包で調整させていただきました  
ので

ご了承くださいませよう、お願いいたします。

(市で取りまとめされている分については、施設数に乗じた数としております)

なお今後、業者より随時、送料の請求書を添付して発送することになりますので  
今月中にはお手元に届くのではないかと思います。

調整に時間がかかり、遅くなったことをお詫びするとともに

会員保育所からのお問い合わせにお答えいただきますよう、お願いいたします。

よろしく申し上げます。

②

2010.11.4 11:33

いつもお世話になっております。

先週金曜日に各組織宛にアルコール消毒液の寄贈数等をお知らせする

メールをお送りいたしましたが、届いておりますでしょうか？

このデータの決定数の脇に「送料（請求額）」の欄があり、金額が入っているかと思  
いますが、

この金額は参考金額であり、実際の送料は業者からアルコール消毒液が納品された際に

添付されている請求書の金額となりますので、取扱いにはご留意いただきますようお願い  
いたします。

いろいろとお手数をおかけして申し訳ございませんが、決定数は確定されております  
が、

送料は変わりうるということをご了承いただきますようお願いいたします。

全社児福発第 338 号  
平成 22 年 10 月 28 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸  
全国保育士会  
会長 御園 愛子  
全国児童養護施設協議会  
会長 中田 浩  
全国乳児福祉協議会  
会長 長井 晶子  
全国母子生活支援施設協議会  
会長 兜 森和夫  
(公 印 略)

子どもを守り、育む全国フォーラム2010  
～セーフティネットとしての児童福祉施設を守るために～  
開催および参加のご案内について

全国社会福祉協議会・児童福祉種別協議会活動の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成 22 年 10 月 15 日付全社児発第 445 号にてすでにお知らせしておりますが、この度、下記および別紙開催要綱により標記フォーラムを開催することといたしました。

子ども・子育て新システムの検討や地域主権改革に伴う児童福祉施設最低基準の条例移譲など昨今の政策動向を受けて、今後、種別協議会の枠を超えて都道府県・指定都市段階で課題を共有し、連携・協働の推進を図ることが必要不可欠です。

つきましては、業務ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、何卒上記の趣旨をご理解いただき、本フォーラムにご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

【「子どもを守り、育む全国フォーラム2010」の概要】

1. 日 時 平成 22 年 11 月 10 日 (水) 12:30～16:30 (12:00 受付開始)
2. 会 場 新霞が関ビル LB 階「全社協灘尾ホール」(東京都千代田区)
3. 対象者 都道府県・指定都市で子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者  
社会福祉協議会役職員等 (定員 350 名)
4. 参加費 無料
5. 備 考 その他の詳細は別添「開催要綱」をご覧ください、所定の申込書により FAX にてお申し込みくださいますようお願いいたします。

※ 参加受付を 11 月 8 日 (月) まで延長いたしますが、必ず所定の申込書による事前申込をお願いいたします。

↓  
料居副理事長出席

# 子どもを守り、育む全国フォーラム2010

## 子ども家庭福祉現場からの緊急提言！

～セーフティネットとしての児童福祉施設を守るために～

**【趣 旨】** 子ども家庭福祉の分野では、少子化対策や次世代育成支援等、包括的・一元的な制度づくりが進められており、本年6月には「子ども・子育て新システム」の基本制度案要綱が取りまとめられた。また、政府が本年3月に閣議決定した、いわゆる「地域主権改革一括法案」では、従来厚生労働省令で定めてきた児童福祉施設の最低基準を都道府県（指定都市・中核市）の条例に委任する方向性が示されている。

そのような状況から、今後は地方の財政状況等により子どもの健やかな育ちに影響することがないよう、自治体による積極的な取組みを促すための働きかけが必要不可欠となる。また、依然増え続ける児童虐待等、社会の支援を必要とする子どもや子育て家庭、そうした家族の住む地域に対して、児童福祉施設が、子どもを守り育てるセーフティネットとしての役割を果たし、長い実践の歴史を生かした活動をさらに充実させていく必要がある。

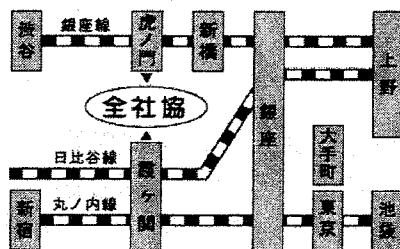
そこで、保育や社会的養護等児童福祉施設関係者、社会福祉協議会等が一堂に会し、都道府県（指定都市・中核市）における課題等について意見交換を行い、組織協働による具体的な活動に向けた取組みの検討を通じて、子どもの最善の利益を実現するために本フォーラムを開催する。

**【主 催】** 社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
全国児童養護施設協議会  
全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会

**【日 時】** 平成22年11月10日（水） 12：30～16：30

**【会 場】** 新霞が関ビル LB階「全国社会福祉協議会・灘尾ホール」  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509（児童福祉部）

〔交通案内〕



- ・地下鉄銀座線「虎ノ門」駅 11 番出口より徒歩 5 分
- ・地下鉄千代田線／丸の内線／日比谷線「霞ヶ関」A13 番出口より徒歩 8 分
- ・地下鉄千代田線／丸の内線「国会議事堂前駅」3 番出口より徒歩 5 分

【対象者】 都道府県・指定都市で子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者  
社会福祉協議会役職員等（定員350名）

【参加費】 無料（ただし、所定の申込書〔別紙〕による事前申込が必要です）

【申込締切】 平成22年11月2日（火）必着 → 8日（月）まで延長します

【プログラム】 12：00～12：30 受付

12：30～13：00 開会

【第1部】 13：00～14：55

13：00～14：45 連続レポート

テーマ 子ども家庭福祉現場からの緊急提言  
～セーフティネットとしての児童福祉施設を守るために～

進行・課題提起

高橋 重宏（日本社会事業大学学長、全養協中央推薦協議員）

レポート

- ① 全国保育協議会
- ② 全国保育士会
- ③ 全国児童養護施設協議会
- ④ 全国乳児福祉協議会
- ⑤ 全国母子生活支援施設協議会

進行による整理～アピール採択に向けて～

14：45～14：55 アピールとアピール採択

【第2部】 15：10～16：30

15：10～15：15 進行説明

15：15～16：15 都道府県・指定都市別懇談会

16：15～16：30 閉会

| 12:00 30      |    | 13:00 |                | 14:45 55 |                  | 15:10       |             | 16:15 30    |                       |                   |        |
|---------------|----|-------|----------------|----------|------------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------------|--------|
|               |    | 【第1部】 |                |          |                  | 【第2部】       |             |             |                       |                   |        |
| 11月10日<br>(水) | 受付 | 開     | 連続<br>レポ<br>ート | 全保<br>協  | 保<br>育<br>士<br>会 | 全<br>養<br>協 | 全<br>乳<br>協 | 全<br>母<br>協 | 休<br>憩<br>・<br>移<br>動 | 都道府県・指定都市<br>別懇談会 | 閉<br>会 |
|               |    |       |                |          |                  |             |             |             |                       |                   |        |

【本件に関する連絡・問合せ先（事務局）】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部（担当／藤咲）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509